

ISSN 2432-5090

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

【吉富望教授退職記念号】

第9号

2025年

3月

特集

能登半島地震から1年
—災害対策の現在地—



日本大学危機管理学部
危機管理学研究所

危機管理学研究 RISK MANAGEMENT STUDIES

第 9 号
2025 年 3 月

【吉富望教授退職記念号】

目 次

吉富望教授退職記念号の発刊にあたって

福田 充… 4

【特集】能登半島地震から 1 年 —災害対策の現在地—

■総説

能登半島地震における災害対策の諸問題

福田 充… 6

■論文

被災時の心理的ケアにつながるフェーズフリーな親子間コミュニケーションに関する展望
—自然災害発生時の在宅避難者の増加を見据えて—

木村 敦… 20

■研究ノート

災害対策基本法における市町村の役割と大規模災害の課題に関する一考察

秦 康範… 34

【投稿】

■論文

SNS 型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスと対策に関する認知・社会心理学的考察

木村 敦… 42

欧州連合（EU）のウクライナ支援の諸様相

—EU のウクライナに対する政治的支援を中心に—

大八木時広… 58

【令和 6 年度 危機管理学研究所 公開講座要旨】

第 1 回「令和 6 年能登半島地震を踏まえたわが国の災害対策の現状と課題」 秦 康範… 72

第 2 回「国民保護って何のこと？ 未体験の危機に備えて考えておきたいこと」

中林 啓修… 74

【投稿要項・掲載基準・執筆要領】…………… 78

日本大学危機管理学部危機管理学研究所

【欧文タイトル】.....	86
【編集後記】.....	88



吉富望教授退職記念号の発刊にあたって

日本大学危機管理学部 学部長 福田 充

令和6年は元旦の能登半島地震から始まり、同じくその能登半島で9月に豪雨災害が発生するなど、多くの災害に見舞われた一年でした。世界に目を転じると、ロシア・ウクライナ戦争は3年目に突入し、イスラエル軍によるパレスチナ・ガザ地区への攻撃はレバノン、イランにまで一部拡大し、そのような中東情勢の中でシリア内戦下のアサド大統領の独裁政権が崩壊しました。世界各地で洪水災害が発生し、アメリカでの山林火災も激甚化するなど、気候変動に対する国際協力がさらに求められる状況となりました。

こうした令和6年度には、開設から9年目を迎えた危機管理学部に今年度も新しい学生たちが入学し、昨年度に開設された大学院危機管理学研究科の修士課程は完成年度を迎え、この春には大学院第1期生が修士課程を修了して社会に羽ばたきます。令和7年度から大学院博士後期課程の開設も決まりました。そしてこのたび、この令和6年度をもって、吉富望教授を定年退職でお送りすることとなりました。

吉富教授は、1983年3月に防衛大学校の国際関係論専攻を卒業され、陸上自衛隊に入隊、その後、第2混成団特科大隊長兼松山駐屯地司令、内閣情報調査室内閣参事官、第1地対艦ミサイル連隊長、防衛大学校教授などを歴任されました。2015年に陸将補で陸上自衛隊を退官され、同年4月に日本大学総合科学研究所に教授として赴任されました。そして2016年4月に開設された日本大学危機管理学部に教授として着任され、その後、9年間にわたり、危機管理学部の学生の教育にあたってられました。その間、危機管理学部の研究委員長をはじめ、図書館分館長などの役職を歴任され、大学院危機管理学研究科の専攻主任として大学院運営の柱としてご活躍されました。

研究者としても、災害対策の国際協力を中心に、安全保障、国際人道支援など幅広い分野で研究を重ねられ、共著書として『世界に向けたオールジャパン：平和構築・人道支援・災害救援の新しいかたち』（内外出版：2016年）や、『防災をめぐる国際協力のあり方：グローバル・スタンダードと現場との間で』（ミネルヴァ書房：2017年）を刊行され、最近では離島での住民避難、国民保護など日本にとって喫緊の課題について実地調査を踏まえて論文や研究発表を重ねられました。

吉富教授は、日本大学災害研究ソサイエティ（NUDS）でも研究代表者を務められ、石川県と日本大学の包括連携協定に基づいた、日本大学危機管理学部チームの能登半島地震被災地視察調査のメンバーとして、能登半島地震被災地に入り視察とヒアリングを実施しました。また石川県庁とも連携し、馳浩県知事をはじめ、自治体やボランティア団体など多くの方々と協力連携を実現しました。

これらの甚大なる貢献に感謝の意を表し、『危機管理学研究』第9号を、吉富望教授の退職記念号として発刊いたします。長年の貢献に対し心より感謝を申し上げます。

吉富望教授の略歴と最近の研究業績



1. 略 歴

- 1983年 3月 防衛大学校（国際関係論専攻）卒業
- 1983年 3月 陸上自衛隊入隊
第2混成団特科大隊長兼松山駐屯地司令、内閣情報調査室内閣参事官、
第1地対艦ミサイル連隊長、防衛大学校教授などを歴任
- 2015年 4月 陸上自衛隊退官（退官時の階級：陸将補）
- 2015年 4月 日本大学総合科学研究所 教授
- 2016年 4月 日本大学危機管理学部 教授

2. 最近の研究業績

(1) 書 籍

- 『世界に向けたオールジャパン：平和構築・人道支援・災害救援の新しいかたち』（共著）、内外出版、2016年4月15日。
- 『防災をめぐる国際協力のあり方：グローバル・スタンダードと現場との間で』（共著）、ミネルヴァ書房、2017年7月30日。

(2) 論文等

- 「離島における国民保護に関する一考察：戦闘の渦中、あるいは敵の占領下に置かれた住民の保護について」『戦略研究』第36号、2025年2月刊行予定。
- 「武力攻撃下の離島における民間人の避難が抱える課題：八重山地域に焦点を当てて」『危機管理学研究』第7号、2023年3月、58-74頁。

能登半島地震における災害対策の諸問題

日本大学危機管理学部 教授 福田 充

I 能登半島地震の被災地調査

能登半島とその周辺地域は近年、繰り返し大型の地震が発生する地震常襲地域であった。近年のものに限っても、2007年には平成19年能登半島地震でマグニチュード6.9を記録し、2020年以降は能登半島の群発地震が発生、2023年にはマグニチュード6.5を記録した令和5年奥能登地震が発生した。

その能登半島で2024年1月1日、元旦の夕方に石川県を中心として、富山県、新潟県、福井県など周辺の地域を含めて広範囲に大地震が発生した。気象庁発表によると、この地震は石川県能登地方を震源としたマグニチュード7.6の規模で、最大震度7の揺れをもたらした。また能登地方において広範囲に震度6強、6弱以上の揺れを観測し、その後も長期間にわたって余震が発生した。¹

内閣府発表によると、その1か月後の2月16日の段階で、人的被害として死者241人、負傷者1,296人が報告されている。能登半島被災地では521か所の避難所が開設され、1万2,931人が避難生活を余儀なくされた。また家屋被害としても全壊7,704棟、半壊9,467棟という甚大な被害をもたらした。さらには被災地内で約4万4,000戸の停電、約13万5,000戸の断水が発生してライフラインが寸断された。²

これがいわゆる能登半島地震の被害の概要である。能登半島地震では、能登半島の奥能登、中能登を中心に大規模な地震の揺れの影響で、家屋などの建物被害、土砂災害、道路や鉄道が破壊される被害が発生した。また、輪島市の朝市では火災が発生し、朝市全体が大規模に延焼する火災被害も発生した。さらに地震により津波が発生したが、震源が能登半島の陸地に近い海底であったため、珠洲市や輪島市の沿岸部には約10分前後で津波が到達し、地域に甚大な被害をもたらした。

日本大学危機管理学部・福田充研究室は、この能登半島地震の被災地である奥能登、中能登にあたる石川県輪島市、珠洲市、穴水市、七尾市、能登町で被災地調査を実施した。³ 社会科学的なアプローチによる災害対策研究での被災地調査は、主に図1のように、①被害状況の視察、②対策本部へのヒアリング、③被災者へのインタビューからなる。まず①被害状況の把握のために必要なのは、被災地においてその街並みや自然の被害状況を現地で見て、写真や動画によって記録し、その被害状況について関係者から聞き取ることである。続いて、②対策本部でのヒアリングでは、市町村役場や都道府県庁などの災害対策本部を中心に、警察・消防・自衛隊などのファーストレスポnderや、鉄道・空港・港湾などの交通ライフラインなど、災害対策で重要な役割を果たすステークホルダーに対して、災害対策の状況や問題点をヒアリングすることが必要となる。そして③被災者へのインタビューでは、実際に避難所や仮設住宅を訪問して、被災者が経験した被災の実態、避

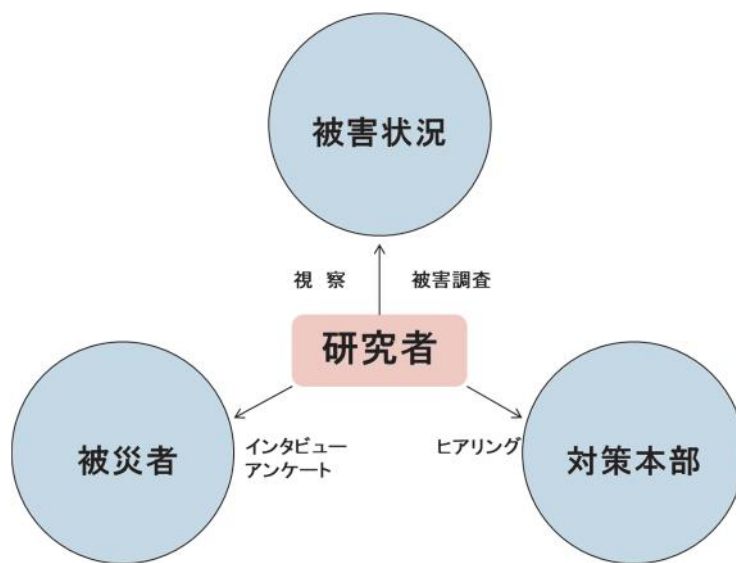


図 1 災害対策研究における被災地調査のフレーム

難行動や避難所生活での問題点、復旧・復興に向けた要望などを聞き取ることが重要である。

Ⅱ 能登半島地震の被害の特徴

能登半島地震の被害の特徴は、次の5つに分けられる。①地震による建物被害、②揺れによる土砂災害、③地震による火災、④津波による被害、⑤地震による海底の隆起である。

まず①地震による建物被害については、奥能登と中能登の地域において広範囲に見られた。とくに震源に近い輪島市、珠洲市を中心にその被害は甚大で、写真1・2のように一般家屋だけでなく低層ビルやマンションまでが全壊、半壊する被害が発生した。これらの建物被害の原因は半島で地盤が軟弱な地帯に、老朽化した古い木造家屋が多く存在したこともその一因となった。



写真 1 輪島市の倒壊した一般家屋



写真 2 輪島市の倒壊した低層ビル

続いて②揺れによる土砂災害は、山間部の多い能登半島に甚大な被害をもたらした。地盤の緩い山や崖が崩れ、その土砂に人家が巻き込まれる事態や、道路が土砂に埋もれて通行不能になる事態、道路自体が崩れて交通が寸断される事態が発生した。こうした土砂災害は大雨や台風により発生するだけでなく、地震によっても発生することを忘れてはならない。

そして、輪島市朝市では③地震による火災が発生した。輪島市の朝市は、輪島港でとれる海産物や能登半島の工芸品が並ぶ全国的に有名な観光地であったが、その朝市で火災が発生し、朝市全体に延焼して写真3・4のように甚大な被害が発生した。1923年の関東大震災での東京都の下町や(福田編, 2012)、1995年の阪神淡路大震災における神戸市長田区の火災被害(福田, 1996)のように、大震災においては被災地内で火災が発生するが、地震被害による住民の初期消火の困難さや、火災の規模や範囲に対して消防活動が間に合わないという理由から、甚大な被害をもたらすことにつながる。火災の原因はさまざまであるが、地震で自動停止しないプロパンガス、石油ストーブから電気コンセントの通電火災まで多様であり、それらの防火対策の強化が求められる。

また海底の震源から近い珠洲市や輪島市では、④津波による被害も発生した。1月1日16時40分に発生した地震により、その約10分前後の時間で、珠洲市と輪島市の沿岸部に津波が到達した。この津波により、珠洲市宝立町などを中心に、珠洲市と輪島市の沿岸部の住宅が津波により流される被害を受けた(写真5・6)。この能登半島地震の発生直後に、気象庁は津波警報を発表しているが、地震により停電し、通信が途絶した被災地内で、この津波警報が届いた住民はごくわずかだったことが推測できる。津波が到達するまでのたった数分の間に、指定された津波避難所や、安全を確保できる高台まで避難することは、住民にとって極めて困難だったことが、ヒアリングからも明らかとなった。

地震によって被害を受けた自宅は全壊、または半壊することで、短時間で自宅から外に出ることが困難な状況が被災者に発生した。また地震によって家屋が倒壊することにより、避難所や高台につながる避難経路の道路自体が通行不能になった箇所も多い。大震災においては、地震の被害に



写真 3 輪島市朝市の火災被災地



写真 4 朝市全体が延焼し被災した



写真 5 珠洲市宝立町の津波被災地



写真 6 津波で流された家屋のがれき

よって、津波避難が困難になることも考慮しなくてはならない（福田編，2012）。⁴ さらには地震被害によって倒壊した自宅のがれきの下に残された家族を助けるために避難が遅れて津波に巻き込まれた住民や、津波から避難するために自宅のがれきの下に家族を残していかなければならない住民も発生する。

この事態は、気象庁による「津波警報」発表と情報伝達が、被災地の自治体と住民に対して直接的に役に立たなかった可能性があることを示している。気象庁が発表する気象警報である津波警報は、地震発生後に予測される津波から、住民の命を守るために、発表される警報である（福田，2014）。それに伴って、警報の対象となる被災地の市町村自治体は住民に対して「避難指示」を発表する（福田，2022）。この過程は、予測される災害から住民の生命を守るための「リスクコミュニケーション」である。このリスクコミュニケーションの機能の中でも、特に「クライシスコミュニケーション」は、図2のように気象警報や避難指示などの災害情報を、メディアを通じた情報伝達により住民に危機を伝え、避難行動などの対応行動を住民にとらせることで、住民の命を守ると

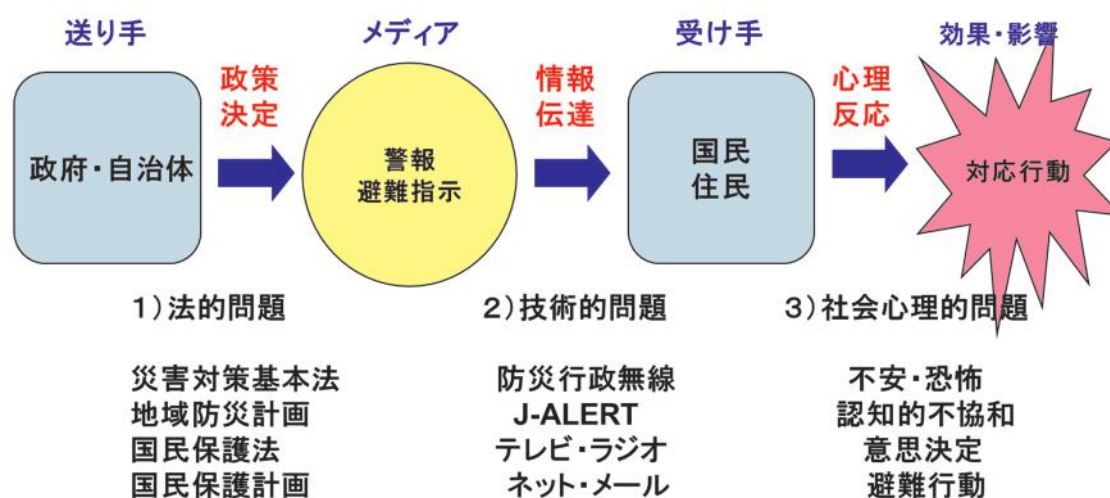


図 2 危機事態におけるクライシスコミュニケーションのプロセス（福田，2010）

いう危機管理の機能のひとつである（福田, 2010）。⁵

今回の能登半島地震においては、この津波警報と避難指示が住民の命を守るために有効に機能しなかった。それは、震源地が沿岸部地域から極めて近く、地震発生後からごくわずかな時間で津波が町に到達したために、住民の避難が間に合わなかったからである。これにより多くの住民の命が失われた。津波警報と避難指示の情報伝達過程の迅速化をはかるとともに、警報や避難指示に依存しない、住民の独自判断で避難行動を引き出せる社会教育とリスクコミュニケーションの強化が必要である（福田, 2022）。

Ⅲ 災害インテリジェンスの不在

能登半島地震では、上述のように地震の揺れ自体による被害、火災による被害、津波による被害など多様な被害が発生した。地震発生時間が夕方であり、日没により、災害対策本部が被災地の被害状況を把握することが困難な状態が発生した。本来であれば、大規模災害が発生した場合は、自衛隊による災害派遣、視察任務により、航空機やヘリコプターによって上空からの被災地内の情報収集活動が実施される。しかしながら、能登半島地震においても自衛隊の災害派遣は実施され航空機等による情報収集活動は行われたが、初動における自衛隊等による情報収集活動は困難を極めた。それは冬の夜のためという季節と時間帯の要因のせいでもあったが、同時に、自衛隊が空から、また陸から、さらには海から被災地にアクセスするために必要な、交通ライフラインが崩壊したことが大きかった。

能登半島で唯一の空港であるのと里山空港の滑走路が地震被害により使用不能となったため、初動において自衛隊はこの空港を離着陸のために使用することができなくなった。また、上空からの航空機やヘリコプターから撮影された写真、動画だけでは、被災地内で被災者がどのような状況にあるか、その詳細を把握することが難しい場合は、陸路を使って被災地に入って情報収集をする必要があるが、自衛隊がそれぞれの地域に展開するための道路が地震による陥没や土砂崩れなどによって通行不能となったため、陸路を使った情報収集も初動において困難となった。鉄道も、港湾も地震によって利用できなくなったことが、その後の自衛隊の活動に大きな影響を与えた。

この災害時における被災地の被害状況把握のための情報収集活動こそ、危機管理にとってもっとも重要な活動である「インテリジェンス」活動にあたる。日本政府も岸田文雄首相により「プッシュ型」の情報収集が指示されたが、災害時における被災地の状況把握のための情報収集こそが、災害対策のスタートであり、これは「インテリジェンス」の活動といえる。インテリジェンス活動は図3のように、危機管理学の4機能モデルのうちの重要機能の1つであるが、それは自然災害対策においても必要となる（福田, 2017）。⁶ これを「災害インテリジェンス」と呼ぶことができる。しかしながら、この「災害インテリジェンス」の不在こそが日本における危機管理の重大な問題のひとつであり、それは二つの誤謬に起因しているといえる。

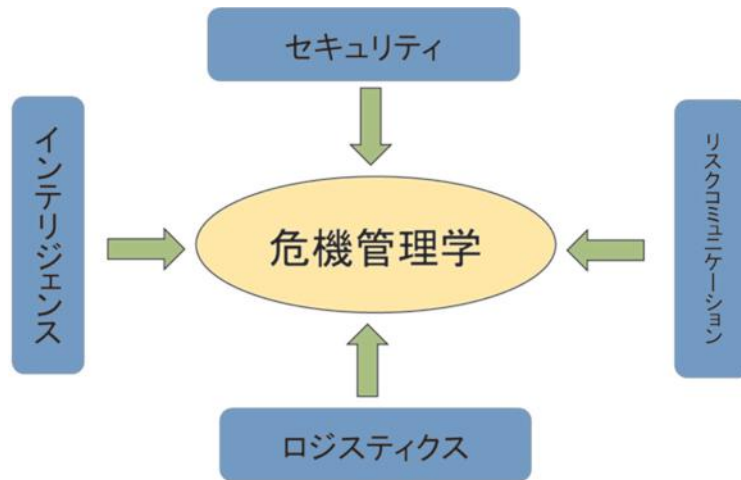


図3 危機管理学の4機能モデル（福田, 2017）

一つ目の誤謬は、インテリジェンス活動とは戦争やテロリズムなどの政治的危機を対象とした安全保障に関する危機管理に特化した機能であり、自然災害には関係ないという誤解に起因している。インテリジェンス活動とは、危機に関する情報を収集し、分析することで、その後の危機対応に必要な基本方針や戦略を立てることに資する政策立案のための基本となる活動である。この活動は、戦争やテロリズムなどの政治的危機に特化されるべきものではなく、当然、大地震や津波などの自然災害、原発事故などの大規模事故、サイバー攻撃などの情報セキュリティ、新型コロナウイルスなどの感染症パンデミックなど、あらゆる危機事態に関する対策において必要な活動であるが（福田, 2017）、日本の政府や自治体、研究教育の分野においてもそうした認識が欠落している（福田, 2024）。

二つ目の誤謬は、自然災害対策の分野において政府・自治体の担当者や、災害対策の研究教育者自身が、このインテリジェンス活動について無理解で、この活動が自然災害対策の一部であり、スタート地点であるとする認識を持っていないことである。災害対策、防災研究において、このインテリジェンス活動に関する研究、「災害インテリジェンス」という活動についての研究や知見がほとんど日本に存在しないという現状をもたらしている。これは日本の災害対策、防災の研究者が、危機管理や安全保障の研究領域と連結しておらず、その知見を軽視していることに起因している。災害対策、防災の研究者がインテリジェンス活動の視点を取り入れ、政策に活かすことが喫緊の課題である。そのためにも、図1の危機管理学の4機能モデルが、オールハザード・アプローチで必要となる重要機能であること、自然災害対策にも活用できる有効な視点であることを、幅広く社会教育していかななくてはならない。

このような日本の状況が、災害インテリジェンスを軽視する状態をもたらし、その結果、能登半島地震においては、被災地の被害状況の把握が困難となり、政府や石川県の災害対策の初動、対応

の遅れにつながったことを、今回の震災の教訓とせねばならない。

IV 災害ロジスティクスの崩壊

前章で考察したとおり、能登半島地震における初動対応で政府や自治体が情報収集活動に失敗した原因のひとつは、自衛隊や警察、消防などのファーストレスポnderが被災地内で情報収集をするために使用する交通ライフラインが崩壊したことである。

道路・鉄道・空港・港湾といった交通ライフラインが地震によって被災し、使用不能となった。能登半島の航空拠点であるのと里山空港は地震による滑走路の被害により、初動から使用不能となり閉鎖された（写真7）。これによって、自衛隊による情報収集活動というインテリジェンス活動や、初動における救命救助活動などのセキュリティ活動において、空港など航空施設が使用できないという事態が発生した。原因は、のと里山空港の滑走路の老朽化によるものであった。

また能登半島の主要な道路が、地震による土砂崩れや地面の崩落によって使用できない状況が発生した。特に半島周辺の海沿いを走る道路は土砂崩れによって通行止めになり、トンネルの天井や壁の崩落も発生した。その結果、自衛隊や警察、消防など災害対策のファーストレスポnderの車両は、もっとも重要な初動において能登半島の道路を使用して展開することが困難な状況となった。道路だけでなく、のと鉄道など鉄道も被害を受け、復旧するまでの間、使用不能となった（写真8）。これは災害時における「ロジスティクス」の崩壊を意味している。ロジスティクスとは、危機管理学の4機能モデルの中の重要機能のひとつで、危機事態に対応するために必要な物資や人員を準備して配置し、危機に際してそれらを輸送し、移動させて展開して危機の対応にあたるための重要な機能である。自然災害においてもこの機能は重要で、それを「災害ロジスティクス」と呼ぶことができる。この能登半島地震においては、この災害ロジスティクスの活動も初動において崩壊したと言わざるを得ない。



写真7 のと里山空港の滑走路被災状況



写真8 のと鉄道の被災状況調査

この災害ロジスティクスが崩壊することで災害対策にはどのような影響、弊害が発生するか、それを能登半島地震の事例から考察する。第一に、地震や津波、土砂災害による被害で道路・鉄道・空港・港湾など交通ライフラインが使えなくなること、自衛隊や警察、消防などのファーストレスポonderが被災地にアクセスできなくなり、その結果、初動の情報収集活動など災害インテリジェンス活動が困難になる。このことは前章で考察した通りである。

さらに第二のポイントは、救命救助活動に支障が出るという点である。交通ライフラインが崩壊して災害ロジスティクスが機能不全となることで、自衛隊、消防、警察などファーストレスポonderによる被災者の救命救助活動が困難な状態に陥る。発災後、初動の3日間以内であれば、倒壊した家屋のがれきに埋もれた被災者が救出された場合でも、その生存率はある程度高く維持できるというデータがこれまでも示されており、これは「黄金の3日間」「72時間の壁」と表現される(福田編, 2012)。この3日間が救命救助活動のタイムリミットであるが、災害ロジスティクスの崩壊により、ファーストレスポonderが被災地の現場に3日以内に到着して、広範囲に展開することが困難な状況が発生する。能登半島地震の初動においても、地震で孤立した集落、火災で焼けた集落に、自衛隊や消防士が直接救助に入れず、救助が間に合わなかった事例が発生している。こうしたロジスティクスの崩壊が、大災害における死傷者を拡大させる要因となる。ロジスティクスの崩壊は、こうした人命救助活動といった「セキュリティ」活動にも影響を与えることがわかる。

そして第三点目として、支援物資の輸送の問題がある。災害被災地の避難所や対策本部には、被災者の生活のための飲料水や食料、衣料、燃料などの生活物資が必要である。最低限の備蓄品があっても、それは集まった被災者に配布され数日間で消費されてなくなる。このような生活物資の準備や配布も災害ロジスティクスの活動であるが、こうした支援物資を被災地外部から集め、被災地内の被災者に届ける物資輸送もロジスティクス活動といえる⁷。この支援物資の輸送、配布にも必要となるのが輸送手段であり、それを運べる道路、鉄道、空港、港湾である。この能登半島地震では、港湾が地震により隆起して港に輸送船が停泊できなくなったため、自衛隊をはじめとする輸送船による生活物資や機材の輸送が困難となった。またのと里山空港の滑走路の被害により輸送機も使用が制限された。のと鉄道の寸断により鉄道も物資輸送には使用できず、道路によるトラック輸送が主流となったが、その道路も復旧工事により使用可能になったのが能登半島の中央部の幹線道路1本であったため、支援物資のトラック輸送にも大きな影響が出た。その結果、被災地外から大量の支援物資が石川県に到着するものの、周辺地域の集積センターとなった金沢市産業展示館に支援物資が貯まり、そこから被災地の避難所に配送することが困難となる事態が発生した。その事態が解消されたのは、交通ライフラインが復旧整備され、ロジスティクスが回復した3月以降のことであった。

このように災害時の初動に不可欠なインテリジェンス活動である情報収集活動や救命救助活動、支援物資の輸送のためには、ロジスティクスの維持が必要である。そのためには大地震や津波など自然災害によって壊れないロジスティクスの強靱化が不可欠であり、またいったん被害を受けても



写真9 金沢市被災地支援物資拠点の産業展示館

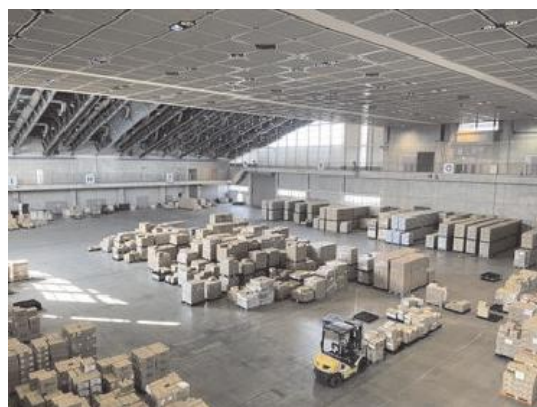


写真10 全国からの支援物資が集積される

すぐに復旧・復興ができるレジリエントなシステムが必要となる。そのための事前の防災計画や強靱化計画、また事業継続計画（BCP・BCM）が必要であることがのと里山空港やのと鉄道でのヒアリング調査から明らかとなった。のと鉄道には事業継続計画（BCP・BCM）が存在しなかったことが、地震被害の初動において混乱を招いた要因となった。

V ライフライン被害と被災者の避難所生活対応

能登半島地震では、住民の生活に不可欠な社会インフラである電気・ガス・水道・通信といったライフラインも寸断された。特に電気や通信は、地震発生後の初動においても災害対策に不可欠なインフラであるため、その維持が必要不可欠であるが、電気を送信する電線や通信を維持する電話線や携帯電話基地局、アンテナは地上にあるため、地震被害の影響を受けやすく、地震災害時に寸断されやすい特徴を持っている。しかしながら、電気と通信はその施設や送電線が地上にあるため、復旧も比較的早く、代替手段も確立しやすいという面もある。能登半島地震においても、被災地内で電気と通信の切断は発生したが、数週間程度と比較的早く復旧を遂げた。電気は住民の生活に不可欠なライフラインであり、電気が落ちれば、冷暖房が使えなくなり、照明器具が使用不能となり、また、冷蔵庫が使えず食料の保存等も困難となる。また電気がなければパソコンやスマートフォンの充電も困難となり、その結果としてネットやSNS、メールの利用ができなくなる。こうした事態を避けるためにも、電気と通信のシステムの強靱化のためには、今後も地中化をはじめとした対策を進めていかねばならない。

ガスについては、都市ガスの場合は地中に配管があるため地震被害の影響を受けにくい、いったん地震による寸断が発生した場合には、地中の配管を修繕するために復旧には数か月の時間を要する場合がある。ガスが使えなくなることにより、暖房やお湯が使えなくなり、料理などができなくなる。ガスの不通は、被災者の生活に甚大な影響を及ぼす。しかしながら、能登半島地震の被災地である奥能登では各家庭でプロパンガスが使用されていたため、全壊や半壊から免れた家屋にお

いて安全に配慮すればガスは使用可能な状態が維持できた。

一方で、能登半島地震でもっとも甚大な被害を受けたライフラインは水道である。能登地方の各地で水道管が寸断され、被災地内で水道は使用不能となった。水道が使えなくなることにより、飲み水がなくなり、被災者は風呂に入れず、歯磨きや洗髪などもできず、トイレが流せず、衛生状態が悪くなる。こうした被災者の生活環境の悪化は、感染症の拡大や関連死の増加につながる。水道管は地中にあるため、その復旧には数か月から半年以上を必要とし、被災地の復旧・復興に甚大な影響を及ぼした。また同時に、水は被災者の生活にとって不可欠な物資であるため、被災者の生活、避難所運営に多大な影響を与えたといえる。これらのライフライン被害も幅広い意味でのロジスティクスの問題であるといえる（福田編, 2012）。

能登半島地震では、上述のように水道インフラの断水が長期化し、復旧に半年以上から一年にわたる時間が必要となった。被災者の生活の維持に必要な水が使えなかったことが、避難所での被災者の健康な生活を困難なものにした。自衛隊をはじめ自治体の給水活動は実施されたものの、広範囲な被災地を継続的に維持することは極めて困難な事態に直面した。こうした状況に対して、石川県は輪島市や珠洲市、穴水町など被災自治体の避難所における被災者を、衛生状態や支援を維持できない被災地内の避難所からその外部に出す方策をとった。石川県は2次避難所としてホテルや旅館などを借り上げて、一時的に被災者を収容して避難生活を支援した。またその2次避難の前の段階として、金沢市内のスポーツセンター等に設置した1.5次避難所に被災者を収容し、水や食料、シャワー、個室のテントのある避難所生活を推奨した。このように、避難生活における関連死を防ぐためには、被災地から被災者を一時的に出して、被災地外の1.5次避難所、2次避難所に移動させるアプローチが、今後の災害対策の主流となりうる。経済的負担や、地元から離れたがらない被災者の存在など課題はまだ多く残るものの、石川県の被災者対応はその可能性を提示したといえる。



写真11 穴水町避難所・さわやか交流館ブルート



写真12 金沢市いしかわ総合スポーツセンター

VI 能登半島で採用された新しいアプローチ

能登半島地震で明らかとなったことは、日本全国で老朽化した道路、鉄道、空港、港湾などの交通ライフラインや、電気、ガス、水道、通信などの社会インフラは、断層型やプレート型で想定されている日本全国で発生しうる大地震によって容易に破壊され、寸断されて、災害発生後の情報収集活動や、救命救助活動、支援物資輸送活動などを阻害するということである。そしてそれは、地方の山間部や農村部、特に半島地域においてその可能性は顕著で、災害による孤立地帯を発生させ得るということを示している。

老朽化した交通ライフライン、社会インフラの維持、改善は今後の日本社会にとって極めて重大な問題であり、それらを含めた国土強靱化の計画が、ハード面での災害対策の中心であることは間違いないが、財源の問題などによりその実現には高いハードルがまだまだ存在する。そうしたハード面での限界を補うものとして、災害インテリジェンスのための制度構築、支援物資の輸送をめぐる災害ロジスティクスの構築、津波などからの避難を促す災害警報や避難指示などのリスクコミュニケーションの充実など、ソフト面での整備にもまだ強化すべき余地が残されている。それを後押しするのが、災害観と教育の問題であり、これらの問題が災害対策において疎かにされてきた背景には、災害対策研究において、インテリジェンス、セキュリティ、ロジスティクス、リスクコミュニケーションという危機管理学の4機能モデルを構成する、重要概念が軽視されてきたことが明確となった。

この能登半島地震において、新しく採用されたアプローチがあったことも触れなくてはならない。石川県庁と連携して株式会社サイボウズは、現場における災害対策のIT化を促進して、多機関連携における共通システムによる情報共有などの実践により、災害対策のDX化の可能性を示した。また、途絶した通信網の補完として、石川県庁はスペースX社の衛星通信サービス「スターリンク」を用いて、災害対策における通信機能を強化することができた。こうした災害対策におけるイノベーション活用とDX化が、今後の災害対策の新しい方向性を示している。

こうした災害対策における新しいアプローチを踏まえた、次世代型の復興モデルを構築し、次なる地域防災計画、国土強靱化計画に反映させなくてはならない。

¹ 能登半島地震に関する気象庁の発表については、気象庁「令和6年能登半島地震等の関連情報」を参照のこと。(2024年12月1日確認) https://www.jma.go.jp/jma/menu/20240101_noto_jishin.html

² 能登半島地震の被害に関する内閣府の発表については、内閣府「防災情報のページ:特集①令和6年能登半島地震」を参照のこと。(2024年12月1日確認) https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r05/109/special_01.html

³ 日本大学危機管理学部・福田充研究室は、3月4日から3日間、第1回目の能登半島地震被災地調査とし

て、能登半島の被災地に入り、被災地の視察とヒアリング調査を実施した。本論文で示している被災地の事例や、現地写真はこの被災地調査によって筆者が撮影し、収集したものである。

石川県と日本大学の包括連携協定に基づき、日本大学危機管理学部の派遣チームとして、石川県庁で馳浩県知事と面会し、能登半島地震の災害対策と被災地支援についての方針を議論、意見交換して協力体制を確立した。石川県庁では災害対応関連部署でのブリーフィングを受け、その後、金沢市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市などの被災地を訪問して、被災地調査を実施した。危機管理学部の派遣チームのメンバーは、吉富望教授、工藤聡一教授、筆者の3名である。

- ⁴ 東日本大震災における津波被害について、地震による家屋や道路が破壊される物理的要因によって津波避難の逃げ遅れが発生した事例については、福田編（2012）を参照のこと。津波避難を阻害する要因には、①物理的阻害要因、②社会関係的阻害要因、③心理的阻害要因の3種類がある。
- ⁵ リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーションの概念の区別については、危機管理学において極めて重要であり、福田（2010）ならびに福田（2022）を参照のこと。危機管理が事前のリスクマネジメントと事後のクライシスマネジメントに、時間軸で区別すべきであるように、平常時のリスクコミュニケーションと、緊急時のクライシスコミュニケーションもその機能は異なる。
- ⁶ 危機管理学の4機能モデルには①インテリジェンス、②セキュリティ、③ロジスティクス、④リスクコミュニケーションの4つの機能が含まれる。このモデルについては、福田（2017）、福田（2022）を参照のこと。
- ⁷ こうした災害ロジスティクスの問題は、東日本大震災や熊本地震でも発生した。東日本大震災に関しては福田編（2012）、熊本地震については福田（2017）を参照のこと。日本中から集まる支援物資がトラックにより、被災地外の集積センターに保管されるが、その集積センターから先の被災地の中に輸送すること、個別の避難所に配送することが、物理的に困難なため、集積センターに支援物資が大量に滞留して、数週間たたなければ避難所に届かない事態が発生してきた。

【参考文献】

- 福田充（2024）「危機を乗り越えるためのリスクコミュニケーションと自治体の課題」、『月刊自治研』, Vol.66, No.774, pp.51-56.
- 福田充（2022）『リスクコミュニケーション～多様化する危機を乗り越える』, 平凡社新書.
- 福田充（2021）「オールハザード・アプローチによる複合災害対策と危機管理の構築」、『治安フォーラム』, 立花書房, 第28巻1号, pp.28-37.
- 福田充（2020）「危機管理学におけるオールハザード・アプローチの理念」、『危機管理学研究』, 日本大学危機管理学部危機管理学研究所, 第4号, pp.4-17.
- 福田充（2017）「大震災におけるリスクコミュニケーション」、『治安フォーラム』, 立花書房, 第23巻, 11月号, pp.32-44.
- 福田充（2017）「熊本地震における被災者アンケート調査からみる災害情報利用の実態」、『災害情報』, 日本災害情報学会, 15-2号, pp.121-126.
- 福田充（2017）「オールハザードに対応する『危機管理学』」、『総合危機管理』, 総合危機管理学会, No.1, pp.29-44.
- 福田充（2017）「危機の時代における『危機管理学』の確立～日本大学危機管理学部危機管理学研究所の設置に際して」, 『危機管理学研究』, 日本大学危機管理学部危機管理学研究所, 第1号, pp.4-17.
- 福田充（2014）「災害時の避難行動」, 『危機管理レビュー』, 一般財団法人・日本防火・危機管理促進協会, Vol.5, pp.29-46.
- 福田充（2012）「災害報道とクライシス・コミュニケーション～東日本大震災と福島第一原発事故」, 『大震災・原発とメディアの役割～報道・論調の検証と展望』, 公益財団法人新聞通信調査会.
- 福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア～社会調査論的アプローチ』, 北樹出版.
- 福田充（2008）「危機管理に関する広報とメディア戦略～テロリズムや自然災害等におけるリスクコミュニ

- ケーション」,『月刊広報』,日本広報協会,2008年8月号,pp.22-25.
- 福田充(2004)「社会安全・危機管理に対する意識と社会教育・マスコミ報道に関する調査研究」,『社会安全』,財団法人社会安全研究財団,2004年4月号,No.52,pp.24-36.
- 福田充(2001)「災害対策における情報マネージメントの諸問題」,『警察政策』,警察政策学会,第3巻1号,pp.145-164.
- 福田充(1996)「阪神大震災におけるパソコン通信利用～ニフティサーブの『地震情報』掲示板における震災情報の内容分析」,『平成7年度情報通信学会年報』,情報通信学会,pp.46-57.
- 福田充編(2012)『大震災とメディア～東日本大震災の教訓』,北樹出版.



被災時の心理的ケアにつながるフェーズフリーな 親子間コミュニケーションに関する展望 —自然災害発生時の在宅避難者の増加を見据えて—¹

日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

- I 自然災害発生時の心理的支援の必要性
- II 在宅避難を想定した心理的支援の課題
- III PFAに基づくフェーズフリーな親子間コミュニケーションの啓発
- IV まとめ

I 自然災害発生時の心理的支援の必要性

1 被災直後の心理的反応とレジリエンス

大規模な自然災害が発生した際には、被災者は日常生活で経験するストレスをはるかに超える強いストレスを受ける^{2,3}。一方で、そのような過度のストレス状況下においてすべての人が急性ストレス障害 (acute stress disorder, ASD) や心的外傷後ストレス障害 (post-traumatic stress disorder, PTSD) といった精神疾患を発症するわけではない。とくに発災前から健康で社会適応力の高い人々は、大規模自然災害を経験したとしても柔軟な対応力を示し、専門的な心のケアを必要としないとされる²。その心理学的要因として、「レジリエンス」(resilience) による自己回復が挙げられる^{4,5}。レジリエンスは、①長く続く強いストレスからの心の健康の回復という現象や過程、②その能力や特性 (心の回復力)、といった意味合いで用いられる心理学的構成概念である⁶。被災により一過的にストレス状態に陥ったとしても、多くの人はレジリエンスによりストレスを跳ね返し、自然に自己回復するとされる。このことについて、袖山 (2018) は「何かを失った人が、ある程度の期間、不安に陥ったり悲しみに暮れたりすることは、自然で正常なことである。一定期間、悲しみに向き合ったのちには、自然にそこから立ち上がることができる」と述べている⁷。

2 被災者の心理的支援

レジリエンスを前提とした災害時の心理的支援の基本は、「これ以上傷つけないこと」(Do no harm) とされる⁸。被災による過度なストレス状況下では、人は平時とは異なる心的反応や行動を示すことがある。このような場合に周囲の人や支援者が不用意な言動等をとってしまうと、それが被災者のレジリエンスを阻害し心理的な二次被害につながることから、留意が必要である。たとえば、地震に被災した児童が「地震ごっこ」を始めることがある^{9,10}。これは「再体験遊び」(post-traumatic play) と呼ばれる現象で、子どもが恐ろしい体験をごっこ遊びのかたちで表出すること

で、自らの体験として消化しようとする反応とされる。再体験遊びは「異常な状況における正常な心の反応」による振舞いであり、保護者や保育者等是不謹慎などとして無理にこれを制止することなく、見守ることが適切な対応とされる¹¹。

被災直後の避難所生活においては、被災者数も多く、プライバシーの確保も難しいことから個別の専門的な心理的ケアの提供は困難であり、被災者のレジリエンスに着目した集団的なアプローチの支援が中心となる。その際の支援方略として「サイコロジカル・ファーストエイド」(心理的応急処置; Psychological First-Aid, PFA) が挙げられる。PFAは危機的な出来事に遭遇した人たちにを行う心理的応急処置の総称である¹²。PFAは1940年代頃から戦争や災害にさらされた個人や集団の精神症状の予防やケアといった文脈の中で概念や方法が整備されてきた^{13,14}。現在邦訳され国内でも広く参照されている主要なPFAガイドとしては、世界保健機関 (WHO) によるPFAフィールド・ガイド¹⁵、アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク (National Child Traumatic Stress Network, NCTSN) とアメリカ国立PTSDセンター (National Center for PTSD, NCPTSD) によるPFA実施の手引き¹⁶、赤十字・赤新月社によるPFAガイド¹⁷、ジョンズホプキンスRAPID PFA¹⁸などが、また子ども向けPFAとしてはセーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) による子どものためのPFA¹⁹などが知られている。PFAは衣食住に関する基本的なニーズを満たすための手助けや、個人が必要とする情報やサービス、コミュニティにつなぐための支援に主眼を置くが、同時に支援者が被災者の落ち着きや安心を促進し、「これ以上傷つけない」ための環境調整やコミュニケーション手法についても多数の言及がある。たとえばNCTSN&NCPTSDによるPFA実施の手引き²⁰によると、「さらなるトラウマ体験や、トラウマを思い出すきっかけになるものから身を守る」に関して、マスコミ等から被災者のプライバシーを保護したり、被災者にメディアのインタビューを断ってもよいと助言するとある。また、「家族や親しい友人を亡くした被災者を支える」に関して、支援者は「お気持ちはわかります」や「あなたが生きていてよかった」などとは“言ってはいけない” (Don't say) とされる。PFAの目的は被災者の回復を阻害せずに最善のケアを提供することであり、また専門家に限らず少しの知識があれば誰もが実践可能な、レジリエンスを前提とした「これ以上傷つけない」心理的支援の実践的なガイドといえる^{21,22}。

災害発生時におけるPFAの重要性は、国内ではとくに1995年の阪神淡路大震災が契機となって専門家や行政の間で認識されるようになった。2011年の東日本大震災を経て、内閣府は2012年に「被災者のこころのケア都道府県対応ガイドライン」を発表している²³。2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震 (以下、能登半島地震と表記) においても、発災直後から各団体等によりPFA提供のための活動がなされている。たとえば、石川県は同年1月22日に石川県こころの健康センター内に被災者の心のケアに関する専用の電話相談窓口を開設し²⁴、同年7月からは石川こころのケアセンターに事業を拡大し、被災者や支援者に対する支援や普及啓発活動を継続している²⁵。一般社団法人日本トラウマティックストレス学会も同年1月15日に能登半島沖地震緊急企画「心

理的支援に向かう前に知っておきたいこと」と題した動画を公開し、PFAを中心に解説している²⁶。子どもの心理的支援に関しても多数の実践が早期からなされた。一例を挙げると、文部科学省のスクールカウンセラー (SC) 派遣事業が同年1月26日から開始され、その初動としてPFAに特化した活動が展開された²⁷。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンやワールド・ビジョン・ジャパンなどが同年1月下旬から2月上旬にかけて石川県内で学童保育支援員や保育士等を対象としたPFA講座を開催している^{28,29}。

3 被災者の心理的支援に関する社会的課題

平時からのPFA研修は専門家向けのものが多く³⁰、PFAという概念やガイドの一般への普及はまだ途上といえる。被災直後の被災者のニーズとしては、水道や道路、電気・エネルギーなどライフライン関連に集中しやすいことや³¹、被災者の心理的な問題は被災直後よりもある程度時間が経過してから顕在化しやすい特性もあり、非専門家では被災直後からの心理支援の重要性に注意が向きにくい可能性もある。能登半島地震においても、被災者の心理的支援の必要性に関する一般のメディア報道が大きくなされたのは震災発生後1ヶ月以降が多かった^{32,33}。さらに、近年では自然災害発生時の避難場所として避難所のみならず、在宅避難 (home evacuation) を選択肢として想定する自治体が増加している。従来、自然災害発生直後の心理支援の提供場所は避難所が中心であったが、在宅避難者が増加することで、早期の心理支援が行き届きづらくなる可能性もある。そこで、上述のような被災者の心理的支援に関する基礎的な知識や技能の、一般への普及啓発が今後一層重要となるものと考えられる。

4 本稿の目的

以上の背景を踏まえ、本稿は被災者のレジリエンスを阻害しない対人コミュニケーションの一層の普及啓発に向け、行政による支援の現状と課題を整理し、大規模自然災害発生時の心理的支援の拡充に向けての展望を論じることを目的とする。とくに子どもの心理的ケアと親子間の信頼関係構築に焦点を当て、PFAのうち平時からの親子間コミュニケーションにおいて実践可能な部分の抽出と普及啓発拡大の可能性について論じる。

II 在宅避難を想定した心理的支援の課題

1 在宅避難想定が増加

自然災害発生後の行政による心理的支援の現状と今後の課題を考える上で、在宅避難想定が増加がポイントの1つとして挙げられる。従来、自然災害発生直後の被災者に対する政府や地方自治体等の支援は避難所を中心として実施されてきた。一方で、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害において、多くの被災者が避難所よりも自宅や車中泊等を避難先としていたとされる³⁴。このこ

とは限られたスペースの避難所に居場所を確保できないことや、自身や家族等の健康状態により自宅からの移動が困難であること、避難所におけるプライバシー確保やペット同伴の困難さ等の事情が想定されているほか、近年の民間調査においても多くの人は在宅避難を希望していることが示されている³⁵。さらに、近年、豪雨災害をはじめとして自然災害が激甚化・頻発化していることや、首都直下型地震や南海トラフ地震での被害規模想定の大さを考慮すると、避難所運営にかかる物的・人的資源の不足は明らかであり、一定の被災者が在宅避難を選択する前提で避難生活に対する支援を考える必要がある。

2 在宅避難者の心理的支援におけるマンパワー不足

在宅避難者に対して多岐に渡って求められる支援の中で、心理的支援に関するニーズや提供方略への関心はまだ途上といえる。内閣府が2024年6月に発表した「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ」³⁶においても、心理的支援に関する直接的な言及は多くない。在宅避難者等の状況把握用調査項目に「生活面の変化(精神面)」欄があることや、在宅避難者等の支援拠点運営の活動の中で「心のケア」というキーワードは出現するが、具体的な支援に関する記述はあまり見当たらない。

また、内閣府によると、在宅避難者に対する心理的支援に関しては、前述のように在宅避難者等の支援拠点における心のケア提供のほか、保健師等による巡回健康相談の実施や民間支援団体との連携により心のケアを含む避難者の健康状態の把握・管理を進めるとされている³⁷。一方で、内閣府が市区町村を対象として実施した調査(n = 1,162)では、在宅避難者支援の実施体制の構築が進まない要因として、「人員不足」(66.4%)が最も多く挙げられていた³⁸。同様に都道府県を対象として実施した調査(n = 47)では、保健師による巡回を実施する場合の巡回先について、「要支援者等に絞る」が72%を占め、「被災世帯全体」は14%にとどまった³⁹。これらの調査結果からも、在宅避難を想定した場合にPFAの専門的研修を積んだ支援者による心理的支援は「マンパワー不足」が大きな課題となりやすく、避難所避難者と比較して在宅避難者に対する早期の心理的支援が行き届きにくい懸念がある。

Ⅲ PFAに基づくフェーズフリーな親子間コミュニケーションの啓発

1 心理的支援において自助が可能な部分の抽出

在宅避難者は心理的支援について早期の「公助」を受けることが困難と予想されることから、被災時の心理的支援に関しても「自助」が可能な部分を整理するとともに、一般に向けた一層の普及啓発を進めていく必要がある⁴⁰。

その際の留意点として、PFAのすべてを自助で行うことは適切とはいえないことから、まずPFAにある心理的支援のうち自助が可能な部分の整理・抽出が重要である。PFAガイドは基本的

に支援者に向けたものであり、被災者に向けたものではない。「支援者支援学」⁴¹があるように、支援者も被災者支援に際して大きなストレスを受けることから、被災によりすでに大きなストレスを体験している被災者自身に支援者のすべての役割を負わせることは適切ではない。

その上で、PFAガイドの中には被災者に対し、被災者間、とくに親子間で特定のコミュニケーションを促すような説明も多くある。たとえば前述のNCTSN& NCPTSD版PFA実施の手引きにおける「さらなるトラウマ体験や、トラウマを思い出すきっかけになるものから身を守る」に関して、支援者は子どもの親に対して「子どもが報道に触れすぎないように注意し、報道に接したことで不安が増加した場合はそれについて子どもと話をする」よう勧めたり、「子どもの前で話す内容に注意し、動揺させる事柄がどのようなものか知っておく」よう助言するとされる⁴²。また「家族や親しい友人を亡くした被災者を支える」に関しては、家族を亡くした子どもは自分が生き残ったことに対して罪悪感を繰り返し抱きやすいことから、誰のせいでもないことを伝え、子どもが自責感を払拭できるよう常に支えを提供するよう親や保護者に提案するとある⁴³。これらの注意事項については親・保護者があらかじめ把握しておくことで、公助のPFA提供を待つことなく被災直後から親子間コミュニケーションに活用することができ、子どもの心理的支援や、親子間の信頼関係の構築にも寄与すると考えられる。PFAでは、親のいる子どもに対し、支援者は直接支援を提供するのではなく、親に子どもとの接し方を伝え、親から子どもに支持的なコミュニケーションを提供するよう促す場合が多い。そのため、親子間コミュニケーションに関しては親が事前にPFAの当該内容を把握しておくことで自助が可能となる部分もあると考えられる。それにより、被災直後からレジリエンスを阻害しないコミュニケーションが可能となるとともに、限られたマンパワーの中で公助としてのPFA提供が必要な人に心理的支援が行き届きやすくなると考えられる(図表1)。

PFAのうち、親子間コミュニケーションに関する部分を抜粋して一般向けに啓発する試み自体はすでにある。代表的なものとしては内閣府の『ほっと安心手帳』が挙げられる。これは「災害を経験した方、家族や友人を支える方向けの心のケアの手帳」であり、第一弾(災害発生直後～半年)、第二弾(災害発生半年後～)、第三弾(災害発生一年後～)が公開されている⁴⁴。この第一弾には、「被災した子どもに接する周囲の人へ」と題した頁があり、子どもに現れやすいストレス反応の説

図表1 PFAの親子間コミュニケーションに関する平時からの普及啓発

	心理的支援に関する平時からの備え	被災した子どもに対するPFA提供のフロー
現状	・PFA提供者を対象とした専門的研修	・PFA提供者→親・保護者→子ども
本提案	・PFA提供者を対象とした専門的研修 ・親・保護者を対象とした「子どもの心理的ケアに資するフェーズフリーな親子間コミュニケーション」に関する講習会等 ・上記講習会等で学んだ親子間コミュニケーションの実践	・親・保護者→子ども(平時と同様のコミュニケーション) ・必要に応じてPFA提供者→親子[効果] ・PFA提供者の到着前からレジリエンスを阻害しない親子間コミュニケーションが可能に ・PFA提供者による心理的支援が必要な被災者にケアが行き届くように

明とともにその対応方法として「一緒にいる時間を増やしましょう」「子どもが話すことは、否定せずに聴いてあげましょう」「ただし、話したくないときには無理に聞きださないようにしましょう」などの5項目について説明がある⁴⁵。『ほっと安心手帳』はA4判両面1枚(A6判1面で1つのコンテンツ×8面。子どもの心理的支援に関するコンテンツはこのうち2面)に端的にまとめられており、PFAガイドと比較して大幅に情報量を減らすことで、災害発生時に一般の被災者に最低限必要な情報が伝達されるよう工夫されている。一方で、当然ながらPFAに詳述されている親子間コミュニケーションが網羅されているわけではないことから、被災後の各状況における個別の留意点については前述の主要なPFAガイド等を参照して改めて整理する必要がある。また、『ほっと安心手帳』にも「家族や友人を支えている方へ」と向けて、支援者自身のストレスの把握やストレスケアに関する説明がある⁴⁶。この点も重要であり、心理的支援に関する自助の限界と、自身のストレスに対する理解やセルフケアについても自助の前提として認識を共有する必要があるだろう。

2 フェーズフリー化による平時からの普及啓発の促進

PFAのうち自助に活用することが可能な親子間コミュニケーションに関する内容および支援者ストレスに関する情報を、どのように一般に普及啓発したらよいだろうか。災害発生時には伝達可能な情報が制限されやすいことから、平時からの普及啓発が不可欠である。PFAに関する平時からの研修は各関連団体が定期的に行っているものの、現状では被災者支援業務にあたる職員を対象としたものが多く⁴⁷、一般向けの研修機会は必ずしも多くない。

内閣府(2024)は、在宅避難者支援の基本的な考え方の1つとして、「平時・被災後の生活再建フェーズとの連続性の確保」を挙げている⁴⁸。平時から支援に取り組んでいる者が被災後も継続して支援を実施することが効率的・効果的であり、被災後も平時からの支援を円滑に継続できるよう平時から備えることが重要である。このようなアプローチは「フェーズフリー」(phase free)と呼ばれる。フェーズフリーを2014年にはじめて提唱したとされる佐藤唯行氏によると、フェーズフリーは「平常時に利用されるすべての商品およびサービスが持つ、災害時に役立つ付加価値」とされ⁴⁹、この概念を精緻化させた秦他(2018)によると、「日常時や非常時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、およびそれを実現する概念」と定義される⁵⁰。一般の被災者にとってPFAは「被災後に提供されるもの」という位置づけであるが、被災時の子どもの心理的支援につながる親子間コミュニケーションの内容の多くは平時においても良好な親子間コミュニケーションに寄与するものと考えられる。そこで、フェーズフリーな親子間コミュニケーションとして、平時から学校や園、地域等で保護者向けの講習会等を開催することで普及促進が期待できるのではないだろうか。

言語・非言語コミュニケーションのフェーズフリー化に関する取組みとして、たとえば鳴門市教育委員会は「学校のフェーズフリー」に関するコンセプト&ガイドブックの中で、言語表現、家

庭生活、心の発達などもフェーズフリー項目に含めて紹介している⁵¹。また、ユカイ工学株式会社が開発したコミュニケーションロボット「BOCCO emo」は、被災時に安否確認などの連絡手段となるほか、平時から遠隔で暮らす家族間の見守りやコミュニケーションに活用できることで、フェーズフリーデザイン認証を受けている^{52,53}。その他関連する取組みとして、セーブ・ザ・チルドレンは「子どもにやさしい防災」と題して、災害に対する備えを日頃から子どもと一緒に行動の啓発を行っている⁵⁴。たとえば、「子どもと一緒に非常用持ち出し袋の準備」を行うことや、新聞紙でつくるスリッパなど「避難所で役立つ工作」の練習など親子で一緒に日常生活のなかで防災に関する活動や学びを進めることを推奨している。一方で、著者が知る限りではフェーズフリーな親子間コミュニケーションについて具体的に言及した文献や実践等はあまり見当たらない。子どもの心理的支援に資する親子間コミュニケーションについても、フェーズフリーにより普段からの実践に落とし込むように促すことで、平時からの普及啓発を拡大できるのではないかな。

3 子どもの心理的支援に資するフェーズフリーな親子間コミュニケーションの例

第1章で紹介した主要なPFAガイド¹⁵⁻¹⁹から抽出した、子どもの心理的支援に資するフェーズフリーな親子間コミュニケーションの一例を図表2に示す。なお、これは本稿の提案を具体的に示すために著者が限定的に挙げたサンプルであり、ここで挙げた以外にも多数の内容が実際には含まれることを強調したい。また、実際にはPFAや精神保健に関わる複数の専門家の合議等を経て抽出

図表2 子どもの心理的支援に資するフェーズフリーな親子間コミュニケーションの例

子どもと会話する際の留意点

- ・子どもの目をみる。できるだけ相手の目線の高さで会話する
- ・話は最初から最後までしっかり聴く
- ・会話中にスマホや時計を見ない
- ・考えを議論せずに傾聴する
- ・子どもの努力を励まし、支え、敬意を込めて話しかける。お願いね、ありがとう等の言葉も伝える
- ・話すことを無理強いしない。つらい体験を無理に聞き出さない。本人が話す場合は否定せずに聴く
- ・子どもからの質問に対しては、短く、わかりやすく、率直に、年齢に応じた表現を用いて答える
- ・言語と非言語(表情・声のトーン等)の矛盾を避ける
- ・ストレスを経験し、攻撃的な行動をとったり親と離れたがらない子どもに対して、批判的・ネガティブな口調で接しない
- ・批判的にならずに子どもの考えや恐怖に耳を傾ける

子どもとの関わり方

- ・衝撃や喪失を再体験させるもの(メディア映像等)、騒音、混乱した状況から遠ざける
- ・できるだけ一人にしない。子どもから離れるときは、どこに行っていくつ戻るのがかを伝える
- ・子どもが疑問に思いそうなことを予想してあらかじめ伝える
- ・過度に干渉せず、傍にいる
- ・いつもの生活習慣が守れるように支える
- ・年齢に応じた適切なスキンシップをとる
- ・ルールと期待事項を明確にする
- ・子どもが何かの役に立てる機会を探す
- ・子どもが安全に遊べる場所を確保する
- ・適度な運動を促す

することが望ましいと考えられる。

たとえば、子どもと会話をする際の留意点として、「子どもの目をみる。できるだけ子ども目線の高さで会話する」、「会話中にスマホや時計を見ない」、「子どもからの質問に対しては、短く、わかりやすく、率直に、年齢に応じた表現を用いて答える」、「言語と非言語の矛盾を避ける」などは、被災時のみならず平時から親子間コミュニケーションで実践することで、子どもの心理的安定や親子間信頼の向上に資する可能性がある。また、想定される状況が平時ではないケースとして、「衝撃や喪失を再体験させるもの（メディア映像等）、騒音、混乱した状況から遠ざける」や「つらい体験を無理に聞き出さない。本人が話す場合は否定せずに聴く」などもあるが、これも自然災害発生時に限らず日常生活の中で子どもが怖い思い等をした際の対応としても活用できる。なお、子どもとの関わり方については、子どもの年齢や発達段階に応じた振舞いも必要である⁵⁵。

4 フェーズフリー原則との対応

秦他はフェーズフリー実現のための原則として、「常活性」（日常時だけでなく、非常時にも快適に活用することができる）、「日常性」（日常の暮らしの中で、その商品やサービスを心地よく活用することができる）、「直感性」（使用方法や消耗・交換時期などが分かりやすく、誰にも使いやすく利用しやすい）、「触発性」（フェーズフリーな商品・サービスを通じて多くの人に安全や安心に関する意識を提供する）、「普及性」（安心で快適な社会をつくるために、誰でも気軽に活用・参加できる）の5つを挙げている⁵⁶。子どもの心理的支援に資する親子間コミュニケーションについて、これらの原則に対する充足性を検討することで、フェーズフリー化に向けての課題を整理する。

まず常活性については、PFAはもともと非常時に活用するものであることから、むしろ「非常時だけでなく、日常時にも快適に活用することができるか」を考える必要がある。この点は「日常性」の原則にもつながる。これらに関して、PFAの基本原則である「準備、見る、聞く、つなぐ」は、もともと人が平時には行えているものの非常時には行えなくなってしまうことであり、PFAガイドがそれを実現するために実際に役立つ援助方法を提供するものであることから、PFAの内容は日常生活でも役立つ部分が多いとされる⁵⁷。図表2に示した例をみても、PFAガイドにある親子間コミュニケーションは非常時のみならず平時から活用可能なものが多いと考えられる。ただし、PFAは非日常的で甚大なストレスを被った被災者に向けたものであることから、保護的で慎重な態度の表明が中心となる。そのため、「できるだけ相手の目線の高さで会話する」など、平時の低ストレス状況下においては親子双方にとってやや冗長・面倒に感じられる部分もあるかもしれない。この点はなぜそうすることが心理的安定につながるのかといった理論的な補足説明を加えることで必要性を認知させるとともに、啓発後に実際に平時からどの程度実践できているかについて調査し検証していく必要もあろう。

次に、直感性と普及性の原則に関して、PFAはもともと専門家のみならず被災者支援に関わる多くの人に普及することを目指し、実用的な内容が平易な表現で具体的に説明されていることか

ら、どちらの特性も高いと考えられる。

触発性の原則については、親の子どもに対する言語・非言語コミュニケーションが子どもの安心や心理的安定につながるという知識や具体的なガイドは、災害時の心理的ケアの重要性に対する気づきや、日常の対人コミュニケーションがもたらす心理的な効果に対する意識を高めることに寄与する可能性がある。ただし、この点も定量的な効果検証が今後必要であろう。

以上のように、子どもの心理的支援に資する親子間コミュニケーションはフェーズフリーの原則の観点からも親和性が高いものと考えられる。一方で、従来のフェーズフリーがどちらかというところ「日常だけでなく非日常にも」という発想であることとに対し⁵⁸、本提案はPFAの一部を「非日常だけでなく日常にも」という発想となることから、啓発を通じて実際に日常で活用されるか、日常での利用において快適性や適切性を損ねることはないかについては、実践事例に基づいて定性的・定量的に検証を重ねる必要がある。

5 本提案の波及効果

親子間コミュニケーションを題材として被災時の心理的反応やそれに対する支援の方法に関する知識・技能に関する平時からの普及啓発が実現することで、被災時の心理的支援について部分的にでも自助が可能となれば、その分必要な人に公助が届きやすくなる(図表1)。このことは、在宅避難者の増加に伴い保健師等による早期の心理的支援提供のマンパワー不足が想定される現状の課題解決に寄与するものといえる。たとえば在宅避難者向けの公的アプリ等に上述の講習参加経験に関してステータスを登録できれば、保健師による巡回支援の優先度等に反映することができるかもしれない。

また、PFAガイドに基づく親子間コミュニケーションを平時から実践することが、平時における子どもの心理的安定性や親子の信頼関係の向上にも寄与するか、定量的な調査により検証する必要がある。

IV まとめ

本稿は、今後大規模な自然災害が発生した際に在宅避難者が一層増加することを踏まえた上で、公助による早期の心理的支援が行き届きにくい懸念があることを論じた。そしてその解決策の1つとして、PFAガイドの心理的支援に関する内容のうち自助が可能な部分として親子間コミュニケーションを抽出するとともに、フェーズフリー化による平時からの普及啓発拡大の可能性について展望を論じた。

被災者支援にも大きなストレスがかかることから、被災によりすでに大きなストレスを被っている被災者に支援者として多くの役割を背負わせることは適切ではない。一方で、PFAガイドによると、PFA提供者は親のいる子どもに対するケアは親を通じて行う場合が多く、子どもに対して

どのように働きかけるか、何をしては・言うてはいけなから親に説明するようになっている部分も多い。これらの内容については、親があらかじめ把握しておくことで、公助としてのPFA提供を待つことなく、被災直後から子どもに対するコミュニケーションの中で実践することが可能といえる。

子どもの心理的支援に資する親子間コミュニケーションは、非常時のみならず平時から実践が可能であり、それが子どもの心理的安定や親子間の信頼関係の向上に資する可能性もある。そこで、非常時のみならず平時からという観点でのフェーズフリー化について展望を論じた。本提案はフェーズフリーの原則とも親和性が高いと考えられる。ただし、平時からの実践が定着するか否かやその効果については、今後の試行と定量的な検証が求められる。

能登半島地震では、2024年12月17日現在で災害関連死と認定された死者数が247人にのぼり、直接死者数(228人)を上回っている。このうち死亡に至る経緯・原因としては「震災によるショック・ストレス」が最多で152人(61.5%)とされる⁵⁹。このことから、大規模な自然災害発生時における被災者の心理的支援の必要性に関する認識の醸成と、在宅避難者を含めた早期からの支援実現のための施策について、一層の研究・実践の蓄積が必要であろう。

利益相反の開示について

本研究に関して開示すべき利益相反関連事項はない。

謝辞

本稿執筆にあたりご助言いただきました関係各位に御礼申し上げます。本研究の一部は、日本大学危機管理学部令和6年度研究費の助成を受けた。

¹ 本稿は、令和5年度日本大学危機管理学部危機管理学研究所公開シンポジウム『首都直下地震に備える—長期化する避難所生活の課題—』における著者の話題提供「避難所生活における心理的支援の拡充に向けて」を基に大幅な加筆修正を行ったものである。なお、同シンポジウムの講演記録は以下に収録されている。勝股秀通・河野雄治・鈴木秀洋・山下博之・宮脇健・木村敦(2024)「首都直下地震に備える—長期化する避難所生活の課題—」、『危機管理学研究』、8号、130-148頁。

² 高橋昌(2018)「災害精神医学とは」、高橋昌編著『災害支援者支援』、日本評論社、7-24頁、10頁。

³ 災害発生に際しては被災者のみならず救援者・支援者も強いストレスを受け心のケアの対象となる²。

⁴ 「レジリエンス」(resilience)の和文表記としては他に「リジリエンス」などもあるが、以下の文献にあるように内閣府や日本学術会議等で「レジリエンス」という表現が用いられていることから、本稿もそれに倣った。内閣官房(2014)「いざという時に折れない心を作るためには?『レジリエンス』×『こころ』国土強靱化ワークショップ(第7回)」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/sp_19/hitokoto.html(2024年11月1日アクセス);日本学術会議(2014)「災害に対するレジリエンスの向上に向けて」<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t140922.pdf>(2024年11月1日アクセス)。

⁵ ボナーノ, G. A. 著、高橋祥友監訳(2013)『レジリエンス—喪失と悲嘆についての新たな視点—』、金剛

出版。

- ⁶ 仁平義明 (2015) 「災害からのレジリエンス ―被災者側の視点―」、『学術の動向』、2015年7月号、44-54頁、45頁。
- ⁷ 袖山紀子 (2018) 「レジリエンス」、高橋昌編著『災害支援者支援』、日本評論社、67-75頁、71頁。
- ⁸ 大沼麻実・篠崎康子・金吉晴 (2017) 「災害時の不安対応と心理的応急処置 PFA (サイコロジカル・ファーストエイド)」、日本内科学会雑誌、106巻、1号、130-132頁、131頁。
- ⁹ 本間博彰・小野寺滋実・高田美和子・吉田弘和・高橋太志 (2014) 「東日本大震災による乳幼児の心的外傷及び関連障害の実態について：発見されにくいトラウマを抱えた幼い子どもたちへの児童精神医学的介入と実践的なケアの構築の検討」、『明治安田こころの健康財団研究助成論文集』、50号、123-130頁。
- ¹⁰ 「子どもが“地震ごっこ”を始めたら どうすれば？」、NHK WEB 2024年1月5日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240105/k10014310761000.html> (2024年11月1日アクセス)
- ¹¹ すべての事例においてただ見守ればよいというものではなく、以下の文献等で述べられているようにその子ども自身や周囲の子どもの不安や苦痛を解消する上で適切な介入が必要な場合もある。今村芳博 (2015) 「災害と子ども」、高橋昌・高橋祥友編、『災害精神医学入門』、金剛出版、89-101頁；福島県『心のケアマニュアル 子ども編』、3頁、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/50149.pdf> (2024年11月1日アクセス)；日本児童青年精神医学会災害対策委員会「被災した子どもを支援する方々へ ―中長期の心理的サポートについて―」、6頁、https://child-adolesc.jp/wp-content/uploads/tebiki_chuuchouki.pdf (2024年11月1日アクセス)
- ¹² 樋渡孝徳 (2022) 「集団へのアプローチ」、窪田由紀編『危機への心理的支援』、ナカニシヤ出版、47-57頁、49頁。
- ¹³ Blain, D., Hoch, P., Ryan, V. G. (1945) A course in psychological first aid and prevention. *American Journal of Psychiatry*, Vol.101, No.5, pp. 629-634.
- ¹⁴ American Psychiatric Association (1954) *Psychological first aid in community disasters*. Washington, DC: Author.
- ¹⁵ World Health Organization War Trauma Foundation and World Vision International (2011) “*Psychological first aid: Guide for field workers*”, WHO, Geneva. 国立精神・神経医療研究センター、ケア・宮城、公益財団法人ブラン・ジャパン訳 (2012) 『心理的応急処置 (サイコロジカル・ファーストエイド：PFA) フィールド・ガイド』 <https://www.mhlw.go.jp/content/000805675.pdf> (2024年11月1日アクセス)
- ¹⁶ National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD (2006) “*Psychological first aid: Field operations guide, 2nd edition*.” 兵庫県こころのケアセンター訳 (2009) 『サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き 第2版』、https://www.j-hits.org/_files/00126977/pfa_complete.pdf (2024年11月1日アクセス)
- ¹⁷ 国際赤十字・国際赤新月社連盟心理社会的支援リファレンスセンター (2018) 『サイコロジカル・ファーストエイド (PFA) ガイド ―赤十字社・赤新月社版―』 https://pscentre.org/wp-content/uploads/2023/02/12007_psc_pfa_guide_T2_samlet_low_pre-ja_JP.pdf (2024年11月1日アクセス)
- ¹⁸ Everly, G. S., Lating, J. M. (2017) “*The Johns Hopkins guide to psychological first aid*.” Baltimore: Johns Hopkins University Press. 澤明、神庭重信監修、中尾智博、久我弘典、浅田仁子監訳、日本若手精神科医の会訳 (2023) 『サイコロジカル・ファーストエイド ジョンズホプキンス・ガイド』、金剛出版。
- ¹⁹ 「子どものための心理的応急処置」セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、<https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/> (2024年11月1日アクセス)
- ²⁰ National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD 著、兵庫県こころのケアセンター訳 (2009)、15-20頁。
- ²¹ 大沼麻実・篠崎康子・金吉晴 (2017) 「災害時の不安対応と心理的応急処置 PFA (サイコロジカル・ファーストエイド)」、『日本内科学会雑誌』、106巻、1号、130-132頁、132頁。
- ²² 「サイコロジカル・ファーストエイドとは」、兵庫県こころのケアセンター、<https://www.j-hits.org/>

- document/pfa_spr/page1.html (2024年11月1日アクセス)
- ²³ 内閣府 (2012)『被災者のこころのケア都道府県対応ガイドライン』、<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kokoro.pdf> (2024年11月1日アクセス)
- ²⁴ 「能登半島地震から3週間 心のケア行う相談ダイヤル設置 石川」、NHK WEB 2024年1月22日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240122/k10014330621000.html> (2024年11月1日アクセス)
- ²⁵ 「石川こころのケアセンターについて」、石川こころのケアセンター、<https://ishikawa-kokoro.org/> (2024年11月1日アクセス)
- ²⁶ 「【動画】能登半島地震緊急企画 心理的支援に向かう前に知っておきたいこと」、日本トラウマティックストレス学会、<https://www.jstss.org/docs/2024011300018/> (2024年11月1日アクセス)
- ²⁷ 山本奨 (2024)「能登半島地震災害における心理支援 一学校支援におけるPFA」、『シンリンラボ』、20号、https://shinrinlab.com/feature020_04/ (2024年11月1日アクセス)
- ²⁸ 「子どものための心理的応急処置 (PFA)」講座実施: 能登半島地震 緊急子ども支援、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、https://www.savechildren.or.jp/scjcms/sc_activity.php?d=4375 (2024年11月1日アクセス)
- ²⁹ 「【令和6年能登半島地震緊急支援・第9報】子どもをケアする人を支える。子ども支援最前線の担い手にPFA (心理的応急処置) 研修を実施」、ワールド・ビジョン・ジャパン、https://www.worldvision.jp/news/press/20240216_noto.html (2024年11月1日アクセス)
- ³⁰ たとえば、国立精神・神経医療センターが定期的に開催している「災害時PFAと心理対応研修」の対象者は、「自然災害、甚大事故、犯罪、テロ等のトラウマの出来事に際して、実際に被災者、被害者へのこころのケア対応にあたる可能性のある、精神保健医療福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、行政職員、教育関係者等」となっている。「第14回 災害時PFA と心理対応研修」、<https://nimh-ncnp.smktg.jp/public/seminar/view/3090> (2024年12月24日アクセス)
- ³¹ 「被災地のニーズの変化は？3週間の検索ワード分析で見たもの」、NHK WEB 2024年1月22日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240122/k10014330111000.html> (2024年11月1日アクセス)
- ³² 「悪夢見る」「帰りたい」涙する人も 被災地で求められる心のケア」、朝日新聞デジタル2024年2月8日、<https://www.asahi.com/articles/ASS254KGS22UTFL00C.html> (2024年11月1日アクセス)
- ³³ 「能登半島地震から4か月余 被災者の心のケアが課題に」、NHK WEB2024年5月10日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240510/k10014445191000.html> (2024年11月1日アクセス)
- ³⁴ 内閣府 (2024a)『避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ (本文)』、2-3頁。<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanseikatsu/index.html> (2024年11月1日アクセス)
- ³⁵ 株式会社一条工務店が2024年に実施した下記調査 (n = 1,228) において、「災害でライフラインが停止した場合でも、できる限り在宅避難を優先したいと思いますか？」という質問に対し、「とてもそう思う」(51.5%)、「そう思う (38.8%)」という回答が計9割以上を占めたとされる。「災害と住まいについてのアンケート2024」、株式会社一条工務店、https://www.ichijo.co.jp/research/disaster_risk2024/ (2024年11月1日アクセス)
- ³⁶ 内閣府 (2024a)、1-94頁。
- ³⁷ 内閣府 (2024b)『在宅・車中泊避難者等の支援の手引き』、<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/pdf/tebiki.pdf> (2024年11月1日アクセス)
- ³⁸ 内閣府 (2024a)、66頁。
- ³⁹ 内閣府 (2024a)、77頁。
- ⁴⁰ 「共助」も不可能ではないと思われるが、専門家以外の者同士・被災者同士でPFAに関する教え合いはリスクも想定されることから、本稿ではまず自助 (自分や家族の安全を守ること) に焦点を当てる。
- ⁴¹ 藤岡孝志 (2018)「支援者支援学とは」、高橋昌編著『災害支援者支援』、日本評論社、25-38頁。
- ⁴² National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD 著、兵庫県こころのケアセンター訳 (2009)、15頁。
- ⁴³ National Child Traumatic Stress Network & National Center for PTSD 著、兵庫県こころのケアセン

ター訳 (2009)、17-20 頁。

- ⁴⁴ 「ほっと安心手帳」、内閣府、<https://www8.cao.go.jp/souki/koho/anshintetyo.html> (2024年11月1日アクセス)
- ⁴⁵ 「ほっと安心手帳 第一弾 (災害発生直後～半年)」、内閣府、<https://www8.cao.go.jp/souki/koho/pdf/pamph-leaf/anshintetyo/a4.pdf> (2024年11月1日アクセス)
- ⁴⁶ 同上。
- ⁴⁷ 注釈30参照。
- ⁴⁸ 内閣府 (2024a)、8-9 頁。
- ⁴⁹ 「フェーズフリー協会について」、一般社団法人フェーズフリー協会、<https://phasefree.or.jp/about.html> (2024年11月1日アクセス)
- ⁵⁰ 秦康範・佐藤唯行・松崎元・西原利仁・目黒公郎 (2018) 「防災に関わる新しい概念「フェーズフリー」の提案」、『地域安全学会梗概集』、42号、113-115 頁、114 頁。
- ⁵¹ 鳴門市教育委員会 (2021) 『いつもともしもがつながる 学校のフェーズフリー』、鳴門市教育委員会学校教育課、9-19 頁。https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2021-10/data/phasefree_for_school.pdf (2024年11月1日アクセス)
- ⁵² 「BOCCO emo」ユカイ工学株式会社、<https://www.bocco.me/> (2024年11月1日アクセス)
- ⁵³ 「国土強靱化 民間の取組事例集023 フェーズフリーのコミュニケーションロボットBOCCO emo (ボッコエモ) の開発」内閣官房、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/r6_minkan/pdf/023.pdf (2024年11月1日アクセス)
- ⁵⁴ 「子どもにやさしい防災 ―もしものときのために、子どもと一緒に備える防災―」、セーブ・ザ・チルドレン、<https://www.savechildren.or.jp/lp/drr/> (2024年11月1日アクセス)
- ⁵⁵ 国際赤十字・国際赤新月社連盟心理社会的支援リファレンスセンター (2018)、64 頁。
- ⁵⁶ 秦他 (2018)、115 頁。
- ⁵⁷ 高橋 (2018)、17-18 頁。
- ⁵⁸ 「フェーズフリーとは？」フェーズフリーコンセプトサイト、<https://phasefree.org/concept/> (2024年11月1日アクセス)
- ⁵⁹ 「能登の関連死 3ヶ月以内9割」、朝日新聞、2024年12月24日朝刊 (1面)



災害対策基本法における市町村の役割と 大規模災害の課題に関する一考察

日本大学危機管理学部 教授 秦 康範

- I 令和6年能登半島地震
- II 災害応急対策の第一次的責任
- III 大規模災害で露呈する課題
- IV ソフト対策を推進するために
- V おわりに

I 令和6年能登半島地震

2024年1月1日16時10分、地震の規模を示すマグニチュード7.6、震源の深さ16km、最大震度7（輪島市、志賀町）を観測する大地震が発生した。2024年12月24日現在、死者・行方不明者489人（うち災害関連死261人）¹を出す大災害となった。

この震災では、建物倒壊、火災、津波、液状化、土砂災害が各地で発生し、地震災害で考えられる様々な被害形態が生じた。さらに上下水道をはじめとして道路、鉄道、港湾、空港等のインフラが多大な被害を受け、今なお復旧の途上にある。兵庫県南部地震以降、様々な地震災害を経験しているわが国であるが、本格的に人口減少や過疎化が進んだ地域の復旧復興のあり方等、様々な教訓を残している。

能登半島地震は、奥能登地域の人口規模を踏まえると大きなインパクトを地域にもたらしている。しかしながら、日本全体で考えたときに、被害が甚大な地域は主に奥能登地域に限定されている²ことから、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害と比べると、支援を必要とする被災者の数は圧倒的に小さく、能登半島地震で道路の寸断が各地で発生したことを考慮したとしても、全国から最大限の支援を行っている現状を鑑みると、災害対応の枠組みの限界が露呈していると言って差し支えないだろう。南海トラフ巨大地震では、奥能登地域のように孤立する地域は多数に上ることから、現状の枠組みでは大規模災害に迅速に対応することは到底期待できないと感じたのは筆者だけではない。

本稿では、能登半島地震の被害を踏まえつつ、災害対策基本法における市町村の役割と大規模災害の課題について議論することとする。IIでは災害応急対策の第一次的責任について、IIIでは大規模災害で露呈する課題について、IVではソフト対策を推進するために求められる事について、Vではまとめを述べる。

Ⅱ 災害応急対策の第一次的責任

能登半島地震では、避難所となった体育館の床に段ボールを敷き、毛布にくるまって雑魚寝する過去の災害と同様の被災者の姿があった。避難所の風景は100年前から何も変わっていないということがしばしば指摘され、その改善の必要性は何度も指摘³されているにもかかわらずである。一方、イタリア⁴ではテントとあたたかい食事がすみやかに提供され、2024年4月に発生した台湾⁵の地震では、地震後速やかにベッドやパーティションが避難所に提供されており、彼我の差に衝撃を受けた人も少なくないだろう。毎年のように自然災害を経験し、被災者を支援するノウハウを蓄積しているはずのわが国において、避難所の風景が変わらないのはなぜか。ひとえに避難所の運営をはじめとする災害応急対策は、その第一次的責任主体は市町村長と位置付け⁶ているからにほかならない。阪神・淡路大震災以降、この30年の間にわが国の災害対策は格段に進んだ。にもかかわらず、今日においてもなおほとんど進化していないのが避難所の問題であり、市町村が行う災害応急対策なのである。ここにわが国の災害対策の課題が集約されていると筆者は考える。

災害応急対策の第一次的責任主体を基礎自治体としているのは、地域住民に最も近く、地域の実情に詳しいからである。しかし、大規模災害や長期化する災害においてはその不十分さが際立つのである⁷。根本的な問題は、災害の規模に関わらず、第一次的責任主体が市町村長となっていることである。都道府県や国はあくまで支援する立場であり、主体的に対応するように法的にもなっていない。

わが国は毎年のように風水害や地震災害をはじめとする自然災害が発生する災害大国であるが、地域や時期を限定すると大きな災害の発生頻度は決して高くない。都道府県であったとしても近年大きな災害対応の経験がないことはよくあることであり、市町村であれば災害の規模が大きいほど、はじめて経験することがほとんどである。すなわち、個々の市町村が大災害の経験や教訓を蓄積することは、そもそも困難なことなのである。

阪神・淡路大震災以降、確実に進歩したのは全国応援の仕組みである。警察、消防、自衛隊をはじめ、インフラ企業やボランティア等、災害の度に発動する全国ネットワークによる支援により、経験やノウハウを年々蓄積している。一方、経験やノウハウの蓄積がほとんど皆無に等しいのが、自治体なのである。2～3年で異動し、防災専従職員が0人の市町村は3割⁸に上る。このような人員体制で、大規模災害に備えろというのは無理があるだろう。

Ⅲ 大規模災害で露呈する課題

1 職員も被災する

東日本大震災において津波に襲われた岩手県大槌町役場は、町長をはじめ職員のおよそ3割にあたる40人が犠牲となった。大槌町を含め三陸沿岸部の市町村の多くは、行政機能を喪失する状況となった。こうした事態を受けて、国は災害対策基本法を改正し、都道府県による踏み込んだ被災者支援業務ができるようにした⁹。また、行政の業務継続計画の策定を推進し、プッシュ型支援

(救援物資等を被災地に確実に供給する仕組み)を行うようになった。さらに、2016年熊本地震の経験を踏まえて、総務省は被災市町村に応援職員を派遣する応急対策職員派遣制度を創設し2018年から運用を開始した。このように、様々な被災市町村を支援する仕組みが拡充、整備された状況で能登半島地震が発生した。しかしながら、奥能登地域では各地で道路が寸断し多数の孤立地区が発生する等、被災者支援は大きく遅滞する状況となった。また、総務省の応急対策職員派遣制度により多数の応援職員が派遣されたものの、とりまとめ役の自治体に災害対応の経験やノウハウがなく、東日本大震災等の経験を持つ職員の知見がいかせなかったり、受入自治体は被災者支援に日々追われ、応援職員からの助言に対応する余力がほとんどなかった¹⁰。また、派遣された都道府県職員は、市町村の事務手続に詳しくなく、派遣元の管内市町村に照会したため、速やかに対応できないことがあった¹¹。市町村職員自身が被災するような大規模災害においては、市町村の行政機能が著しく低下することが繰り返されている。問題の所在は、業務継続計画等の計画の不備ではなく、応援職員が不足しているからでもない。市町村の行政機能が低下した際に求められるのは、外部の支援チームによる主体的かつ直接支援する枠組みなのである。

2 膨大な被災者、広域避難と避難生活の長期化

南海トラフ巨大地震では最大で死者32万人、避難者950万人が、首都直下地震では最大で死者6100人、避難者299万人が、それぞれ内閣府と東京都により想定されている。被災市町村内での避難者の受入は困難であり、都道府県を越えた広域避難が多数発生する状況となり、避難生活も長期化することが強く懸念されている。

複数の都道府県が同時に被災し、膨大な避難者が広域に発生する状況は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震だけでなく、大規模水害や火山噴火等においても同様に起こりえる。市町村を単位とした現状の法制度の枠組みでは大規模災害に対応できないことは明白である。市町村に課している罹災証明書の発行業務についても、その業務が遅滞する状況¹²を鑑みれば、大規模災害においては国レベルで一元的に被災者を管理できるようにすべきであろう。能登半島地震においては、事後的に石川県が広域被災者データベース¹³をとりまとめている。これは避難者のほとんどが石川県内で完結しているからであり、都道府県を越えた広域避難が長期化するような事態が起こり得る事を想定すれば、大規模災害時には国レベルで被災者データベースを構築し、運用することが求められる。

IV ソフト対策を推進するために

1 ハード対策とソフト対策

近年、施設整備を中心としたハード整備によらない対策としてソフト対策の拡充が指摘されている¹⁴。ハード整備による防災対策をハード対策と一般に呼称するが、ハード対策とソフト対策では、決定的に違う点がある。それは、対策の効果がいつ発動するかに集約される。ハード対策は、

対策実施後にすぐに効果を発揮することができる。ダムや堤防の整備を行えば治水安全度は高まり、地域住民の意識にかかわらず洪水時には効果を発揮する。しかし、ソフト対策は対策実施後に利用者がその対策内容を理解し、利用することで初めて効果を発揮できる¹⁵。ソフト対策の代表であるハザードマップを例に上げて考えてみよう。どれだけ素晴らしいハザードマップを行政が作成し、住民に配布したとしても、配布しただけでは被害はまったく減らない。配布されたハザードマップを住民が理解し、洪水時に安全な避難場所に避難することにより、はじめて被害が軽減されるのである。住民自身による防災行動が伴わないと被害は軽減されない点が重要なポイントである。

ハード整備には予算も時間もかかることから限界¹⁶があり、ソフト対策が重要と指摘されることが少なくない。しかし、ソフト対策により被害軽減を実現するためには、施設整備後に効果が直ちに発動するハード対策とは異なり、ソフト対策は対策実施後の丁寧な周知啓発こそが重要であり、そこには一定のコストが必要である。ソフト対策を推進するためには、ハード整備以上に継続的に手間をかける必要があり、この点の理解が欠落していることを指摘したい。

2 ハザードマップ

近年風水害による被害が激甚化・頻発化する中、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認することが求められている¹⁷。内閣府が作成した避難行動判定フロー¹⁸では、ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認することが起点となっている。しかし、筆者らが行った調査^{19,20}では、ハザードマップは驚くほど住民に理解されていない結果となっている。金井ら(2017)²¹によれば、ハザードマップ配布から3年が経過すると、閲覧率は4割以下に、保管率は3割以下に低下する。すなわち、ハザードマップは配布するだけではまったくの不十分であり、周知啓発が重要なのであるが、この周知啓発が現場ではほとんどなされていないのが実情である。

3 進まないソフト対策

なぜ、ハザードマップの周知啓発がほとんどなされないのか。いくつかの理由が考えられるが、ここでは筆者が考える理由を2点上げる。

1点目は、ハザードに係る施設整備を市町村がそもそも行っていない点である。洪水ハザードマップであれば、河川管理者である国や都道府県がハザードマップの元となる浸水想定区域図を作成する。想定降雨に対して破堤箇所を設定し、氾濫シミュレーションを破堤箇所ごとに行うことにより、各地点の最大浸水深を示した図を作成する。一方、水防法ではハザードマップの作成と周知は市町村の義務となっている。浸水想定区域図に避難場所等の情報を掲載して配布することから市町村の役割とされている。しかし、市町村はそもそも浸水想定区域図の元になる河川を管理しているわけではない。また、河川管理に関する専門的な知識を有する職員もほとんどいない。

2点目は、ハザードマップをはじめするソフト対策を推進するための恒常的な予算措置が基本的

にないことである。財政状況が厳しい中、市町村はハザードマップを作成するための予算を捻出することそのものが困難な状況である。筆者が防災会議委員を務めた人口7万人程度の地方都市では、2015年の水防法改正による想定最大規模の洪水ハザードマップの作成（冊子タイプのものを全戸配布）の費用は3千万円程度であった。国土強靱化に関連する補助金が使えとはいえ、市町村が簡単にハザードマップを作成できない実情がここにある。

4 ソフト対策を推進するために

ソフト対策を推進するためには、防災に関する専門性を有する人材（官民間わない）を育成し、継続して防災対策に関われる環境を整備する必要がある。そのための予算措置が必要である。しかし、わが国では施設整備には予算がつきやすいが、施設を使用するための予算はほとんどつかない²²。

このことは防災に関連する様々な局面で見ることができる。東日本大震災以降、三陸沿岸部をはじめ全国で防潮堤が整備された。さらに、高台への避難が間に合わない地区に対しては、避難タワーが新設された。一方、避難所になることが計画されている。校舎の耐震化は推進されているものの、教育委員会が所管する小中学校が避難所となることを前提とした防災対策には、予算がほとんどつかない。津波対策にこれだけの予算措置ができるのであれば、全国の小中学校のトイレを整備（高齢者が使用しやすい洋式のトイレを拡充する等）し、体育館や校舎に冷暖房設備や段ボールベッド・パーティション等の整備をすれば、被災者の避難所の生活の質(QOL)は格段に向上するだろう。学校は子どもや教職員だけでなく、日常時から地域の様々な人達に利用されることを踏まえると、学校の環境を改善することは、普段から快適な空間が提供されることから、フェーズフリー²³となっている点も強調したい。

V おわりに

本稿では、令和6年能登半島地震を踏まえて、災害対策基本法における市町村の役割と大規模災害の課題について議論した。大規模災害時においては、被災市町村は行政機能が著しく低下することから、全国レベルの主体的かつ直接支援する枠組みが必要であることを指摘した。筆者は20年以上にわたって災害現場と防災行政を見てきたが、その中で強く感じていることは、「同じことを繰り返している」である。賽の河原の石積みのように、経験や教訓が積み上がらないのである。大規模災害は、低頻度であり、複数の自治体が同時に被災し、その影響は長期化する。だからこそ、全国レベルの支援の枠組みが必要なのである。事前対策から復旧復興まで責任を持つ防災の司令塔となる省庁が不在なことも、この問題が放置されてきたことと無縁ではないだろう。法改正も含めて議論が進むことを期待したい。

- ¹ 消防庁災害対策本部(2024)『令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況(第116報)』、2頁。
- ² 奥能登地域以外においても、石川県内灘町の液状化被害等、被害が甚大な地域は存在している。しかし、外からの支援が届かない孤立地区は奥能登地域に限定されていたと言ってよいだろう。
- ³ 一般社団法人避難所・避難生活学会理事一同(2019)『避難所・避難生活学会からの緊急提言』、<https://dsrl.jp/243> (2025年1月13日アクセス)
- ⁴ 「避難所で温かいパスタ? “先進地” イタリアの避難所」、『NHK NEWS WEB』、2024年8月1日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240801/k10014528791000.html> (2025年1月13日アクセス)
- ⁵ 「台湾の避難所は地震後3時間で開設、パーティションの中でマッサージも受けられる」、『読売新聞』、2024年4月11日、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20240411-OYT1T50003/> (2025年1月13日アクセス)
- ⁶ 生田長人(2013)『防災法』、信山社、12頁。
- ⁷ 同上、24頁。生田(2013)は、「この仕組みは、最も住民に近く、地域の実情を知悉している者が応急対策に当たるのがふさわしいという考え方に立っていて、基本的には適切なものである。しかし、中規模・一過性の災害の場合には比較的問題が少ないこの仕組みは、大規模災害或いは長期にわたって継続する災害の場合には、不十分さが目立つところがある。」としている。
- ⁸ 清水修二・牛山素行(2015)『災害情報面から見た近年の市区町村防災体制の変化について』、平成26年度自然災害科学中部地区研究集会予稿集、38頁
- ⁹ 東日本大震災では行政機能が喪失し、被災者支援が著しく滞った経験を踏まえ、平成24年9月に災害対策基本法が改正された。これにより都道府県による調整規定が拡充され、これまで消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた対象業務が、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大された。
- ¹⁰ 「対口支援「機能していない」 地域安全学会が能登地震の応援自治体職員に聞き取り」、『河北新報』、2024年5月25日。
- ¹¹ 同上
- ¹² 「進まぬ罹災証明「身動き取れない」 なりわい再建へ焦り—二次被害懸念も・能登地震」、『時事通信』、2024年2月17日。
- ¹³ 「広域被災者データベース・システム整備事業推進業務に係る受託候補者選定について」石川県総務部デジタル推進監室、https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/wide-area_disaster_victim_database_system.html (2025年1月13日アクセス)
- ¹⁴ 財務省財政制度審議会財政制度分科会(2024)、『社会資本整備』、20頁、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20241028zaiseia.html (2025年1月13日アクセス)
- ¹⁵ 牛山素行(2012)『豪雨の災害情報学 増補版』、古今書院。
- ¹⁶ 財務省財政制度審議会財政制度分科会(2024)、20頁。「近年の激甚化する自然災害に対応するためには、ハード事業のみによる対策には限界」としている。
- ¹⁷ 内閣府(2020)「避難行動判定フロー」、https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf (2025年1月13日アクセス)
- ¹⁸ 同上
- ¹⁹ 佐藤史弥・秦康範・本多亮・吉本充宏(2023)「住民の富士山火山ハザードマップの判読に関する調査研究」、『自然災害科学』、42(S10)、83-95頁。
- ²⁰ 秦康範・佐藤史弥・牛山素行(2023)「土砂災害ハザードマップの判読に関する基礎的調査」、『日本災害情報学会第27回学会大会予稿集』、134-135頁。
- ²¹ 金井昌信・蟻川景介・片田敏孝(2017)「ハザードマップの閲覧率・保管率に関する基準の検討」、『災害

情報』、15(2)、233-243頁。

²² これは何も防災に限らない。たとえば、道路を整備する予算は潤沢にあるが、道路を使うための予算、すなわちコミュニティバス等の地域公共交通を整備するための予算はほとんどつかない。地方でマイカー使用が減らないのは、貧弱な地域公共交通に原因がある。

²³ フェーズフリーとは、日常と非常時を区別せず、身の回りにあるモノやサービスを日常時にも非常時にも役立てるという防災に関わる新しい考え方。



SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスと対策に関する 認知・社会心理学的考察

日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

- I はじめに
- II SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスに関する認知・社会心理学的考察
- III 被害者の心理を踏まえた対策啓発の留意点
- IV まとめ

I はじめに

1 SNS型投資・ロマンス詐欺とは

「SNS型投資・ロマンス詐欺」(SNS-based investment and romance scams) とは、SNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺を併せた呼称である¹⁻⁴。警察庁の定義⁴によると、SNS型投資詐欺は「SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺 (SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く)」であり、SNS型ロマンス詐欺は「SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺」とされる。

SNS型投資・ロマンス詐欺は従来の特種詐欺とは区別される。特種詐欺は「犯人が電話やハガキ (封書) 等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪 (現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗 (窃盗) を含む)」と定義され、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特種詐欺、キャッシュカード詐欺盗 (窃盗) の10種類に分類される⁵。SNS型投資・ロマンス詐欺はこの特種詐欺の定義・分類には直接的には含まれない。一方で、近年被害が急増していることと、捜査手法や抑止対策において特種詐欺と共通する側面もあることから^{3,4}、警察庁の特種詐欺対策サイトでもSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況や対策に関する広報・啓発が行われている²。

2 国内認知件数の増加

図表1にSNS型投資・ロマンス詐欺の国内認知件数・被害額の推移を示す。国内では2023年の下半期より被害が増加しており、2023年の認知状況をみるとSNS型投資詐欺が認知件数2,271件、被害額約277.9億円 (1件あたり平均約1,224万円)、ロマンス詐欺が認知件数1,575件、被害

額約177.3億円(1件あたり平均約1,126万円)であった³。同年の特殊詐欺の認知状況が19,038件、被害額が452.6億円(1件あたり平均約238万円)であること⁶と比較すると、SNS型投資・ロマンス詐欺は特殊詐欺よりも認知件数は少ないものの、1件あたりの被害額が極めて大きいといえる。2024年上半期は認知件数も増加しており⁴、今後も更なる被害増加が危惧される。投資詐欺やロマンス詐欺自体は従来からあったものの、欺罔ツールとしてSNS等を用いて、主として非対面の交信を重ねることで被害者の信用・信頼を獲得するという欺罔手段が普及したことで被害が急増したものといえる。

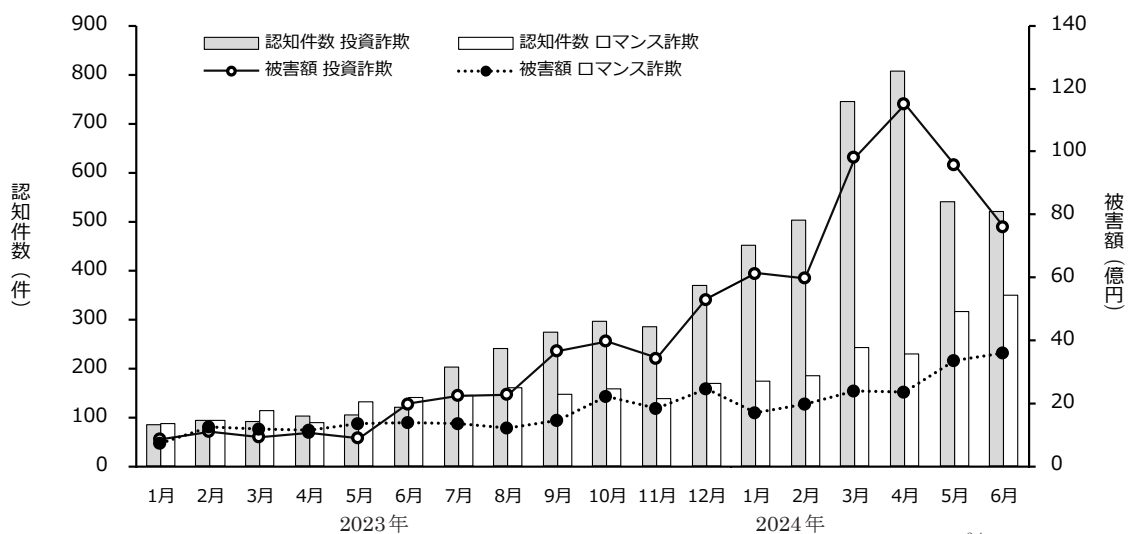
また、被害者の傾向として、SNS型投資詐欺は性別の偏りが小さく、年齢層としては50～60代が比較的多い。ロマンス詐欺も現在のところ性別に一定の偏りはみられず、年齢層としては40～60代が比較的多い^{2-4,7}。特殊詐欺の被害者は高齢女性が多いことを鑑みると⁸、SNS型投資・ロマンス詐欺は被害者の傾向が特殊詐欺とは異なる。

3 欺罔ツールとしてのSNS

投資詐欺やロマンス詐欺自体は以前から国内外で報告されており、詐欺の欺罔手段としては必ずしも新規なものではない。欺罔ツールとしてSNSが用いられたことが被害の急拡大に強い影響を及ぼしたと考えられる。

詐欺の実行プロセスは主として、①ターゲット(被害者)の選定、②ターゲットとの接触、③ターゲットからの信用・信頼の獲得と金銭等の要求、④金銭等の搾取と収益化、⑤逃走、で構成されるといえる⁹。SNS等を用いることでこれら詐欺の実行プロセス全体として効率化が可能となる。SNSはもともと興味・関心や趣味、価値観等の合う者同士が地理的な制約をこえて出会い、交流を深めることができるツールであることから¹⁰、投資にせよ対人交流にせよ関心をもつ者を発

図表1 SNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺の認知件数・被害額



警察庁^{3,4}に基づき筆者作成

見しやすい。また、ターゲットがSNS等で公開しているプロフィールや投稿記事等から性別、年齢、社会的地位、生活水準、趣味等の個人情報の入手も容易である。これらは上述の実行プロセス①や②に寄与する。また、非対面の交信を中心として被害者を騙し、金銭を詐取する際もインターネットバンクからの送金や暗号資産、デジタルギフトカードなど非対面で匿名性の高い送金手段を用いることが被害者に違和感を抱かせることなくできることから、騙し取った金銭等の収益化(換金等)や逃走も容易である。これらのことは上述の実行プロセス④と⑤に寄与する。具体的な詐欺の手口に関わる③についても非対面ならではの欺罔手段(高精度な画像や音声データを活用したなりすまし等)が用いられているが、SNSは①から⑤に至る詐欺の実行プロセスを完遂する上で犯人側にとって効率性の高い欺罔ツールであることが、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害急増に関わっているものと考えられる。詐欺の実行プロセスのマニュアル化・役割分担を行うことで組織的に多数の犯行が可能になることから、今後もSNS型の詐欺は増える可能性が高い。

4 本稿の目的

以上のように、SNS型投資・ロマンス詐欺は現代の社会安全を脅かす脅威となっており、その対策は喫緊の社会課題である。SNS型投資・ロマンス詐欺の対策として、特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策と連携した捜査手法や抑止対策の検討²や、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」に対する規制等¹¹⁻¹³等が進んでいる。一方で、これら詐欺の犯人側に対する対策のみですべての詐欺を即時に抑止できるものではないことから、被害防止のための広報・啓発活動もまた重要である。被害防止のための啓発に際しては、どのような欺罔プロセスによりなぜ騙されるのかといった被害者心理の解釈・考察により、その脅威と対策行動の必要性を論理的に説明することが求められるが、SNS型投資・ロマンス詐欺という新規な手口の被害者心理に関する考察はまだ少ない。

そこで本稿は、主として認知心理学や社会心理学の理論的枠組みから、SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスとその被害者心理について考察するとともに、それらの考察に基づく詐欺防止のための対策を論じることを目的とする。

II SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスに関する認知・社会心理学的考察

本章では、SNS型投資・ロマンス詐欺の基礎的な欺罔プロセスに関わる心理学的特性について、主として認知・社会心理学的な枠組みから考察する。

1 段階的な信頼関係の構築

SNS型投資・ロマンス詐欺の個別具体的な手口事例は警察庁広報サイト²などに詳しいが、共通する欺罔プロセスとしては、「段階的な交信を通じて被害者との信頼関係を構築し、詐欺である可

能性から被害者の注意を逸らし、金銭等をだまし取る」ものといえる。本稿冒頭で紹介した警察庁によるSNS型投資・ロマンス詐欺の定義においても共に「交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ」という欺罔プロセスが述べられている⁴。非対面での対人コミュニケーションを中心として、最初の接触からの段階的な交信を通じて被害者の信用・信頼を獲得することがこの種の詐欺の基盤となる。

オレオレ詐欺など従来の特殊詐欺では、欺罔プロセスの冒頭・序盤から犯人側が被害者に動揺や時間的切迫等を与えて情動ストレスを高め心理的な視野狭窄に陥らせることで、はじめから詐欺である可能性に被害者の注意を向けさせにくくするものが多かった¹⁴。一方で、SNS型投資・ロマンス詐欺はある程度の時間をかけて被害者からの信用・信頼を獲得したり親密化過程 (relationship development) を形成する。最初の接触や交信序盤の段階において被害者が動揺や時間的切迫に陥ることはあまりないことから、被害者は詐欺である可能性に注意を向けることも可能である。しかし、疑念をもっていたとしても、交信を重ねる中で犯人側がその疑念を払拭するような対応 (投資詐欺であれば儲けが出たとする偽チャートの表示や、一度目の投資では配当金を出金させる等、ロマンス詐欺であれば相手からプレゼントが送られてくる等) を取ることで「やはり詐欺ではなさそう」と思い、犯人側を信用・信頼してしまうものと考えられる。視覚的注意の特性として「復帰抑制」 (inhibition of return) と呼ばれる現象がある¹⁵。これは一度視覚的に注意を向けた対象に再び注意を向けようとした際に抑制 (遅延) が生じるもので、限られた注意資源を効率的に運用する上で備わった認知特性と考えられる。詐欺を疑うこと、すなわち詐欺である可能性に注意を向けることに関しても、一度詐欺を疑ったものの詐欺ではないと自身で判断した相手・事象に対しては、詐欺である可能性に絶えず注意を向け続けることは難しいといえるかもしれない。また、前述の通りターゲットとなる人物はもともと投資や対人交流・出会いに関心がある者であることから、詐欺かもしれないという疑念と同時に詐欺ではない可能性 (幸運にも利益の得られやすい投資や出会いの機会を得たこと) への期待も有していると考えられる。そのような期待が「確証バイアス」 (confirmation bias)¹⁶ として被害者の注意特性に影響を及ぼし、犯人側の「詐欺ではなさそう」な言動に注意が向きやすくなる可能性もあろう。

このように交信を重ねる中で犯人側が巧みに提示してくる「詐欺である可能性に対する反証事例」への接触が蓄積されることで、被害者は相手が信用・信頼に足る人物だと誤認してしまうものといえる。特殊詐欺において被害者が周囲のひとから詐欺と指摘されてもそれを聞き入れずに被害にあってしまう事例があるが¹⁷、段階的な交信を通じた信頼関係の構築を経るSNS型投資・ロマンス詐欺においてはその傾向が一層強くなる懸念がある。

関係構築後の金銭等の要求に際して、投資詐欺は高額な投資、ロマンス詐欺は二人の将来のための投資のほか、会いに行くための渡航費や、荷物や財産の移送手続きに必要な経費等の一時的な立替えを理由とするものが多い¹⁸。一般的に親密な関係性構築後は相互に不足する資源を補い合う「支援性」や、共通の課題解決に向けて積極的に行動する「力動性」に対する期待が相互に大きく

なることから¹⁹、こういった要求も受容されやすくなるものと考えられる。詐欺対策の啓発として「お金の話がでたら詐欺を疑う」とある²。その通りではあるが、これらの詐欺で金銭等の要求が出てきた段階で被害者本人はすでに詐欺の疑念を精緻化できない心理状態に陥っている可能性が高く、「お金の話が出るまでは詐欺か否か判別できない不審な交信を続けてよいというものではない」ことも同時に強く注意喚起する必要がある。

2 従来の特殊詐欺の欺罔プロセスとの比較

従来の特殊詐欺も「段階的な交信を通じて被害者との信頼関係を構築し、詐欺である可能性から被害者の注意を逸らし、金銭等をだまし取る」という基本的な欺罔プロセス自体は共通と考えられる。ただし、SNS型投資・ロマンス詐欺の方が「段階的な交信を通じて被害者との信頼関係を構築」するプロセスにより重点を置き時間をかける傾向がある。従来の特殊詐欺は一般的に犯人側が最初の接触時から虚偽の事由を述べて被害者の不安や動揺を煽るとともに、専門の立場等を装ってその解決策を提示して被害者の心理・行動を誘導して金銭等を騙し取るものが多い。越智 (2024)²⁰は、オレオレ詐欺に使用されている代表的な心理テクニックとして、①互酬性の原理、②動揺—具体的指示テクニック、③ドア・イン・ザ・フェイステクニック、④数打てば当たるテクニック、⑤他人と接触させないテクニック、の5つを挙げ、その中でもとくに②動揺—具体的指示テクニックがオレオレ詐欺の中心的なテクニックと位置づけている²¹。これらの心理テクニックはいずれもSNS型投資・ロマンス詐欺にも当てはまるものの、SNS型投資・ロマンス詐欺では信頼関係の構築に基づく「互酬性の原理」(あるいは互惠性規範, *norm of reciprocity*²²)に欺罔基盤の比重が大きいと考えられる。そのため、被害者の不安や動揺に依存せずに被害者を騙すことができ、SNS上での非対面のコミュニケーションにおいても欺罔が成立しやすいといえる。また、最初の接触からある程度時間をかけて関係性を構築することで、被害者にこれまでの関与に対する時間的・心理的なコスト意識を高め、関係性維持から撤退しにくくさせる「サンクコスト効果」(*sunk cost effect*)²³が生じ、やり取りを継続しやすくなることもあるかもしれない。

このようにSNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスは、従来の特殊詐欺と比較してとくに段階的な交信を通じて被害者との信頼関係を構築するプロセスをより重視したものといえる。このプロセスは対面や電話などリアルタイムの対人コミュニケーションでは犯人側のコストが大きく効率的な犯行ができないが、SNS等を用いたCMC (*computer-mediated communication*)であればこれを低コストに実施でき、前述の「数打てば当たるテクニック」²⁴に乗せて運用することができる。

3 SNS型投資・ロマンス詐欺に対する脆弱性

個人の詐欺被害のあいやすさは「詐欺脆弱性」(*vulnerability to scam*)などと呼ばれる²⁵。国内における特殊詐欺の被害者は高齢者が多かったことや、オレオレ詐欺などで前述の「動揺—具体的指示テクニック」が主要な心理テクニックとされていたことから、詐欺脆弱性に影響を及ぼす心理

学的要因の検討は加齢に伴う認知機能の低下に着目したものが多かった²⁶。一方で、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者は前述の通り40代～60代が中心であり、30代以下の比較的若い世代の被害も一定数いることから、加齢による認知機能の低下のみからでは説明が困難である。

SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスは対人場面における信頼の形成に重点が置かれている。これは、ひとが社会の中で他者と協調的で親密な関係を構築する上で基本的な心理特性であり、その意味で特定の年齢・性別によらず多くの人が騙されてしまうものといえる。対人場面における信頼に関わる構成概念の1つとして、他者一般に対する信頼性評価である「一般的信頼」(general trust)²⁷が挙げられる。従来の特種詐欺を想定した研究において、信頼に関する変数は詐欺脆弱性との関連があまり見られなかったとされるが^{25,28}、SNS型投資・ロマンス詐欺における詐欺脆弱性と一般的信頼との関連についても研究の蓄積が待たれる。

Ⅲ 被害者の心理を踏まえた対策啓発の留意点

本章では、SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスに関わる心理学的特性を踏まえ、これらの詐欺被害を回避する上でどのような点に留意して対策を講じる必要があるかについて論じる。

1 詐欺の手口概要を知っていても騙される危険性に関する一層の啓発

従来の特種詐欺も同様であるが、詐欺の手口概要を知ることは対策の第一歩として重要であるものの、手口概要を知っているのみでは被害を防げないことの認識を醸成する必要がある。SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスの特徴として、段階的な交信を通じた信頼関係の構築を挙げた。このことは、たとえ交信を始めた段階では詐欺である可能性を疑っていたとしても、交信を続ける中で騙されてしまう可能性が高いことを示唆する。そもそもはじめから「この相手は絶対に詐欺である」と確信している場合には交信を開始・継続しないはずである。現在、詐欺対策として偽広告の排除や犯行で使用されたアカウントの停止に向けて施策が進んでいるものの¹³、現状では投資にせよ出会いにせよ、SNS上での最初の接触の段階では相手が詐欺か否かを一般の個人が判別することは難しい。そのため、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者は犯人側と接触を開始した時点で詐欺か否かの確証は持てておらず、詐欺の可能性も考慮しつつとりあえず交信を始め、怪しいと感じたら交信をやめればよいと思っている場合もあるといえる。そして、このような意思決定の背景には、自身の詐欺脆弱性を低く推定する「楽観バイアス」(optimistic bias)²⁹があると考えられる。木村他(2023)は首都圏の高齢者を対象とした調査(n = 1,598)により、調査参加者の約67.1%は詐欺被害リスクに関する楽観バイアスを有していること、そして楽観バイアスが強い人ほど不審電話を受信した際に「騙されたふりをする」という対処行動意図が高いことを明らかにした³⁰。これは多くの人は欺罔に関して詐欺犯の能力よりも自身の能力の方を高く推定しており、自分であれば詐欺犯に遭遇しても詐欺を自己看破できると考えていることを示唆する。特種詐欺に関して警

察庁が実施した調査においても、たとえばオレオレ詐欺の被害者の96%以上は被害前時点でオレオレ詐欺の手口を知っていたと回答していた³¹。これらの報告を踏まえると、実際には、詐欺の手口を知っているだけでは詐欺に遭遇した際に自己看破できるものではないことが示唆される。

もちろん、詐欺の手口を知ることで「詐欺の当初接触に用いられやすいツールの使用を控える」といった有効な対策を取ることができるようになるので、手口の知識を入手・更新することは詐欺対策の第一歩として極めて重要である。また、上野他 (2023) は特殊詐欺の自己看破者と既遂被害者の心理・行動特性を比較し、自己看破者の特徴として、詐欺の手口を「人に説明できる程度」知っていた者が多い傾向であったこと ($\chi^2(1) = 3.378, p = .066, \phi = .20$) を報告している³²。そこで、大雑把な手口認知ではなく手口詳細を把握していることが詐欺被害防止に重要という見解もある³³。いずれにせよ、「手口の概要を知っていれば詐欺を自己看破できる」という認識は改める必要があるといえよう。

2 SNSは詐欺の当初接触ツールであることの認識の促進

従来の特種詐欺においては、詐欺の当初接触ツールとして用いられやすい自宅固定電話を留守番電話（留守電）設定にしたり、迷惑電話防止機能付き電話機を導入するなど、詐欺の当初接触機会を回避することが、個人で実行可能な有効性のある対策と考えられている^{31,34}。犯人が留守電等への架電を避ける主な理由は、音声など検挙につながる生体情報を残すことを避けたがるからとされる³⁵。SNSでは現状、ユーザの生体情報を取得することは困難であり、留守電のような有効な回避手段がない。そこで、現在のところSNSを利用し直接面識のない人やコミュニティ等と交信を行うこと自体が詐欺被害リスクを高めることを改めて強く認識する必要がある、その認識促進のための広報・啓発が求められる。たとえば総務省のシニア向けインターネットトラブル対策ブックでは「第3章8 SNSでのトラブル回避策①」に悪質広告に関する言及がある³⁶。また、主として青少年向けの「インターネットトラブル事例集 2024年版」では「法律&契約編 トラブル回避のために正しく知ろう 12 高額バイト、お小遣い稼ぎのつもりが思わぬ事態に！」に闇バイトに関する事例と解説が紹介されている³⁷。SNS型投資・ロマンス詐欺は比較的新しい詐欺であり、直接的にはまだこれらの啓発に関する言及は少ないことから、今後の更新が待たれる。なお、SNSは利用者にとって便益も大きいことから、単に危険を強調して利用の抑制を推奨するような主張は受容されないと予想される³⁸。そこで、詐欺の手口概要を知っているだけではなぜ詐欺を自己看破することが困難であるかについての心理学的考察を丁寧に解説する必要があるだろう。

3 既遂被害が疑われる時点で、自分一人で金銭等を取り戻そうとしないことの啓発

SNS等を通じた交信により相手の指示に従って金銭等を振り込んだ等、万一、被害にあったあるいは被害が疑われる段階では、すでに送金した金銭等を被害者が一人で取り戻そうとしないよう啓発する必要がある。SNS型投資詐欺においては、すでに振り込んだ金銭や利益分の出金手数料

等の名目で、被害者が繰り返し金銭を送金して被害額が大きくなる事例が多い。警察庁の啓発サイトにも「一度振り込んでしまうと、お金を取り戻そうと、あとに引けなくなってしまうことも」と解説がある³⁹。また、ロマンス詐欺においても、被害を取り戻そうとして非弁行為の被害にあう事例が報告されている⁴⁰。

「プロスペクト理論」(prospect theory)によると、ひとは一般的に自身の利得よりも損失を大きく評価し、損失を回避するように動機づけられやすい「損失回避」(loss aversion)傾向があるとされる⁴¹。自身の損失につながる意思決定を行う際にはリスク選好がなされやすく、リスクがあっても損失が回避できる選択肢を選択しやすいという。たとえば「あなたはどちらを選びますか？確実に900ドルを失う、または90%の確率で1000ドルを失う」という問では、後者の方が選択されやすい⁴²。また、カーネマン(Kahneman, D.)は意思決定に2つの情報処理過程を仮定し、自動的に自覚的努力を要さない直観的な処理である「システム1」と、制御され自覚的努力を要する熟慮型の処理である「システム2」に分類した⁴³。損失回避はこのうち「システム1」の特性とされ、自動的な反応がなされやすい。すなわち、ひとは自身の損失に気づいた際に、その損失を回避・補填するために熟慮や慎重さを欠いた意思決定を行いやすいといえる。

関連して、前述のようにすでに費やしたコスト(投資した金銭等の経済的成本、および関係構築のための心理的成本等も含む)が大きいと、撤退すべき状況でもその意思決定が難しくなるサunkコスト効果²³もある。これにより、詐欺被害に気づいた時点で犯人との交信をすぐにやめずに、損失を取り戻すために交信を継続してしまう可能もある。損失回避傾向やサunkコスト効果といった心理特性により被害の拡大や二次被害が発生することを防ぐためにも、既遂被害が疑われる際には、自分一人で被害を取り戻す行動をとらずに、直ちに周囲の人や警察等に相談するよう啓発する必要がある。

4 詐欺被害防止のための日常生活の省察：詐欺被害に関わるヒヤリハット事例の収集

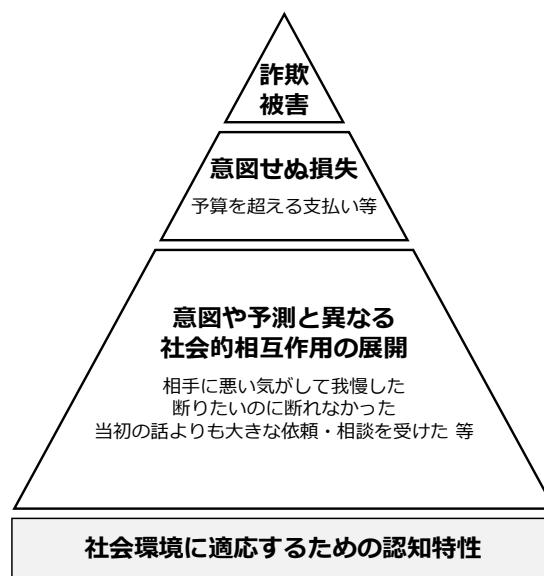
SNS型投資・ロマンス詐欺の被害を回避するために日頃から出来る対策の1つとして、社会生活における他者との日常的なコミュニケーションのなかで、詐欺に騙されることと同様の心理メカニズムに基づく心理・行動がどの程度自分自身に生じているかを省察する機会を増やすことが挙げられる。詐欺には社会生活を営む上で自覚的・無自覚的に作用している心理メカニズムが悪用されることから、日常の社会生活における対人相互作用全体を日頃から自覚的に省察し、自身の詐欺脆弱性の高さを把握したり、必要に応じて自身の行動を改めることが大切である。たとえば越智(2024)は、オレオレ詐欺における騙しの心理テクニックの1つである「互酬性の原理」の日常的な事例として、スーパーで試食をした後に商品を購入しないで立ち去るのは居心地が悪いといった事例を紹介している⁴⁴。詐欺に遭遇した際に自分が騙されると思うかといった非日常的で未知の状況に対するリスクや対処可能性を個人が適切に推定することは難しく、状況要因の軽視や楽観バイアス等により自身の被害リスクを低く推定してしまう懸念がある。一方で、試食をした際に商品を買わ

ずに立ち去れるかどうかという日常的で経験のある社会行動に着目して省察することで、自身が互酬性の原理に基づく反応をどの程度行いやすいかを予測しやすくなる。

「ハインリッヒの法則」(Heinrich's law) と呼ばれる労働災害の経験則がある⁴⁵。この法則によると、同じ人が起こした同種の災害330件のうち、300件は無傷、29件は軽傷、1件は重傷を伴うとされる。ハインリッヒの法則はヒューマンエラーの領域でしばしば参照され、あるヒューマンファクターの結果生じた重大事故1件の背景には、同じヒューマンファクターに起因する29件程度の軽微な事故があり、さらにその背景には約300件のヒヤリハットが生じているとする理論モデルとして紹介されることが多い⁴⁶。すなわち、同様のヒューマンファクターに起因する事故の結果の大小は確率的なものであり、事例数の少ない重大事故にのみ焦点を当てるのではなく、日頃から無数に発生しているヒヤリハットにも着目して報告・収集や分析を促し、そのヒューマンファクターに対する理解や防止策を講じることが重大事故防止にも寄与するという発想である。このアプローチを詐欺被害防止にも応用し(図表2)、前述の試食事例のように日常的な対人コミュニケーションや対人関係の構築プロセスのなかに詐欺被害のヒヤリハットが含まれていることを自覚する機会を増やすことで、自身の詐欺被害リスクを過少視することなく、詐欺遭遇機会回避のための行動が促進されるのではないか。SNS型投資・ロマンス詐欺は、従来の特種詐欺の欺罔プロセスと比較して「段階的な信頼関係の構築」が入念になされることから、日常の社会的関係の構築・維持に関わる自身の心理・行動傾向を省察することは有効と考えられる。

なお、このように詐欺の欺罔プロセスにおいて利用される心理メカニズムを抽出し、日常生活の文脈の中でそれらに基づく思考や行動をどの程度とっているかをセルフチェックさせる試みは、防

図表2 ハイリッヒの法則を参照した詐欺被害に関わるヒヤリハット体験のモデル



犯力チェックシート等ですでに実用されているものも多い。たとえば特殊詐欺に関しては、西田(2016)⁴⁷に基づく警察庁「防犯力チェック」⁴⁸や、消費者庁「だまされやすさを測る心理傾向チェック」⁴⁹、京都府警「特殊詐欺騙されやすさチェックシート」⁵⁰などが公開されている。チェックシートを用いて個人の被害リスクを得点化することはゲーム感覚で気軽に取組めるというメリットがあるが、一方で自身の合計得点や判定結果に注意が向きやすく、各項目で描写される状況を日頃から省察するという詐欺被害防止訓練としての機能が活用されにくい懸念もある。詐欺被害防止訓練への意識を高める上では、ヒヤリハット事例とその背景にある心理学的メカニズムが詐欺のどのような欺罔プロセスと関わるかを解説し、日常生活で同様の社会的相互作用場面に遭遇した際にそのヒヤリハットの自覚を促す「詐欺被害に関わるヒヤリハット事例集」も有効ではないか。図表2に示したモデルも含め、アプローチの有効性を今後検証する必要がある。

5 被害者非難の抑制

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害減少のために社会全体で取り組むべきこととして、被害者に対する周囲の人やメディア等からの自覚的・無自覚的な偏見や非難の抑制が挙げられる。このことは特殊詐欺の枠組みから論じた土屋(2024)⁵¹に詳細な解説があるが、SNS型投資・ロマンス詐欺においても積極的に取組むべきことと考えられる。従来の特殊詐欺においても、被害者の経済的な被害のみならず、精神的な被害も深刻であることが論じられてきた⁵²。手口が知られているだけに、なぜ騙されてしまったのかという自責の念に加えて、被害にあったことに対して家族等からも責められることがある。これらによる精神的苦痛が被害者を精神的に追い詰め、被害者の自殺に至る場合もある⁵³。オレオレ詐欺の被害は家族を救いたいといった利他的な動機による部分が大きいといえるが、投資詐欺やロマンス詐欺は詐欺犯との接触に至る動機が自身の金銭欲や恋愛・親和欲に基づく部分が大きいと考えられることから、「欲に目がくらんだ」などと被害者非難を一層誘発しやすい懸念がある。

被害者非難が生じる主要な心理学的要因の1つとして、「公正世界信念」(belief in a just world)が挙げられる⁵⁴。公正世界信念は、世界は公正で安全な場所であり、人々は自身の振舞いに相応しいものを手にするという信念である。この信念はひとの生活環境に対する安定感や幸福感、また長期的な目標を維持して活動する上での心理的基盤となるが、一方でこの信念と矛盾する事件等(罪なき人が事件や事故の被害にあう)に接するとこの信念を維持することが難しくなることから、被害者にも落ち度があると認知することで公正世界信念の維持を図る傾向があるとされる。また、報道を通じて他者の被害を知ることから、原因帰属における「行為者・観察者バイアス」(actor-observer bias)の影響もあろう。これは他者の振舞いによって生じた事象は、状況要因よりもその人の性格など内面的な要因に原因があると考えられやすい傾向である⁵⁵。詐欺の巧妙さは、被害報道等で手口概要を見聞きしただけでは想像しにくく、「なぜこんな手口に騙されるのかわからない」などと被害者を責めるような論調につながりやすい。そのような周囲や社会の風潮・論調がある

と、前述のような被害者の精神的な二次的被害に加え、被害者が被害者非難を恐れて周囲に被害を報告・相談しにくくなってしまう⁵⁶。このことで被害実態が見えにくくなり、社会全体としての被害拡大につながる可能性がある。SNS型投資・ロマンス詐欺は被害者が犯人への送金を繰り返すことで一人あたりの被害額が大きくなりやすい傾向があることから、本章3節にて論じたように、最初の被害に気づいた・被害を疑った時点で周囲に相談することが被害を軽減する上で極めて大切である。しかし、投資や出会いといった被害者の動機の観点から被害者非難の懸念が生じやすいことが予想されると、周囲への相談が抑制されたり、被害を認めたくない気持ちから犯人との接触を継続し、被害拡大につながる可能性がある。被害者非難の風潮が社会全体に負の影響を及ぼすことは性犯罪⁵⁷や感染症⁵⁸等に関しても啓発がなされてきたが、SNS型投資・ロマンス詐欺においても重要な問題であり、被害者非難の抑制に関する啓発を強化する必要がある。詐欺被害に関する報道の際にもこの点に留意し、被害者の過失を責めるような論調にならないよう表現等を慎重に点検する必要がある。

IV まとめ

本稿では、近年国内でも被害が増加しているSNS型投資・ロマンス詐欺について、その欺罔プロセスに関わる心理学的特性について解説し、被害防止のために啓発すべき事項について論じた。欺罔プロセスに関わる基本的な心理学的特性や対策には従来の特殊詐欺対策の考え方を応用できる部分が大きいと考えられる。一方で、SNS型投資・ロマンス詐欺は欺罔プロセスのうちとくに「段階的な信頼関係の構築」に重点が置かれ、かつSNS等を通じた犯人との最初の接触の段階で詐欺か否かを判別することは一般の個人には難しいことから、詐欺である可能性を疑いながら接触を開始したとしても交信を続けることで騙されてしまう可能性が高い。しかし、こうした詐欺手口の脅威は被害報道のみでは一般の個人に伝わりにくく、自己の被害リスクを低く推定してしまいやすい懸念がある。また、被害者非難の抑制が詐欺の被害拡大や二次的被害を防ぐ上で重要であることから、人々が詐欺手口に関わる心理学的特性を把握し、その脅威を適切に評価できるよう日頃から意識づけることが対策の基礎として重要である。その方略の一例として、ハインリッヒの法則に基づき詐欺に関わる心理学的特性の影響を日常の社会生活の中で省察する「詐欺被害に関わるヒヤリハット体験事例集」の必要性等を提案した。

最後に、本稿の学術的位置づけと今後の課題について述べる。冒頭で述べた通り、SNS型投資・ロマンス詐欺は、定義上は特殊詐欺のカテゴリに含まれない。しかし、その欺罔プロセスに関わる心理学的特性は従来の特殊詐欺と共通する部分も多い。特殊詐欺の被害者心理や対策に関する実証的研究や論説はすでに多数の蓄積があることから、本稿ではそれらを適宜参照し、SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスの解釈や対策の根拠資料とした。その意味で、本稿は新しい時代状況に対応して、喫緊の社会課題に対する心理学の観点からの解説や展望を論じたものである。な

お、心理学の知見は基本的に「平均値の科学」であり⁵⁹、個人差をはじめとする誤差の存在を前提とした一般的傾向について論じるものである。そのため、本稿で解説した心理特性についてもSNS型投資・ロマンス詐欺被害のすべての個別事例を説明できるものではない。今後の課題としては、本稿で仮説的に論じた各考察についての実証的な検証が挙げられる。とくにSNS型投資・ロマンス詐欺の詐欺脆弱性に関わる心理学的特性に関し、従来の特殊詐欺を前提とした詐欺脆弱性とはあまり関連が見られなかったとされる「信頼」が影響を及ぼすか否かは、SNS型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスに関する心理学的基盤を検証する上で重要であろう。それらの実証的な研究の蓄積を通じて本稿にて提示した各対策の有効性も再検証し、心理学的研究の成果が詐欺被害の減少に寄与することを期待したい。

利益相反の開示について

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金基盤研究 (C) 24K15624、ならびに日本大学危機管理学部令和6年度研究費の助成を受けた。

¹ SNSは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」(social networking service/site)の略称である。

² 「最近の詐欺 SNS型投資・ロマンス詐欺」警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/> (2024年9月1日アクセス)

³ 「SNS型投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等について」警察庁、<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-romance20240311.pdf> (2024年9月1日アクセス)

⁴ 「令和6年6月末におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について」警察庁、<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html> (2024年9月1日アクセス)

⁵ 「特殊詐欺とは」警察庁、<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.html> (2024年9月1日アクセス)

⁶ 「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について(確定値版)」警察庁、<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html> (2024年9月1日アクセス)

⁷ ロマンス詐欺被害者の性別に関して、2023年の統計値においては男性48.4%、女性51.6%で女性の被害がやや多いとされていたが²、2024年上半期の統計値においては男性が62.3%、女性37.7%と男性の比率が高い⁴。そのため現状では性差について特定の傾向はみられないとした。

⁸ たとえば2023年における特殊詐欺の総認知件数に占める65歳以上の女性の割合は56.1%であった⁶。

⁹ この詐欺の実行プロセス整理は筆者によるものであるが、詐欺のビジネスプロセス分類や「収益化」という用語に関しては以下の文献を参考にした。林憲明・唐沢勇輔・中村智史・坂本美子・柘植悠孝・岡田雅之・加藤雅彦(2021)「フィッシング詐欺のビジネスプロセス分類」、『情報処理学会研究報告』、2021-CSEC-92巻、1号、1-8頁。なお、ビジネスモデルという観点であれば①の前に「計画」などのプロセスが入るが、誌面の都合上、本稿の主旨に関連する実行段階のプロセスにのみ着目した。

¹⁰ 「SNSで友だちと交流しよう」総務省、https://www.soumu.go.jp/hakusho-kids/life/ability/communication/communication_01.html (2024年9月1日アクセス)

- ¹¹ 「SNS 広告、審査基準公表など義務づけを政府検討へ 詐欺被害相次ぎ」朝日新聞デジタル、2024年5月30日、<https://www.asahi.com/articles/ASS5Z2JNTS5ZULFA008M.html> (2024年9月1日アクセス)
- ¹² 「SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応に関する要請の実施(令和6年6月21日)」総務省、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000411.html (2024年9月1日アクセス)
- ¹³ 「国民を詐欺から守るための総合対策」首相官邸 犯罪対策閣僚会議、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf> (2024年9月1日アクセス)
- ¹⁴ 永岑光恵・原塑・信原幸弘(2009)「振り込め詐欺への神経科学からのアプローチ」、『社会技術研究論文集』、6、177-186、179-182頁。
- ¹⁵ Posner, M. I., Cohen, Y. (1984) “Components of attention.” In Bouma, H., Bowhuis, D. (Eds.) *Attention and performance X*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates. pp. 531-556.
- ¹⁶ Darley, J. M., & Gross, P. H. (1983) “A hypothesis-confirming bias in labeling effects,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.44, No.1, pp.20-33.
- ¹⁷ 「「詐欺だからやめて」娘に耳貸さずATM操作…「とにかく電話切って」声かけ思いとどまる」読売新聞オンライン、2021年6月11日、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20210610-OYT1T50087/> (2024年9月1日アクセス)
- ¹⁸ 「恋愛感情等に巧みにつけ込んだ、SNS型ロマンス詐欺にご注意ください」政府広報・警察庁、<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/images/adR606Romancegovpolice.pdf> (2024年9月1日アクセス)
- ¹⁹ 下斗米淳(1996)「対人関係の親密化」研究の展望 一理論的枠組みの検討一、『専修人文論集』、58号、23-49頁。
- ²⁰ 越智啓太(2024)「特殊詐欺における騙しのテクニック」、越智啓太・桐生正幸・原田知佳・島田貴仁編『特殊詐欺の心理学』、誠信書房、20-34頁。
- ²¹ 越智(2024)、25頁。
- ²² Gouldner, A. W. (1960) “The norm of reciprocity: A preliminary statement,” *American Sociological Review*, Vol.25, pp.161-179.
- ²³ Arkes, H. R., Blumer, C. (1985) “The psychology of sunk cost,” *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol.35, No.1, pp.124-140.
- ²⁴ 数打てば当たるテクニックとは、「引っかかる人が少ないような手口でも、非常に多数の人に使用すれば、引っかかる人が出てきてしまうというもの」とされる。越智(2024)、29頁。
- ²⁵ 渡部論・澁谷泰秀(2014)「高齢者の詐欺脆弱性に対する taxometric 分析」、『秋田県立大学総合科学彙報』、15号、1-9頁
- ²⁶ 木村敦(2022)「特殊詐欺対策研究における詐欺脆弱性認知をめぐる課題についての一考察」、『危機管理学研究』。6号、68-85頁。
- ²⁷ 山岸俊男(1998)『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム—』、東京大学出版会、42-44頁。
- ²⁸ 滝口雄太(2019)「疑わしい人は特殊詐欺に遭わないのか？高齢者に対する意識調査からの検討」、『東洋大学大学院紀要』、55、31-49頁。
- ²⁹ Weinstein, N. D. (1980) “Unrealistic optimism about future life events,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.39, No.5, pp.806-820.
- ³⁰ 木村敦・齊藤知範・山根由子・島田貴仁(2023)「楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響」、『心理学研究』、94巻、2号、120-128頁。
- ³¹ 「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」警察庁、https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/higaisyatyouso_siryou2018.pdf (2024年9月1日アクセス)
- ³² 上野大介・徳永美和子・山本純太・石川達雄・市原健一・久保慧・宮本麗子・神原有加・栄礼司(2023)「特殊詐欺等の消費者被害における心理・行動特性」消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター、https://www.caa.go.jp/policies/future/icpr/research_007 (2024年9月1日アクセス)
- ³³ 原田知佳(2024)「社会的環境から詐欺被害を予防する」、越智啓太・桐生正幸・原田知佳・島田貴仁編『特殊詐欺の心理学』、誠信書房、141-155頁、149頁。
- ³⁴ 島田貴仁(2020)「特殊詐欺の高齢被害者の特性と被害防止対策」、『犯罪学雑誌』、86巻、4号、110-119頁。

- ³⁵ 「ニセ電話詐欺防止、留守電が有効「犯人は声を録音されるのが嫌い」 朝日新聞デジタル、2022年8月19日、<https://www.asahi.com/articles/ASQ8L7DPRQ85UJHB002.html> (2024年9月1日アクセス)
- ³⁶ 「スマートフォン・タブレットなどインターネットを安全に利用するために トラブル対策ブック アクティブシニア対象」 総務省総合通信基盤局、https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/senior/ (2024年9月1日アクセス)
- ³⁷ 「インターネットトラブル事例集 2024年版」 総務省、https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/ (2024年9月1日アクセス)
- ³⁸ 木村敦 (2018) 「危機管理教育に資するための科目間連携を活用した地域連携型教育の実証研究」、『危機管理学研究』、2号、92-113頁。
- ³⁹ 「SNS型投資詐欺 実際の事例 Case 06」 警察庁SOS47、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/investment/#example> (2024年9月1日アクセス)
- ⁴⁰ 「非弁提携弁護士対策本部 国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点2」 東京弁護士会、https://www.toben.or.jp/known/iinkai/hibenteikei/news/post_8.html (2024年9月1日アクセス)
- ⁴¹ Kahneman, D., Tversky, A. (1979) “Prospect theory: An analysis of decision under risk,” *Econometrica*, Vol.47, No.2, pp.263-292.
- ⁴² カーネマン, D. 著, 村井章子訳 (2014) 『ファスト&スロー: あなたの意思はどのように決まるか 下』, 早川書房, p.93.
- ⁴³ カーネマン, D. 著, 村井章子訳 (2014) 『ファスト&スロー: あなたの意思はどのように決まるか 上』, 早川書房, pp.41-58.
- ⁴⁴ 越智 (2024)、24頁。
- ⁴⁵ ハインリッヒ, H. W. 著, 総合安全工学研究所訳 (1982) 『ハインリッヒ産業災害防止論』, 海文堂出版。Heinrich, H.W. (1931). *Industrial accident prevention: A scientific approach*. New York: McGraw-Hill.
- ⁴⁶ 芳賀繁 (2007) 『うっかりミスはなぜ起きる ―ヒューマンエラーの人間科学』, 中央労働災害防止協会、152-156頁。
- ⁴⁷ 西田公昭 (2016) 『マンガでわかる! 高齢者詐欺 対策マニュアル』, ディスカヴァー・トゥエンティワン、10-17、94-97頁。
- ⁴⁸ 「防犯力チェック」 警察庁SOS47、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/check/> (2024年9月1日アクセス)
- ⁴⁹ 「消費者被害防止! だまされやすさを測る心理傾向チェック」 消費者庁、https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/material/pdf/project_001_190329_0001.pdf (2024年9月1日アクセス)
- ⁵⁰ 「特殊詐欺だまされやすさチェックシート のーさぎチェック KP3」 京都府警察、<https://www.pref.kyoto.jp/fukei/0608.html> (2024年9月1日アクセス)
- ⁵¹ 土屋耕治 (2024) 「特殊詐欺被害者へのスティグマ付与から考える啓発活動の留意点: 「被害者は悪くない」」、越智啓太・桐生正幸・原田知佳・島田貴仁編『特殊詐欺の心理学』, 誠信書房、211-225頁。
- ⁵² 令和3年版 犯罪白書: 詐欺事犯者の実態と処遇 コラム10 詐欺被害者の声」 法務省、https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_8_3_3_3_10.html (2024年9月1日アクセス)
- ⁵³ 「衝撃事件の核心 自ら命を絶つオレオレ詐欺被害者のもう一つの悲劇: 「なぜだまされた」 家族から責められ自責、孤独、苦悩」 産経新聞 産経WEST2015年4月13日、<https://www.sankei.com/article/20150413-73MYRGZFYBIETNM2MY5J4V33XQ/> (2024年9月1日アクセス)
- ⁵⁴ Lerner, M. J. (1980). *The belief in a just world: A fundamental delusion*. New York: Plenum Press.
- ⁵⁵ Jones, E. E., Nisbett, R. E. (1987) “The actor and the observer: Divergent perceptions of the causes of behavior” , In Jones, E. E., Kanouse, D. E., Kelley, H. H., Nisbett, R. E., Valins, S., Weiner, B. (Eds.), *Attribution: Perceiving the causes of behavior*, Morristown, N.J.: General Learning Press, pp. 79-94.
- ⁵⁶ 土屋 (2024)、219頁。
- ⁵⁷ 「性暴力対策「二次的被害」という言葉 知っていますか?」 福岡県、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

contents/seibouryokunizihigai.html (2024年9月1日アクセス)

⁵⁸「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！一負のスパイラルを断ち切るために」日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部、https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html (2024年9月1日アクセス)

⁵⁹妹尾武治 (2016) 『おどろきの心理学』、光文社、21頁。



欧州連合（EU）のウクライナ支援の諸様相 —EUのウクライナに対する政治的支援を中心に—

日本大学危機管理学部 准教授 大八木 時広

- I はじめに
- II EU・ウクライナ連合理事会による政治的支援
- III EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援
- IV EUとウクライナの間の共同の安全保障コミットメント
- V EUによるウクライナに対する政治的支援に関する考察
- VI おわりに

I はじめに

(1) 問題の所在

本稿の執筆終了段階（2024年9月）において、2022年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は終結しておらず、欧米からの装備提供を受けたウクライナはロシア軍に対して激しい反撃を行っている¹。2024年8月に至ってウクライナ軍は限定的とはいえロシア領への進撃を始めている。ウクライナのこうした反撃の原動力となっているのは、ウクライナ側の士気や作戦、戦術および戦略もさることながら、欧米からの各種の支援にあることは疑問の余地がないであろう。この支援には、政治的、経済的、人道的そして軍事的支援、さらには間接的にウクライナ支援につながる対ロシア制裁が含まれる。欧州連合（EU）に限らずウクライナ支援については、軍事支援に焦点が当てられることが多い。ウクライナの反撃の原動力が直接には欧米諸国から供給される軍事アセットにあることから、こうした関心は当然といえる。しかし筆者はEUの政治研究の視点から欧州によるウクライナ支援にアプローチしており、本稿においてEUがどのような支援（とりわけ政治的支援）を実施しているかを論じようとしている。

一般論として他国から侵略を受けた国にとって、国際的に政治的支援が得られるかどうかは、具体的な支援を受けることと並んで重要といえよう。なぜならば政治的支援が得られた場合、軍事的支援を含む各種の具体的支援が期待できるからである²。後述するようにウクライナの事例に関して、EUとしては、ウクライナとの間で共同開催される連合理事会におけるウクライナへの支持表明³、ウクライナ大統領とEU大統領ならびに欧州委員長によるウクライナ・EUサミットの開催とその場におけるウクライナへの支持表明⁴、特別欧州理事会の開催⁵、共同の安全保障コミットメン

ト⁶などがウクライナに対する主な政治的支援として挙げられる。EUはこのような支援を基盤としてウクライナに対する多様な支援とロシアに対する制裁を行っている⁷、といえることができる。

本稿は、いわば政治的支援の視点からEUによるウクライナ支援を分析しようという意図である。なおEUのウクライナに対する政治的支援を主題とした先行研究は、本稿執筆の2024年9月の段階では見当たらないようであり、その意味でも本稿はEUによるウクライナ支援の様相を解明する一助として貢献することを目指している。

（2）分析枠組み

ここでは前述した問題の所在を受けて、本稿における分析枠組みを設定する。本稿では、EUの対ウクライナ支援をウクライナへの支援および対ロシア制裁に区分する。ただしEUによる対ロシア制裁⁸については本稿では論考の対象とはせず、ウクライナへの支援のみを分析対象とする。ウクライナへの支援は政治的、財政的、人道的そして軍事的支援などに区分することができよう。本稿においては政治的支援を分析対象として取り上げ、その他の支援については稿を改める。

本稿で取り上げる政治的支援とは、何らかの物資や資金を供与するといった物理的支援ではなく、ロシアの政治的工作に対抗して国際的場や首脳会談などを通じて公にウクライナを支持し、あるいは安全保障上の枠組みを設定するなどの政治的行動をとることを指す。こうした政治的支援はいわばEUの対ウクライナ支援の象徴的行動といった意味合いを持ち、自らがウクライナ側に立っていることを国際社会に対して明確に打ち出す意義がある。

政治的支援は物理的・物質的支援ではないという点で、対ウクライナ支援として直接効果が少ないのではないかと疑問が呈せられよう。そもそもウクライナを助けようとの政治的決断があってはじめて経済的・軍事的支援が可能となる。この点で政治的支援はもっと注目されてよいであろう。本稿では政治的支援の具体的事例として、EUとウクライナによって共同開催される連合理事会（the association council）、ウクライナ大統領とEU大統領ならびに欧州委員長によるウクライナ・EUサミットと特別欧州理事会、そしてEUとウクライナによる共同の安全保障コミットメントを取り上げてそれらの概要を示すと共に考察する。いずれも今後EUがウクライナを支援する際に行動の指針となり得るものといえる。こうした分析対象の限定は、膨大な事象を扱うために、また紙面の都合といった点でも必要である。そればかりか、本稿で扱う時期（2022年9月から2024年6月まで）は第8回連合理事会など政治的支援を考察する上で重要な出来事があるという点でも限定されるべき理由があると考えられる。

Ⅱ EU・ウクライナ連合理事会による政治的支援

（1）EU・ウクライナ連合理事会の概要

連合理事会とはEUとウクライナが対等な立場で共同開催する会合であり、2014年に初めて開

催され、それ以来、毎年開かれている⁹。連合理事会の設置には、2014年に起こったロシアによるクリミア半島の併合が背景としてあり¹⁰、当初からロシアの存在を意識するという側面を有していた¹¹。連合理事会は、議決機関というよりはEUとウクライナの両者の立場や主張を調整・確認する場として機能しており、EUの一機関たるEU理事会（いわゆる閣僚理事会）や欧州理事会とは別組織である¹²。

(2) 第8回連合理事会における政治的支援

2022年9月5日、EUのジョセップ・ボレル上級代表とウクライナのデニス・シュミハル首相が共同議長を務める第8回連合理事会が開かれた¹³。ロシアによるウクライナ侵攻開始後初となる連合理事会の開催であり、EUとウクライナ双方にとって重大な意味をもつ。連合理事会は「ウクライナに対する挑発的で正当化されないロシアの侵略戦争を可能な限り最も強い言葉で非難¹⁴」し、EUはウクライナに対する支援の継続を再確認した¹⁵。EUは「政治的、財政的、人道的、および必要な限りで軍事的支援を提供¹⁶」することをウクライナ側に確認した。

連合理事会ではEUによる対ウクライナ支援がウクライナ側から評価された。EUによって2022年9月はじめの時点ですでにEUの市民保護メカニズム（CPM）を通じて人道支援が約4億3千万ユーロ、欧州平和ファシリティ（EPF）の元で26億ユーロの支援を含む95億ユーロの財政支援が行われている。また将来の復興支援という点からは、EUとウクライナは相互の地域や地方自治体の間でパートナーシップを発展させる必要があるという点が連合理事会において強調された¹⁷。

また連合理事会は、ウクライナに対するロシアの侵攻において、人権侵害、残虐行為、戦争犯罪の責任者、加害者とその共犯者についてのロシアの責任が問われなければならないことを強調した¹⁸。ロシアの戦争犯罪は本稿の議論の対象外ではあるが、EUやウクライナではなく、連合理事会が主体となってこの問題が取り上げられている点は注目されよう¹⁹。なおEUはこの点に関して、国際刑事裁判所の検察官とウクライナの検事総長が集中して作業に当たるのを支援し、そのために必要な財政的かつ能力構築の支援を続けるとしている²⁰。

さらに連合理事会において、ウクライナにEU加盟候補国の地位を与えるとのヨーロッパ理事会の2022年6月23日の決定²¹が強調された。連合理事会は、ウクライナとその市民の将来がEUの中にあることを強調し、加盟の実現にはその申請に関わる条件、いわゆるコペンハーゲン基準（Copenhagen criteria）が完全に達成される必要があることを確認した²²。コペンハーゲン基準は、「民主主義が機能しているか」、「市場経済が機能しているか」、「EU法の体系に合致するよう国内の法制度が整備されているか」の三点から成り、それぞれ詳細な審査項目が設けられている²³。過去の新規加盟はいずれも加盟基準を満たすことによって実現しており、ウクライナに関して特例措置が取られないことが示されている。21世紀初頭、東欧諸国が大挙してEU加盟を目指した東方拡大（第5・6次拡大）に際して、明確な加盟基準の定式化（コペンハーゲン基準）が行われたが、その基準の達成は容易ではないとされている²⁴。この点を考慮するとウクライナのEU加盟が

近日中に実現する可能性は低いとみられる。またEU側の課題としては、ウクライナに限らず新たな加盟国を受け入れる能力があるかどうかという、いわゆるEUの吸収能力が問題とされよう²⁵。

EUへの加盟に際して、加盟候補国にはコペンハーゲン基準において法の支配（rule of law）の徹底が求められる。連合理事会では、腐敗防止、マネーロンダリング防止などの改革に関してウクライナがさらなる努力を払うことが促された²⁶。特に以前からウクライナで深刻な問題とされている汚職などの腐敗を防止する観点では、ウクライナのすべての法執行機関の活動が政治的なものにならないことが強調された²⁷。このように、加盟プロセスには加盟候補国の改革を支援する側面がある。

加盟手続きにおいて問われる人権に関して、連合理事会は、人権の共通の価値、すなわち民主主義、法の支配、男女平等、国際法の遵守、マイノリティに属する人々およびLGBTIの人々の権利を想起する²⁸。さらに人権に関しては、イスタンブール条約を批准するというウクライナの決定について、連合理事会は、すべての女性と少女を保護するための大きな前進であるとして評価した²⁹。こうした改革の努力はコペンハーゲン基準の達成評価において厳格に問われることとなり、ウクライナの加盟の成否に直接結びつくものとなる。このことは、コペンハーゲン基準を達成するための審査と膨大な作業が控えているものの、ウクライナがEU加盟に向けて一歩踏み出すことを意味する。

連合理事会ではサイバー攻撃が議題となり、サイバー戦およびサイバー攻撃についてEUがウクライナを支援することが確認された。すなわち、ロシアによる軍事侵攻に関連してウクライナに対するサイバー攻撃が増えていることに照らして、EUは、ハイブリッド戦およびサイバー攻撃の脅威への対抗、戦略的コミュニケーションへの継続的関与、偽情報を含む外国の情報操作および干渉への対抗についてウクライナと連帯することを再確認した³⁰。なおEUとウクライナはサイバー対話（cyber dialogue）と称される公式会合をすでに2021年6月3日に開催しており、連合理事会においてこの対話に代表されるような両者間の取り組みを今後も続けることが確認された³¹。なお第2回のサイバー対話（第2回からは、cybersecurity dialogueと称される）が、この連合理事会の後に開催されている³²。

また連合理事会において、ソリダリティーレーン（Solidarity Lanes）に関する支持が表明された³³。ウクライナは、ロシア（具体的にはロシア黒海艦隊）によって黒海とアゾフ海の港の使用が制約され続けている³⁴。しかしウクライナとしては農産物の輸出、さらに自国が必要とする物資等の輸入にはこうした港の使用ならびに航路の安全確保が必要であり、そのためにEUによって2022年5月に設置されたのがソリダリティーレーンであった³⁵。連合理事会では、このソリダリティーレーンの存在が改めて強調され、それがEUによって引き続き支持されることが国際的に示された。このように連合理事会はロシアの戦争犯罪の問題からウクライナへの各種の支援、ウクライナのEU加盟に際して問われる人権の問題、サイバー攻撃やソリダリティーレーンの争点に至るまで多様な支援の課題を提起し、総体としてウクライナへの政治的支援を示すものとなっているこ

とを指摘しておきたい。留意すべきはこの連合理事会において、戦車や戦闘機の供与といったハード面での軍事支援の問題はNATO等が扱うべきものとして除外されていることである。なお2024年3月20日には第9回の連合理事会が開催されたが³⁶、紙面の都合で本稿では割愛し別稿に譲る。なお第9回の連合理事会においても、上記の方針と支援策が継続強化されていることを確認しておきたい。

Ⅲ EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援

EU加盟国の政治指導者は、2022年12月15日、欧州理事会において今後のウクライナ支援策について具体的に協議し、ウクライナに対する政治的支援を改めて表明した³⁷。こうした協議の延長上に位置づけられるのがEU・ウクライナ的首脳サミットである。2023年2月3日、ミシェルEU大統領（欧州理事会常任議長）、フォンデアライエン欧州委員会委員長がウクライナの首都キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談を行った³⁸。この会談の中では、3首脳は、ウクライナのEU加盟への道のり、ロシアの軍事侵攻へのEUの対応、公正な平和、説明責任に関するウクライナのイニシアティブ、復興と救援についての協力、エネルギーとコネクティビティ分野における協力、グローバル食料安全保障に関する協議を行った³⁹。このサミットはEU側首脳によるキーウへの電撃訪問によって実現されたことに、EU側のウクライナ支援の姿勢が明確に示されている。協議内容に関して、緊急支援のみならず停戦後の復興にその範囲が及んでいることも注目すべきであろう。

さらに2023年2月9日、今度はゼレンスキー大統領がブリュッセルを訪問し、ミシェルEU大統領、フォンデアライエン欧州委員長と会談をおこなった。当日は特別欧州理事会が開かれ、ウクライナ支援が主として協議された⁴⁰。ミシェルEU大統領はゼレンスキー大統領とウクライナ国民へ向けて「平和、復興そして加盟への道のりは長く厳しいだろう。われわれはあなた方（ウクライナ）のため、道のりすべての段階でそこにいる」とのメッセージを発している⁴¹。EUとしては、改めてウクライナに対する政治的支援を示したのである。

特別欧州理事会では次の諸点が協議された。第一にロシアへの集団的圧力を増すための制限的措置である⁴²。

ここではロシアによるウクライナ侵攻からほぼ一年が経過した時点で、特別欧州理事会は、ロシアの行動への断固とした非難、ウクライナの独立、主権そして領土的一体性への確固とした支持、ウクライナに固有の自衛権が備わっていることを繰り返して述べる⁴³。制限的措置、すなわち対ロシア制裁という点では、すでにEUは9次にわたる制裁パッケージを実施しており、さらに石油製品の価格上限の設定をおこない、石油からの収入という点でもロシアに対して圧力を増している。

第二の点はロシアの加害責任という点であり、EUはこの点への強いコミットメントを繰り返している。特別欧州理事会では、ロシアに対して市民および民間インフラに対する無差別攻撃の中止

が求められ、戦争捕虜の扱いを含む国際人道法の完全な遵守が求められ、さらにロシアに強制連行されたとされるウクライナ人、とくに子供のウクライナへの安全な帰還が求められた⁴⁴。EUは、ウクライナ侵攻に関連して戦争犯罪および他の重大犯罪に責任を負うべき加害者と共犯者を拘束することに確固としてコミットし、この点でのウクライナや国際社会双方の努力を完全に支持している。そこには国際刑事裁判所の検察官による捜査も含まれる。EUの指導者たちは、ウクライナ侵攻に関わる戦争犯罪の告発に関して、ハーグの「ウクライナ侵略犯罪の起訴のための国際センター（ICPA）」の発展を支持している。これに関連してウクライナはEUとの共同ステートメントにおいて特別法廷の設置を希望する旨を表明した⁴⁵。

第三に特別欧州理事会では、公正な平和と将来の復興をめぐるウクライナのイニシアティブが取り上げられた。具体的には、EUがウクライナの主権と領土保全の尊重に基づく公正な平和に向けたウクライナのイニシアティブを支援する旨が明らかにされた⁴⁶。EUはそのための平和フォーミュラ・サミットを支持し、幅広い参加を求めるために努力する旨も表明した⁴⁷。その上でEUは、パートナーと共にウクライナの復旧と復興を支援し続けることとなる⁴⁸。欧州理事会はとりわけ、寄付を行う国際団体、資金援助を行う団体の間の緊密な調整を目的とするドナー調整プラットフォームの運用化を歓迎する。欧州理事会はまた、EU法および国際法の定めるところに従って、制裁によって凍結されたロシアの資産を、ウクライナの再建支援や賠償の目的で活用することを検討している⁴⁹。

第四にウクライナのEU加盟プロセスについては、特別欧州理事会はウクライナに候補国の地位を与えるとの過去の決定を想起する⁵⁰。EUはウクライナとの間にすでに連合協定を締結しており、新規加盟の際には同じような手順が以前から採られてきたことを考慮すると、ウクライナのEU加盟へ向けたプロセスはすでに始められているといえる。ただしウクライナは国内における人権、とりわけマイノリティの権利について改革が求められており、さらに腐敗防止の取り組みも求められている⁵¹。ウクライナには民主主義の確立、機能する市場経済、国内法とEU法との整合性を図りアキ・コミュノテールを受け入れるとの加盟基準の達成という課題が待ち受けていることを指摘しておく⁵²。

このように特別欧州理事会を舞台としたウクライナへの政治的支援の表明は、具体的かつ個別の支援策へ言及しつつ、ロシアの戦争犯罪の追及にまで及ぶ広範囲なものとなり、国際社会におけるウクライナ支援の重要な一端を成しているといえることができる。

IV EUとウクライナ間の共同の安全保障コミットメント

2024年6月28日、欧州連合（EU）は、ブリュッセルで開かれた首脳会議において、ウクライナのゼレンスキー大統領との間で共同の安全保障コミットメント（Joint security commitments between the European Union and Ukraine）に署名した⁵³。このコミットメントはマスコミ報道

等ではしばしば安全保障協定と記されるが、公式には上記の通り共同の安全保障コミットメントと称される。本稿では、このコミットメントをEUによるウクライナ支援の一環としてとらえ、本章でその概要を示し、次章にて考察を行う。まずこのコミットメントの冒頭において、EUとウクライナは、民主主義、人権と基本的自由の尊重、法の支配といった両者に共通の価値、そして平和、安全保障、安定、繁栄への関心を共通して持つことが確認されている⁵⁴。またロシアのウクライナに対する侵略が国連憲章の明白な違反であり、EUの基本方針は、ウクライナの独立、主権、領土の一体性、ウクライナ固有の自衛権、そして包括的、公正かつ持続可能な平和の追求を改めて尊重し確認することが示されている⁵⁵。こうしたコミットメントの基盤となっているのは、一連の欧州理事会決議（2023年6月29-30日の決議⁵⁶、10月26-27日の決議⁵⁷、12月14-15日の決議⁵⁸）、そして2023年7月12日のウクライナ支援についてのG7による共同宣言⁵⁹である。その狙いは、EUがウクライナの防衛を手助けし、ロシアによる不安定化の試みを妨げ、将来のロシアの侵略行動を抑止することにある⁶⁰。またEUによる長期的かつ持続可能なウクライナ支援が想定され、その中には共通安全保障防衛政策（CSDP）を通じたミッションが含まれる⁶¹。

安全保障コミットメントは三部構成であり、その第一部において、安全保障と防衛に焦点が当てられる⁶²。EUは、ウクライナへ軍事装備を今後も供給し、ウクライナの軍事訓練と防衛改革を支援し、欧州とウクライナの防衛産業の間で協力を進める⁶³。またEUは、海外からの情報操作や干渉へウクライナが対応する際の支援、地雷除去、市民の安全保障に関わる支援、火砲や小型兵器等の転用の予防を行う⁶⁴。さらにEUは、エネルギー安全保障に関する支援、衛星画像などを含むインテリジェンス面での支援を行う⁶⁵。

第二部はより広範な安全保障コミットメントについてである⁶⁶。EUは、ウクライナのEU加盟に関連した改革への支援、ウクライナ平和フォーミュラ⁶⁷の重要な原則と目的に従う、国連憲章と国際法の原則に基づく包括的、公正かつ永続的平和についての最も広範囲な国際支援を築くための試み、ウクライナへの財政支援や復興支援、深化した包括的自由貿易地帯（the Deep and Comprehensive Free Trade Area:DCFTA）を含む、貿易の促進によるウクライナ経済への支援を行う⁶⁸。またEUは、ロシアによる侵略戦争から逃れてきた人々を保護し、ロシアの侵略戦争を遂行する能力を損なわせるための制限的措置（経済制裁を指す）を発動し、凍結されたロシアの固定資産をウクライナの支援のために活用できないか模索する⁶⁹。さらにEUとウクライナは、戦争犯罪について完全な説明責任が保証されるよう確固としてコミットし続ける。最後にEUは、ウクライナのレジリエンスと安全保障に貢献する地域協力を促進する⁷⁰。

第三部では、EUとウクライナ間の協議メカニズムが言及された。EUとウクライナの間では、首脳会合、閣僚会合、安全保障や防衛の争点についての年一回の対話といった既存の政治対話メカニズムを活用することが確認された⁷¹。またEUとウクライナ相互の合意によって特別な協議が開催されることが明記された⁷²。とくに将来の侵攻（ロシアによる再侵攻を指すと思われる）の際には、EUとウクライナどちらかの求めに応じて、ウクライナが必要とすることについて24時

間以内に協議することが合意された⁷³。いわば緊急会合の開催が明記されたのである。

V EUによるウクライナに対する政治的支援に関する考察

(1) EUとウクライナによる第8回連合理事会に関する考察

連合理事会に関しては、会議の開催そのものがウクライナに対するEU側の支持の姿勢をロシアおよび国際社会に示す役割を担っているといえる⁷⁴。すなわち連合理事会においてウクライナの政府首脳とともにEU加盟国の首脳が一堂に会すること自体、EUとしてウクライナを政治的に支援することに等しい。EUは連合理事会の会合を開催することによってウクライナへシンボリックな支持を提供することができる。ウクライナからすれば、連合理事会からの支持を通して国際社会における自らのプレゼンスと正統性を増す効果を期待できるのである⁷⁵。その会合においてウクライナへの各種の具体的支援が提案され、約束された。その範囲は前述したように政治的、財政的、人道、軍事支援といったように広範囲にわたり実質的支援をウクライナにもたらすことになる。サイバー攻撃への対策に関してもEUとウクライナとの間に協力関係が構築されつつあり、安全保障のサイバー面でもウクライナ支援が行われることが政治的に確約されている⁷⁶。ウクライナのEU加盟に関してはほぼ既定路線であることが連合理事会において確認され、そのことはウクライナの欧州回帰を意味し、ウクライナのEU加盟という点も政治的支援の側面をもつ。他方で加盟を見据えた注文がEUからウクライナに対して出されている。そのことは加盟条件たるコペンハーゲン基準を達成するという作業を通して、ウクライナ国内に改革を促し実行させるという政治的な働きかけの一面がある。戦火が続く中ではウクライナ国内の改革は本格的には着手できないであろうが、戦争終結後のウクライナを見据えた政治的支援の一環ということができる。他方で支援に関して、連合理事会は議決機関ではなく支援に関する合意を形成する場にすぎないことに留意すべきであろう。この点で、連合理事会で合意された支援策はその実行が必ずしも担保されていない。総じて、連合理事会の開催にはEUとウクライナの協議の場の制度化という意義があり、単に装備や資金の支援にとどまらず、ウクライナに対してEUによる政治的支援の側面を行おうとするEUの姿勢を見ることができよう。

(2) EU・ウクライナ的首脳会談および特別欧州理事会における対ウクライナ政治的支援に関する考察

国際危機における首脳外交の意義は改めて指摘するまでもないであろう。ウクライナ侵攻初期において、例えば当時のジョンソン英首相がキーウへの電撃訪問を行いゼレンスキー大統領との間で首脳外交を展開したことは、その後の西側諸国のウクライナ支援の端緒の一つとして重大な意味がある。EUに関してウクライナ支援の明確化という点で、ミシェルEU大統領とフォンデアライエン欧州委員会委員長が2023年2月3日にゼレンスキー大統領との間で首脳会談を行ったことは、シンボリックな意味をもつ。この会談はEU首脳のキーウ電撃訪問によるものであり、EU側によ

る積極的なウクライナ支持の表れということができる。こうした行動は、ウクライナ支援に関する国際連携の形成という点でも意義深いものがある⁷⁷。

両者の首脳会談は、その後、ゼレンスキー大統領によるブリュッセル訪問へと引き継がれ、さらに特別欧州理事会におけるウクライナ支援策の承認へと至る。EU・ウクライナ間の首脳外交が、EUによるウクライナ支持の表明のみならず、具体的な支援策の提示へ結びつけられたことを指摘しておきたい。特別欧州理事会における第一の支援項目はロシアへの制限的措置、すなわち経済制裁である⁷⁸。すでにEUはウクライナ侵攻開始時から対ロシア経済制裁を発動しており、その意味では新規性はとくにみられない。しかし対ロ制裁はEUによる対ロ対抗策の柱となる措置であり、制裁の継続には、EUによるウクライナ支持に揺るぎがないことをEU内外に示す意味がある。他方でウクライナ側からすると、対ロ制裁という間接的な形のウクライナ支援が今後も期待できることを示している。第二の支援項目は、ウクライナ侵攻におけるロシアの戦争犯罪等に関してである⁷⁹。このことは、人道と人権の侵害という点で、従来からロシアが主張するウクライナ侵攻の正当性（ウクライナのネオナチなど全体主義者を討伐し、ロシア系住民を人道上の理由から保護するとのロシア側の主張）を揺るがす意味がある。第三の支援項目は公正な平和に向けたウクライナのイニシアティブなどであり、ウクライナの主権と領土保全の尊重に基づくことが条件とされる⁸⁰。ここにはEUとウクライナが望むウクライナ和平が、どのような形でも良いわけではないことに留意すべきであろう。第四の支援項目は将来的なEU加盟に関して、ウクライナに候補国の地位を与える点である⁸¹。すでにEUとウクライナとの間では連合協定が締結されており、加盟プロセスが進展しつつあるとみることができる。このように欧州理事会を舞台としたウクライナへの政治的支持の表明は、具体的かつ個別の支援策へ言及しつつ、ロシアの戦争犯罪の追及にまで及ぶ広範囲なものとなっている。2023年に実現したEU・ウクライナの首脳会談および特別欧州理事会は、国際社会におけるウクライナ支持の重要な一端を成しているということができよう。

(3) 欧州連合とウクライナの間の共同の安全保障コミットメントに関する考察

このコミットメントはEUおよびG7の以前の決議に立脚し、従来のウクライナ支援の方針に則ったものといえる。EUとウクライナは民主主義、人権、法の支配などの基本的価値、また平和、安全保障、安定、繁栄などの関心を共有し、この点はEUがウクライナを政治的に支援する際の基盤となる⁸²。

その第一部では、政治的支援という観点から、軍事装備の供給、ウクライナ軍の訓練や防衛面の改革の支援、欧州とウクライナの防衛産業の間での協力など軍事的支援の具体的側面が強調されている⁸³。すでに欧州諸国からウクライナへ装備の提供が行われているが、そうした装備がウクライナ国内で生産・供給できるようになれば、ウクライナの継戦能力を向上させるという点で大きな意味がある。また外国による情報の操作や干渉への対応、あるいはEU加盟国側からの情報や衛星画像の提供などのインテリジェンス面の支援、地雷除去という点に政治的支援の側面がみられる。ま

たエネルギー安全保障という政治色の強い問題に言及されている点にも政治的支援としての同コミットメントの性格が見られる。またイミント（image intelligence）を含めたインテリジェンスの側面は現代の紛争の帰趨を決定づける要素であり、欧州側の支援がいつそう踏み込んだ段階に入りつつある証ともいえる。

第二部について、政治的支援という観点から、ウクライナの改革への支援が冒頭に挙げられている点を指摘しておきたい⁸⁴。EU加盟を目指すウクライナにとって加盟基準を満たすための改革は必須となる。その基準はいわゆるコペンハーゲン基準として明確化されており、新規加盟国はいずれもその洗礼を受けてきた。加盟を目指す国にとっては加盟基準を満たすための国内改革の好機ともなり、ウクライナとっても、間違いなくウクライナ戦争終結後ということになるが国内の大掛かりな改革の契機になると考えられる。このことは、国内改革の支援という点で政治的支援としての側面をもつ。第二部のその他の点については、以前から行われてきたウクライナ支援の項目が今後も継続・強化されることが示され、今後の支援が基本的には過去の支援策等の延長上想定される点に意義がある。

第三部は協議メカニズムの常設化が主題であり、すでにEUとウクライナ間で首脳会合や閣僚会合が常態化されている⁸⁵。こうした既存の対話ツールが常設化されることは、緊急協議の設定と並んでEUによる政治的支援をいわば制度化する意義がある。緊急協議はEUとウクライナどちらからでも開催要請をすることができ、また24時間以内に開かれることになっている点は危機発生時においてもEUによる政治的支援の場が確保されることを意味する。このことは、とりわけウクライナにとって、EUから政治的支援が得られ、その後に各種の支援が期待できるという点で重要である。

VI おわりに

最後に本稿の総括および今後の研究上の課題を示すことで論考を締め括ることとしたい。Ⅱで取り上げたEU・ウクライナ連合理事会にはEUとウクライナを連帯させる役割があり、それによって第8回の連合理事会においてさらなるウクライナ支援が提示された。Ⅱに関する今後の課題として、連合理事会設立に関わる経緯、ならびに第1～7回の連合理事会の成果、EU・ウクライナ関係へのインパクトについての論考が必要となろう。

ⅢではEU・ウクライナ的首脳会談、ならびにその会談における対ウクライナ支援を取り上げた。2014年以来、8回にわたる連合理事会の積み重ねが、危機における両者の首脳会談を実現させたといえる。こうした首脳外交において、両者の会談が開かれること自体にEUのウクライナ支援のメッセージが込められることになろう。Ⅲに関する今後の課題として、その後の首脳会談をフォローすることが必要となろう。

ⅣではEUとウクライナの間の共同の安全保障コミットメントを取り上げた。こうしたコミットメントは従来のEUとウクライナの関係をさらに踏み込んだものにすると考えられ、いわば究極の

政治的支援が表明されたといえる。またこのコミットメントは、EU・ウクライナ連合理事会、さらに両者の首脳外交の一つの帰結として考え得る。このコミットメントが今後の戦局、ひいては欧州全体の安全保障にいかなるインパクトをもたらすか不明であり、この点を解明することは今後の研究課題となる。

また本稿では紙面の都合上、EUによる軍事支援を取り上げることができず、この点は今後の課題としたい。この場合の軍事支援には注意が必要となる。EUは戦車や戦闘機といった主要装備の提供、軍事顧問団や戦闘部隊の派遣などの軍事支援を行っていない。こうした支援は加盟国それぞれの独自の判断と負担によって行われている。EUによる軍事支援はウクライナ軍への資金提供等の支援が中心となる。この支援は資金提供という形をとり、一般的な財政支援とは別に軍事部門へ資金が提供される。そうした支援を行わなかったEUとしては一つの転換点といえることができる。したがってその支援の詳細な内容を明らかにし、またその支援が従来からの政治的支援などどのような関連性を持つかを問うことは今後の課題である。最終的には、EUの支援がウクライナの行動にどのようなインパクトを及ぼし、ウクライナの行動を変えたのか。また変えたとすれば、どのように変えたのか問われることになる。

¹ ウクライナ戦争の開戦初頭の分析として次を参照。増田雅之（編著）（2022）『ウクライナ戦争の衝撃』インターブックス。とくに、25-50頁。

² 同盟の形成から軍事的関与および大規模派兵へと至る流れは第二次世界大戦における同盟としての連合国の事例に典型的にみることができる。

³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) , *Joint press release following the 8th Association Council meeting between the EU and Ukraine*, https://www.eeas.europa.eu/delegations/ukraine/joint-press-release-following-8th-association-council-meeting-between-eu-and_en?s=232, (2024/11/1 最終アクセス) .

⁴ The European Council, (3rd February 2023) , *EU-Ukraine summit*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-summit/2023/02/03/> (2023/3/20 最終アクセス) .

⁵ The European Council, (9th February 2023) , *Special European Council*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2023/02/09/> (2023/3/20 最終アクセス) .

⁶ The European Council, (28th June 2023) , *Joint security commitments between the European Union and Ukraine*, p.1-12, <https://www.consilium.europa.eu/media/oredhmis/eu-ukraine-security-commitments-en.pdf> (2024/8/20 最終アクセス) .

⁷ 経済制裁に関する邦語先行研究を二点あげておく。経済制裁に関しては今後いつその研究が待たれるところである。大八木時広（2023年）「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対する欧州連合（EU）の制限的措置一七つのパッケージを中心に―」『危機管理學紀要』、第7号、62-75頁。大八木時広（2024年）「ロシアに対する欧州連合（EU）の制裁の展開―第8および第9パッケージを中心に―」『危機管理學紀要』、第8号、66-79頁。

⁸ 大八木（2023年）。大八木（2024年）

⁹ 初回の連合理事会については次を参照。Council of the European Union, (15th December 2014) ,

¹⁰ Council of the European Union, (15th December 2014) , *Joint Press Release following the first*

Association Council meeting between the European Union and Ukraine, https://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/146300.pdf (2023/4/30 最終アクセス) . EUとウクライナは、ロシアによるクリミアの違法な併合を非難するとともに、ロシアから送り込まれた違法な軍隊、傭兵、武器、軍事装備の継続的な存在と侵入を認めないとの立場を示している。

¹¹ Council of the European Union, (15th December 2014) .

¹² なお連合理事会は、EUの側からするとEU理事会のヴァリエーションの一つと考えられるため、出席者は欧州委員会の委員および加盟国の閣僚ということになる。EUおよびその加盟国とウクライナの双方の最高首脳が出席する会合は別にEUとウクライナ首脳会談の場が用意されている。

¹³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁴ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁵ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁶ ボレル上級代表による声明については次を参照のこと。

<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/international-ministerial-meetings/2022/09/05/> (2023/3/17 最終アクセス) .

¹⁷ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁸ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

¹⁹ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁰ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²¹ The European Council, (23rd June 2022) , *European Council conclusions on Ukraine, the membership applications of Ukraine, the Republic of Moldova and Georgia, Western Balkans and external relations*,

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/23/european-council-conclusions-on-ukraine-the-membership-applications-of-ukraine-the-republic-of-moldova-and-georgia-western-balkans-and-external-relations-23-june-2022/> (2022/12/26 最終アクセス) . ここでいう決定 (Decision) とは、一般名詞の決定 (decision) とは異なり、加盟国を拘束する力を有する。

²² The European Council, (23rd June 2022) . コペンハーゲン基準の原文については次を参照。European Commission, (1993) , *European Council in Copenhagen 21-22 June 1993-Conclisions of Presidency*, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/DOC_93_3 (2024/9/4 最終アクセス) .

²³ コペンハーゲン基準の詳細については次を参照のこと。鷲江義勝編著 (2020) 『EU 欧州統合の現在 (第4版)』創元社、259-260頁。またコペンハーゲン基準の欧州国際政治における文脈については次を参照のこと。羽場久美子 (2006) 「ヨーロッパの拡大 — グローバリズムとナショナリズムの相克」1-28頁、(羽場久美子、小森田秋夫、田中素香 (2006) 『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店) 所収。

²⁴ 東欧にとってのコペンハーゲン基準の意義について次を参照。入稻福智 (2004) 「EU 拡大とヨーロッパの再構築」『平成国際大学研究所論集』、vol.4、59-68頁。

²⁵ EUの吸収能力については次を参照。庄司克宏 (2007) 『欧州連合一統合論理とゆくえ』、岩波書店、45-46頁。吸収能力という用語は、EUが加盟国の増加にどこまで対応できるかを示しており、言い換えるならばEUの拡大の限界がどこにあるかが示されている。

²⁶ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁷ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

²⁸ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) . LGBTQという表記が一般的だが、ここでは連合理事会に関するEU公文書の表記をそのまま用いている。

²⁹ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) . イスタンブール条約については次を参照。なお同条約の正式名称は「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」である。森 秀勲 (2020年) 「欧州評議会イスタンブール条約— DV及び女性に対する暴力への対応 —」『立法と調査』、No. 425、28-41頁。

³⁰ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .

³¹ 第1回のサイバー対話については次を参照のこと。

- The European Union, (3rd June 2021) , *Cyberspace: EU and Ukraine launch dialogue on cyber security*,
https://www.eeas.europa.eu/eeas/cyberspace-eu-and-ukraine-launch-dialogue-cyber-security_en
(2023/3/20最終アクセス) .
- ³² 第2回のサイバー対話については次を参照のこと。The European Union EEAS Press Team, *Ukraine and EU held the second round of the UA-EU Cybersecurity Dialogue*, (29th September 2022) ,
https://www.eeas.europa.eu/eeas/ukraine-and-eu-held-second-round-ua-eu-cybersecurity-dialogue_en
(2023/3/20最終アクセス) .
- ³³ The Delegation of the European Union to Ukraine, (9th September 2022) .
- ³⁴ ロシア黒海艦隊は旗艦である巡洋艦モスクワや揚陸艦などがウクライナ側によって撃沈されるなど、開戦当初の圧倒的優勢を失いつつあることを付記しておく。
- ³⁵ ソリダリティレーンについては次を参照のこと。
The European Union Directorate-General for Mobility and Transport (12th May 2022) , *European Commission to establish Solidarity Lanes to help Ukraine export agricultural goods*,
https://transport.ec.europa.eu/news/european-commission-establish-solidarity-lanes-help-ukraine-export-agricultural-goods-2022-05-12_en (2023/3/20最終アクセス) .
- ³⁶ Council of the EU (20th March 2024) , *9th Association Council meeting between the EU and Ukraine* (press releases) ,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/20/joint-press-release-following-the-9th-association-council-meeting-between-the-eu-and-ukraine/> (2024/9/3最終アクセス) .
- ³⁷ The European Council, (15th December 2022) , *European Council conclusions 15 December 2022* ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/60872/2022-12-15-euco-conclusions-en.pdf> (2023/3/20最終アクセス) .
- ³⁸ The European Council, (3rd February 2023) .
- ³⁹ The European Council, (3rd February 2023) , *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/03/joint-statement-following-the-24th-eu-ukraine-summit/> (2023/3/20最終アクセス) .
- ⁴⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴¹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴² The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴³ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁴ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁵ The European Council, (3rd February 2023) , *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*.
- ⁴⁶ The European Council, (3rd February 2023) .
- ⁴⁷ The European Council, (3rd February 2023) .
- ⁴⁸ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁴⁹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁵⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁵¹ これらの改革は一種の民主化の深化の取り組みといえる。いずれもEU加盟には不可欠の改革とされる。羽場 (2006年)、1-28頁。
- ⁵² コペンハーゲン基準は、民主体制の確立、市場経済の確立、そしてアキ・コミュノテールの受け入れという三条件を満たすことである。鷲江 (2020年)、259-260頁。
- ⁵³ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁵⁴ The European Council, (28th June 2023) , p.1.
- ⁵⁵ The European Council, (28th June 2023) , p.1.

- ⁵⁶ European Council conclusion, (30th June 2023) ,
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7-2023-INIT/en/pdf> (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁷ European Council conclusion, (27th October 2023) ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/67627/20241027-european-council-conclusions.pdf>
 (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁸ European Council conclusion, (15th December 2023) ,
<https://www.consilium.europa.eu/media/68967/europeancouncilconclusions-14-15-12-2023-en.pdf>
 (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁵⁹ G7 (12 July 2023) Joint declaration of support for Ukraine,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/07/12/g7-joint-declaration-of-support-for-ukraine/pdf/> (2024/8/20 最終アクセス) .
- ⁶⁰ The European Council, (28th June 2023) , p.1.
- ⁶¹ The European Council, (28th June 2023) , p.2.
- ⁶² The European Council, (28th June 2023) , p.3-8.
- ⁶³ The European Council, (28th June 2023) , p.3-5.
- ⁶⁴ The European Council, (28th June 2023) , p. 5-6.
- ⁶⁵ The European Council, (28th June 2023) , p. 7. ここではイミントの支援が想定されているようである。
- ⁶⁶ The European Council, (28th June 2023) , p.7-p.11.
- ⁶⁷ The European Council, (28th June 2023) , p.8.
- ⁶⁸ The European Council, (28th June 2023) , p.8. 深化した包括的自由貿易地帯とは、外務省の説明によれば、DCFTAはEUの連合協定の一部として、関税障壁撤廃というFTA本来の課題に加えて、双方間の貿易活動にEUのルールを浸透させてヒト・モノ・カネの動きを活発化させようとするものとされる。外務省HPの次の項目を参照。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000540.html (2024/8/20 アクセス) .
- ⁶⁹ The European Council, (28th June 2023) , p.9.
- ⁷⁰ The European Council, (28th June 2023) , p.10.
- ⁷¹ The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷² The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷³ The European Council, (28th June 2023) , p.11.
- ⁷⁴ この点については、EUの主な加盟国がG7メンバーと一部重複し、EUがG7と歩調を合わせて行動していることからいえる。
- ⁷⁵ これに対してロシアも国際社会における自らのプレゼンスと行動の正統性を確立する必要性に迫られており、中国、インドそしてグローバルサウスの国々への接近を図っている。
- ⁷⁶ The European Council, (9th September 2022) .
- ⁷⁷ 制裁の国際連携について次を参照。高山嘉顕（2022）「対露輸出管理等の国際連携」『国際問題研究所戦略コメント』、2022-7。
- ⁷⁸ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁷⁹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸⁰ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸¹ The European Council, (9th February 2023) .
- ⁸² The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸³ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸⁴ The European Council, (28th June 2023) .
- ⁸⁵ The European Council, (28th June 2023) .

令和6年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第1回

テーマ：「令和6年能登半島地震を踏まえたわが国の災害対策の現状と課題」

開催日：令和6年6月16日（日）

講師：日本大学危機管理学部教授 秦 康範

講座の概要

本講座は、①令和6年能登半島地震、②私の考えるわが国の災害対策の課題、③首都圏の課題、④訓練は本気で！、⑤持続可能な地域防災、⑥新しい防災の考え方「フェーズフリー」、の6つで構成された。以下、各内容について概要をまとめる。

① 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、最大震度7を観測、死者・行方不明者263人（2024年6月11日現在）を出す大災害となった。死因¹の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物が原因で亡くなった（内閣府、2024）。建物倒壊が多かった理由は大きく2つ。1点目は、地震動が強かったことである。M7.6、深さ16kmと浅く、活断層が引き起こす地震としては最大級のものであった。さらに観測された地震動は、周期1秒～2秒が卓越しており、木造家屋にとって破壊的な地震動であった。2点目は、耐震化が進んでいなかったことである。高齢化が著しく進行し²、耐震化率は輪島市45%（2022年度）、珠洲市51%（2018年度）と全国平均87%（2018年）³を大きく下回っていた。

② 私の考えるわが国の災害対策の課題

避難所の風景が100年前と何ら変わらない（一般社団法人避難所・避難生活学会理事一同、2019）ことや、避難所での朝食が数ヶ月間毎日のメロンパンなど限られた種類の物資に偏っていた⁴等を紹介した。この理由として、災害対策基本法では基礎自治体が災害対応の一義的な責任を負っていること、災害の頻度は地域や時期を限定すれば決して高くないこと、そのため被災経験があってもその知見やノウハウが他の基礎自治体に伝達されないことを上げた。さらに、防災行政全体の責任を持つ省庁が不在であり、国レベルでノウハウが蓄積されない現状を指摘した。

③ 首都圏の課題

水害による被害面積は、過去30年間でほとんど変化していないにもかかわらず、面積あたりの試算被害額は3.5倍になっている⁵。東京都（2018）によれば、想定最大規模の高潮により東京23区の3分の1は浸水し、浸水想定区域の昼間人口は約395万人に達する。最大浸水深さ10m以上、さらに1週間以上浸水が継続する等、深刻な浸水被害となる。

自然災害のリスクは、一般的にハザード、曝露、脆弱性の積で表現される。首都圏は水害や地震

などハザードは大きい。新しい建物が多くある一方、木賃ベルトに代表されるように古い密集した市街地が広がっており、ゼロメートル地帯にも250万人が居住している。人口密度は極めて高く、被災する人口や資産は地方とはまさに桁違いに多い。首都圏のリスクは、ひとえに東京一極集中という問題に帰結する。すなわちヒト・モノ・カネが集中し、一方でインフラ整備は限界となっており、結果として災害リスクは極大化しているのである。災害多発時代におけるわが国においては、「一極集中の是正」、「食料・エネルギーの地産地消、自律分散」、「電力50Hzと60Hzの統合」の3つを私案として上げた。

④ 訓練は本気で！

釜石市鶴住居地区防災センターにおいて200名を超える住民が犠牲となったのは、訓練のための訓練であったことや、小学校における抜き打ちの地震避難訓練で校庭の児童が校舎の中に向かう映像等を紹介し、訓練だからこそ本気で取り組まないといけないことを指摘した。

⑤ 持続可能な地域防災

持続可能な地域防災について、9つのノウハウ（高橋，2018）を紹介した。

⑥ 新しい防災の考え方「フェーズフリー」

繰り返される災害による被害を軽減するために新しい防災の考え方「フェーズフリー」について紹介し、「フェーズフリー」はwithリスク社会の世界標準になると主張した。

【参考文献】

内閣府（2024）『令和6年版 防災白書』

一般社団法人避難所・避難生活学会理事一同（2019）『避難所・避難生活学会からの緊急提言』，<https://dsrl.jp/243>，2024年12月1日アクセス

東京都（2018）『想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を作成しました』，<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/03/30/03.html>，2024年12月1日アクセス

高橋直也（2018）『地域防災活動の持続可能性に関する研究』，山梨大学土木環境工学科卒業論文（秦研究室）

¹ 警察庁情報（3月31日現在、石川県が発表した死者（災害関連死を除く）のうち、警察が取り扱った228人を対象としたもの）

² 2023年10月時点で、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、珠洲市53%、輪島市49%など、被害の大きかった奥能登地域は50%前後と非常に高い地域であった

³ 国土交通省による推計

⁴ 2018年西日本豪雨災害における避難所を調査した慶応大学ラジブショウ教授による真備町豪雨災害報告書

⁵ 「激甚水害が呑む都市政策 被害額3.5倍、低地開発に誤算」、『日本経済新聞』、2024年6月8日

令和6年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第2回

テーマ：「国民保護って何のこと？？未体験の危機に備えて考えておきたいこと」

開催日：令和6年11月11日（月）

講師：日本大学危機管理学部准教授 中林 啓修

講座の概要

日本が外国からの武力攻撃にさらされるような状況が発生した場合に、住民らの生命・身体・財産などを守り、社会の安定を維持するための諸措置を日本では「国民保護」と呼んでいる。国民保護は2003年6月に成立した「事態対処法」（現在の正式な名称は「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」）と2004年6月に成立した「国民保護法」（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づいて実施されている。本講座は、国民保護について、その概要、現在行われている取り組み及び未着手の事項などを含む課題点を論じた。

「国民保護」という言葉を“X”（旧twitter）などで検索すると、そこでは、「国民保護と生活保護との混同」や、「国民保護＝日本国民を守る（国籍による峻別）」という誤解が見られる。しかし、本来の「国民保護」とは「対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置」（国民保護法第2条第3項）を指すものであり、国際法上の文脈では、「国民の保護のための措置は、基本的には、国際人道法の主要な条約の一つであるジュネーヴ諸条約第1追加議定書が規定する「文民保護」に該当するもの」（平成16年版防衛白書 第3章コラム「解説 文民保護」）と考えられている。また、これらの趣旨を踏まえ、国民保護措置の対象は国籍法上の「日本国民」に限らず、日本の領域内に所在するすべての文民を含むと考えられている。「全ての文民」である以上、そこには、その時点での敵国民や、日本に外交使節がなく自国による直接の保護を期待できない国の国民も含まれている。

国民保護法のポイントは、次の5点に要約される。第1に、国や自治体、関係機関・団体および国民の責務を明確にし、国の方針のもとで対応するトップダウン型の制度とされていること。第2に、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態および緊急対処事態の認定を前提としており、事態対処法の執行法としての性質を持っていること。第3に、制定時の国会答弁から災害対策基本法や災害救助法の規定を援用した制度と認識されていること。第4に、主な国民保護措置としては避難、救援、

対処（被害軽減）の3項目があり、このうち救援は災害救助法に準じた内容となっていること。そして、第5に、外国からの武力攻撃を前提としていることから、運用には国際人道法の趣旨や考え方が反映されるべきであること、である。

上記の通り、国民保護はトップダウンの制度とされているが、実効性確保の観点から、事態認定に伴う要避難地域および避難先地域の指定などの点で、国、自治体及び指定公共機関等関係機関による密接な連携が不可欠とされている。その理由の一つとして、国民保護措置としての避難が、「災害時の避難」（緊急避難場所に行く、自宅近くの避難所で生活するなど）とは全く異なっている点を挙げることができる。すなわち、国民保護、とくに武力攻撃事態における避難とは、まだ実際の攻撃が行われてはいない「武力攻撃予測事態」の段階から実施されるべきものであり、その規模も県域を超えるような広域、大規模かつ、時間的にも数年に及ぶ可能性のある長期的なものと考えられている。しかも、要避難地域の文民は原則として要避難地域外への退去が求められることから、要配慮者（特に移動そのものが命のリスクになりうる人）を含めて避難を進める必要があり、役所等の移転も必要になる。

こうした避難について現在最も検討が進んでいるのは沖縄県であり、本講座でも沖縄県の検討事例を紹介した。沖縄県では、避難対象を宮古島以西の5つの自治体（宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町）の合計11万人以上の住民とし、九州各県を想定上の避難先として、空路及び海路によって避難させるというシナリオで避難のための具体的な要領の検討を行っている。この検討では、概ね6日程度で住民らの避難を完結させることになっているが、現在定期航路がない沖縄本島と宮古島や石垣島との間の海路の確保の方法や、既述の「移動そのものが命のリスクになりうる人」の避難方法の詳細など更に検討を深めるべき論点も少なくない。こうした避難の検討は沖縄県が主導し、国の協力も得ながら行われているが、これと並行して、2024年3月には、地域の首長らの要望も受ける形で政府から、上記5市町村での整備を念頭に「特定臨時避難施設」（いわゆるシェルター）の整備についての技術ガイドラインおよび方針が示されている。また、国民保護一般の話として避難後の受け入れをスムーズに進めるために必要な措置を検討する目的で、政府の要請に基づき、九州各県では自団体が受け入れ先となった場合を想定した受け入れ計画の検討も始まっている。

このように、特に2020年代に入ってから進展が著しい国民保護に関する具体的な施策検討だが、その一方で残された課題も少なくない。本講座では、こうした残された課題として、救援内容の充実を含めた、避難後（ポスト避難）の措置の貧弱さ、安全な住民避難のために必要な早期の事態認定実現のための準備の不足、早期避難の実現に不可欠となる国際社会や国民、あるいは避難を実態的に担っていくことになる旅客運輸事業者とのコミュニケーション不足などを指摘した。

最後に、戦争そのものの発生を防止する確実な手段が見出せない（私たちが戦争を制御できていない）事実を踏まえれば、国民保護について準備しておくことは重要だが、国民保護は「合法的に戦争を戦う手段」ではなく、国民保護措置を必要としない状況が最善であること、そうした状況を

創り出しつつ、万一に備えるためには、外交、防衛そして国民保護が3つの柱となることを指摘して、講座の締めくくりとした。

以上



危機管理学研究

投稿要項

令和2年4月1日制定

1. 投稿資格

- ① 投稿者は、原則的に、研究紀要刊行年度に日本大学危機管理学部危機管理学研究所（以下「研究所」という）に在籍する所員とする。
- ② 現所員から推薦を受けた者は、危機管理学部危機管理学研究所編集委員会（以下「委員会」という）の承認により投稿者となることができる。
- ③ 第1号及び前号以外で投稿を申し出て委員会で承認された者は、投稿者となることができる。
- ④ 委員会が依頼した原稿については、投稿資格を問わない。

2. 投稿原稿

- ① 投稿原稿は、他誌等に未発表でかつ査読中ではないものとする。
- ② 投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、翻訳、資料、書評、その他とする。
- ③ 投稿原稿の分量（図表・注記を含む）は、論文が20,000字程度、研究ノートが12,000字程度、書評が2,000字程度とし、他の種類の投稿原稿については委員会が投稿者の意見を踏まえて定める。
- ④ 投稿者は、編集委員会が指定する期日までに投稿原稿の和文タイトルを編集委員会が指定するアドレスにメールで送付する。その後、編集委員会が指定する期日までに投稿原稿（和文及び英文タイトルを含む）を編集委員会が指定するアドレスにメールで送付する。
- ⑤ 投稿者は、執筆要領に従って原稿を執筆して投稿するものとする。
- ⑥ 投稿者は、投稿原稿中に含まれる第三者の著作権からの転載等について、その著作権上及びその他法令上の手続きが必要な場合には、当該手続きを行うものとする。
- ⑦ 投稿原稿（写真・図表等を含む）は、原則として返却しない。

3. 査読

- ① 委員会は、投稿原稿の内容等を踏まえて、原則的に、研究所所員の中から査読者を選定し、掲載基準に従った査読を依頼する。
- ② 委員会は、査読結果を十分に斟酌したうえ、投稿原稿の掲載の可否を決定する。この際、査読結果に基づく投稿原稿の修正を求める場合がある。
- ③ 委員会から査読の依頼を受けた研究所所員は、特段の支障が無い限り査読を行うものとする。

査読の細部要領は、委員会が査読者に示す。

- ④ 査読はダブルブラインド方式とし、査読者の数は論文では2名、他の投稿原稿では1名とする。

4. 編集

- ① 委員会は、掲載する投稿原稿を編集する。
- ② カラーページの印刷には原則、対応しない。投稿者がカラーページの印刷を希望する場合は、事前の相談を要する。
- ③ 論文及び研究ノートについては、原則、30部の抜き刷りを、翻訳、資料、書評、その他については、原則、10部の抜き刷りを作成し、投稿者に配布する。

5. 著作権

- ① 掲載の決定した論文等に関する著作権は研究所に帰属する。投稿者は、掲載論文等を他に転載する等の場合には、研究所の許諾を得なければならない。また、転載した掲載論文等には、その旨を明記することとする。
- ② 投稿原稿が共同執筆である場合、投稿者はその共同執筆者全員から前号の許諾を得て委員会に文書で報告しなければならない。
- ③ 掲載論文等に関して、第三者との間に著作権侵害又は名誉棄損等の紛争が生じた場合には、当該論文等の投稿者自身が一切の責任を負うものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 危機管理学研究投稿規定（平成29年1月30日作成）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

危機管理学研究

掲載基準

日本大学危機管理学研究所編集委員会

(平成28年9月15日作成)

「危機管理学研究」への掲載の可否は、次の基準による。

1. 掲載の一般的基準

- ① テーマが機関誌の研究分野、編集方針と合致していること
- ② 高度な学術性を有すること
- ③ 二重投稿や剽窃、ねつ造の疑いなど、コンプライアンス上、又は倫理上問題がないこと
- ④ 文章表現が適切であること
- ⑤ 分量が適切であること
- ⑥ 注釈や参考文献表記など、形式的に適切であること

2. 論説の掲載基準

- ① 新しい学説・解釈・知見を提示するもの
- ② 従来と異なる、独創的な体系を創出するもの
- ③ 新しい資料（史料）の発見に関係するもの
- ④ 新しい時代状況に対応して重要な指摘をしたもの
- ⑤ その他、学問的に重要なもの

3. 研究ノートに掲載基準

- ① 論説の掲載基準に達しないものの、学術的に記録や発表が求められるもの
- ② テーマの新規性や重要性が乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるもの
- ③ 実証性に乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるもの
- ④ 学術的論証や解説がなく、史料やデータが中心となるもの

4. 翻訳、資料、書評、その他の掲載基準

- ① 翻訳の場合、翻訳に値する文献を翻訳者がその原典をよく理解し、読みやすい日本語に翻訳しているもの
- ② 資料の場合、紹介に値する資料を紹介者がよく理解し、的確な表現をもってその学術分野の

研究に貢献するもの

- ③ 書評の場合、書評に値する文献を書評者がよく理解し、その学術分野において的確な位置づけをしているもの
- ④ その他の場合は、編集委員会が判断する。

危機管理学研究

執筆要領

1 書式等の原則

- ・ ワードプロソフトはMS-WORDを使用する。
- ・ A4版で横書き、一段組。
- ・ 1ページ40列×36行、上下左右の余白はMS-WORDの基本設定。
余白は上35mm、下30mm、左30mm、右30mmとする。
- ・ ページ数をページの下中央につける。数字のみで示す。
- ・ 本文の文字は10.5ポイントで、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・ 章・節タイトルの文字は10.5ポイントで、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・ 章タイトルは行の前後1行あけ。
- ・ 節タイトルは行の前1行あけ。行の後は1行あけない。
- ・ 章構成の「はじめに」「おわりに」を使用した場合でもその章に章番号をつける。
- ・ 数字はすべて半角を使用する。1ケタでも2ケタ以上でも半角を使用する。
- ・ 英語表記もすべて半角を使用する。機関の略称等も半角を使用する。
- ・ 図表のタイトルは図表の上におく。図表を引用した場合は、タイトルの後に()付で出典を示す。図表番号は図と表を別けず「図表1～図表10」と通し番号。
- ・ 論文中で使用する研究者、歴史上の人物などの固有名詞が英語表記である場合は、初出時にカタカナでフルネームを記し()内に原語表記を示す。2回目から名字をカタカナだけで示す。
- ・ 先行研究や資料の引用時、引用が2行以上にわたる場合は2字下げ、上下1行改行する。
引用部分を四角囲み等はしない。引用元を表記する。
- ・ 注釈は論文の末尾につける後注とする。注番号は英数字とし、()はつけず数字のみとする。
本文中の数字は1/4角上付け。
- ・ タイトル、所属、職名、氏名、目次、本文、文末脚注の順で記載する。詳細は、最新号に掲載の「論文」や「研究ノート」を参考に作成する。
- ・ 見出し番号は「I (ローマ数字・大文字)、1(半角)、(1) (括弧は全角、数字は半角)」の順で、図表番号は「図表1」(数字は半角)で表記する。
- ・ 日本語の句読点の表記は「、」「。」で統一する。
- ・ 完成段階でページ番号が変更になる可能性があるため、投稿原稿のページ番号を用いた参照指示(たとえば本稿の「〇頁を参照」等)はしない。

2 引用文献表に関する原則

【日本語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】著者名(出版年)『書名』 翻訳者名、シリーズ名(出版社)、頁。
- ②【論文】著者名(発行年)「論文名」『掲載誌名』 巻号数、頁。
- ③【新聞】著者名「記事名」『新聞名』(発行年月日)(夕刊の場合は明示)。

2度目以降の引用時の場合

- ①「著者姓、著書あるいは論文の略称、(出版年)、頁。」のように表記する。
- ② 但し、同一資料を直後に引用する場合、「同上、頁。」のように表記する。＊「前掲書」、「前掲論文」の表記は使用しない。
＊②の場合、直前の注の表記を繰り返さない。＊引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。例)145-149 頁。＊書名、論文名は、2度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。＊著者などが4人以上の場合は、「●●他」を用いてよい。

(凡例)

- (1) 福田充(2010)『リスクコミュニケーションとメディア－社会調査論的アプローチ』、北樹出版、101頁。＊二度目の引用：福田(2010)、129-130頁。
- (2) ティム・ワイナー (2008)『CIA秘録－その誕生から今日まで(上・下)』 文藝春秋社. Weiner, T. (2008) *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, The Robins Office Inc., New York.
- (3) 先崎彰容(2004)『『普遍的な論理』をめぐって－和辻論理学と保田與重郎の近代批判』、『日本思想史研究』、第36号、125頁。
- (4) 「熊本地震、M7.3の「本震」 死者計41人に」、『日本経済新聞』、2016年4月16日。

【英語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】 Author (Last Name, Initial), (Year), *Title*(イタリック), (Place of Publication: Publisher,), Page(s).
 - ②【論文】 Author (Last Name, Initial), (Year), “Title of Article,” *Title of Journal*(イタリック), volume, number, month, Page(s).
 - ③【新聞】 Author (Last Name, Initial), “Title of Article,” *Title of Newspaper*(イタリック), Date of Publication, Page(s).
- ＊1つの注において複数文献を引用する場合は、セミコロン(;)でつなぐ。＊引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。(例)pp. 145-149. ＊誌名は略称を用いない。

2 度目以降の引用の場合

①「Last Name, (Year), Page(s).」のように表記する。＊Op.cit., は用いない。但し、同一資料を直後に引用する場合、「Ibid., Page(s).」のように表記する。＊Ibid. はローマン体で入力し、イタリック体としない。＊②の場合、直前の注の表記を繰り返さない＊書名、論文名は、2 度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。但し、頭文字をとった略称を用いる場合、初出注においてそれを明示する。＊著者などが 4 人以上の場合は、「et al.」を用いてよい。

(凡例)

(1) Gat, A. (2006) *War-In Human Civilization*, Oxford University Press, pp.112-115.

＊二度目の引用：Gat (2006), p.226.

(2) Kotani, K. (2011) “Le paradis des espions”, *Alternatives Internationales*, vol.67, p.160.

(3) Peterson, P.G. (2002) “Public Diplomacy and the War on Terrorism,” *Foreign Affairs*, Vol.81, No.5, September/October 2002, pp.74-96.

(4) “A World of Trouble for Donald Trump”, *The New York Times* (December 1, 2016).

【インターネット上の資料を用いる場合】

資料名、発行機関名、URL、アクセスした日付の順。

(凡例)

(1)「SARS に関する APEC 行動計画(概要)」外務省、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/sars_kodo_g.html (2016 年 12 月 2 日アクセス)。

(2) “Who will win the presidency?”, FiveThirtyEight, http://projects.fivethirtyeight.com/2016-election-forecast/?ex_cid=rrpromo (2020 年 12 月 1 日アクセス)。

3 文字数に関する原則

- ・ 文字数の上限について、論文の場合は 22,000 字、研究ノートの場合は 13,200 字とする(もし文字数の超過がある場合、原稿提出の段階で編集委員会より修正を求める)。
- ・ 文字数の確認方法については、Microsoft Word の「文字カウント機能」(「校閲」→「文字カウント」)を用いて、「テキストボックス、脚注、文末脚注を含める」にチェックを入れ、「文字数(スペースを含めない)」に表示される文字数とする。

【その他の事項】

- ・ 内容上および文章上の確認・修正を十分に行った上で投稿すること(採用後の大幅な加筆修正等は認められない)。
- ・ 編集上の技術的な問題(注様式の統一など)に関しては、編集委員会の判断で修正を行うことがある。

以 上



RISK MANAGEMENT STUDIES

No.9 March 2025

Farewell Address on the Retirement of Professor Nozomu Yoshitomi

Mitsuru FUKUDA

Special Issue: One Year after the 2024 Noto Peninsula Earthquake: Current Status of Disaster Management

■ Overview

Problems in Disaster Management for the 2024 Noto Peninsula Earthquake

Mitsuru FUKUDA

■ Original Article

A Study about the “Phase-Free” Parent-Child Communication that Contributes to Psychological Care in Natural Disasters: Considering the Increasing Number of Home Evacuees

Atsushi KIMURA

■ Research Note

A Study on the Role of Municipalities under the Basic Act on Disaster Management and Issues of Large-Scale Disasters

Yasunori HADA

Submitted Papers

■ Original Article

A Study of the Cognitive and Social Psychological Considerations on SNS-Based Investment and Romance Scams

Atsushi KIMURA

Aspects of the European Union’s Support of Ukraine: Focusing on the European Union’s Political Supports

Tokihiro OYAGI

Public Lectures

Current Status and Issues of Measures on Disaster Management in Japan Based on the
2024 Noto Peninsula Earthquake

Yasunori HADA

What is National Protection (Civil Defense)? Things to Consider in Case of a Crisis Not
Previously Experienced

Hironobu NAKABAYASHI

編集後記

令和6年元日に発生した能登半島地震から1年が経過した。日本大学は石川県と令和5年8月に包括連携協定を締結しており、危機管理学部も福田充学部長や吉富望教授をはじめとして発災後早期から復興協力に従事している。本誌でも「能登半島地震から1年―災害対策の現在地―」と題した特集を組み、3件の原稿を掲載した。今年は阪神淡路大震災から30年でもある。危機管理学は災害対策にどのように貢献し得るか、これらの原稿を通じて改めて考えたい。なお、特集という括りに限定することなく、今後も関連の取組みについての発信を適宜行っていきたい。

当研究所は今期、西田亮介教授、秦康範教授、中林啓修准教授の3名の所員を新たに迎えた。秦教授と中林准教授は公開講座で講師を務め、その報告が本誌に掲載されている。また、西田教授は当研究所主催シンポジウム「リベラル安全保障とダイバーシティ」(講演:菅野志桜里氏(元衆議院議員/弁護士))のコーディネータ及び討論を担当した。その内容はYouTubeでライブ配信されるとともに、日本大学危機管理学部の公式YouTubeチャンネル(下記二次元コード参照)からアーカイブ視聴も可能である(2025年1月31日現在)。新たなメンバーとともに研究所全体の活動を益々拡大・深化させ、社会貢献のための危機管理学を実践する研究プラットフォームとしての役割を果たしていきたい。

編集委員長: 日本大学危機管理学部 教授 木村 敦



日本大学危機管理学部公式YouTubeチャンネル

危機管理学研究 第9号

編集 『危機管理学研究』編集委員会

発行 日本大学危機管理学部危機管理学研究所

〒154-8513 東京都世田谷区下馬三丁目34番1号

T E L 03-6453-1600 (事務局代表)

F A X 03-6453-1630 (事務局代表)

2025年3月発行



日本大学危機管理学部危機管理学研究所
2025年3月 発行